

議長／ただいまから令和6年第3回千代田区議会定例会継続会を開会します。

これより、各会派の代表質問に入ります。

初めに、#次世代・都民ファースト・立憲の会を代表して、9番小野なりこ議員。

小野議員／第3回定例会において#次世代、都民ファースト、立憲の会を代表して質問させていただきます。

質問に先立ち、能登地方の大雨で犠牲になられた方の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、区長の招集挨拶では、今年1月に発覚した官製談合防止法違反事件に対する庁内での対応に言及されました。

議会では、再発防止について報告する段階にはありませんが、区民の皆様の信頼回復に向け、引き続き取り組んでまいります。

また、令和5年度の決算について、アフターコロナ社会の兆しや物価高騰などの社会情勢に対応した補正予算や歳入の堅実な収入などについて述べられました。

決算については、10月1日から始まる決算委員会を控えているため、ここでは企画総務委員会並びに区長招集挨拶で共有された、令和7年度の予算編成方針の中から3項目伺います。

まずは、地域コミュニティの活性化支援についてです。

今年は、コロナ禍からの本格的な再起を象徴するような勢いで、町のあちらこちらでイベントが開催され、活気にあふれた夏でした。

特に、新たな試みとして近隣町会との合同縁日など、単会では叶わない規模感でにぎわいを創出するなどの取組が見られました。

また、番町麴町、富士見、神田といった飛び地で、御覧の多世代イベントも開催され、大変盛り上がりました。

次年度はさらに地域を広げて開催される模様で、地域を越えた取組がこれまでにない新たなつながりを生み出す交流になる兆しを感じております。

町会では次世代の担い手不足をはじめ、課題が表面化しているため、こうした機運を捉え、新たな活動が町から生まれるようなきっかけづくりを先導するのはいかがでしょうか。

ほかの地域の取組は参考になりますが、意外と知る機会も少ないです。

「地域ならでは」がほかの地区にも伝わるようなイベントのアイデア出しの場をつくり、新たなイベントを開催、そこを区が支援するのも有効かもしれません。

例えば、オリジナリティあふれる町の縁日イベントチラシ展や町会自慢の焼きそば交流祭など面白いかもしれません。

現在の千代田区主催の体育大会は全域ですが、運動が苦手な人や町会に入っていない区民の方々が気軽に楽しく御参加いただける新たな企画が町から生まれることで未来の町の担い手、文化継承に関する問題解決の糸口も見えてくると思います。

令和4年度に策定されたプレイスメイキング等の実証実験で広くアイデアを募り、採択された案が順次開催されるなど、新たなコミュニティの活性につながる取組が進んでいます。そこで伺います。

点で見る町の活性化に加え、全区的な活性化について区のお考えをお聞かせください。

一方で、こうした全区的な連携などにエントリーしたくても手が挙げられないなど、運営に大きな課題を抱えている町会もあるかと思えます。

こうした町会に対する支援の在り方についてもお考えをお聞かせください。

次に、ラストワンマイルのための各種連携について伺います。

樋口区長自らが、必要な人に情報やサービスが届くことを目指したラストワンマイルの問題解決を掲げ、区民への情報提供やニーズ調査が進められてきました。

その原点は、かつて都議会議員として町を巡る中、行政支援として用意されているにもかかわらず、必要などころや必要な人に支援策が届いていない感覚をお持ちになった御経験からではないでしょうか。

同時に区民の声に耳を傾けることで支援策の活用をしにくい点やニーズが明らかになり、改善を重ねることで真にお役に立てる施策となる実感をお持ちになったのではないかと想像します。

まだ道半ばと感じますが、区民に知っていただき、活用しやすい施策にするためにも「デジタルとアナログ」、「間接的、直接的な接点」を駆使しながら、職員の皆様の御尽力によって行政サービスのクオリティーが保たれています。

個別事情が多様化する中、誰一人取り残さないという思いで臨むには、庁内の努力とマンパワーだけでは難しく、外部リソースの一層の活用が必要と考えます。

区民との協力関係はもちろんですが、区内の企業、外郭団体との連携をさらに強化することも重要ではないでしょうか。

例えば、社会福祉協議会は地域福祉計画に基づいた事業を展開されていますが、最近では地域コミュニティについてのお困りごとを聞きながら支援に当たるなど、福祉的な視点だけでは整理しにくいニーズがあると感じます。

特に、在学、在勤者、民間企業との協働の機会が豊富で、私自身も協働の現場を目の当たりにする機会がよくあります。

現場に出る機会が多いからこそ、リアルな現状も肌感覚で理解されている可能性が高いでしょう。

区民の動態把握には関節的な接点のアンケート調査も有効ですが、痒いところに手が届く直接支援が強みの社会福祉協議会との連携は有効と考えます。

一部の事例ではありますが、以上を踏まえて伺います。

今後のラストワンマイルの問題解決とニーズ把握、必要な支援策の展開を視野に入れた外郭団体との連携についてどのようにお考えかお示してください。

次に、デジタル技術の活用とデータに基づく政策立案についてです。

令和7年度の予算編成方針として、デジタル技術を活用した区政運営を明文化されていません。

同時にデータに基づく政策立案とあります。

まず、デジタル技術の活用ですが、DXの推進で区民サービスの利便性向上や必要な対象者に情報を個別で届けるプッシュ型が推進されています。

日進月歩のデジタル技術を区政運営に取り入れ、課題解決をスピーディーに行うことは非常に重要です。

どのような課題解決にデジタル技術を導入されるのか次年度の施策に期待したいところですが、デジタル技術のもたらすデータの活用で新たな施策を導入する検討も進めていただきたいです。

特に、人の動向に関するデータ収集と活用で例を挙げれば、子供たちの成長を支える現場でのデジタル技術です。

こちらは、エフバイタル株式会社と国立成育医療研究センターの共同研究に関するプレスリリースです。

発達障害の子供への具体的な支援をデジタル技術で導き出す技術です。

その子の発する声や表情、行動の動画解析とAIによるデータ参照で、「なぜ痙攣を起したのか」「トレーニングを開始してから何が効果的で、どれだけの成果が出たのか」「どの対応がふさわしいか」など、データと全国の医学・療育・保育のプロフェッショナルたちの知識に基づいた対応が可能になり、子供・親・先生のストレスを軽減することが期待されています。

発達障害は一人一人異なるため、対応が属人的、経験値、勘に頼る側面が大きく、これまでに現場や当事者、御家庭の状況を基に様々な提案、要望を重ねてまいりましたが、努力では間に合わない現実もあります。

4月から合理的配慮が義務化された点から見ても、人手不足の打開策をデジタル技術の活用で検討する必要があるようです。

同時にデータに基づく政策立案を掲げられましたが、形骸化している事業は見直しや廃止もデータに基づき判断されると受け止めました。

こうした振り返りと評価、必要に応じた見直し案の提示は非常に重要と賛同しますが、現在公開されている決算資料以外でどのように振り返り、取捨選択を判断されるのか、これまでとの違いがあればお示しいただきたいです。

今までもデータは活用されていたと理解していますが、現在や未来に生かす旬な数値としてはやや合わないと感じるデータもあります。

また、活用するデータによっては自治体間の特徴がかえって分かりにくく、似たような政策になりがちな懸念もあります。

近年の新事業ではレシ活が記憶に新しいですが、コールセンターへの苦情の件数と区民の感謝の声を比べると区に届く声は圧倒的に苦言です。

ほかの点でも批判的な声は肯定的な意見よりも大きくなりがちで実数との乖離があります。また、必要な事業にもかかわらず、対象者、当事者が少なく、埋もれてしまうこともあります。

比較的きめ細やかな本区の施策展開ですが、政策あつての施策ですから、実情も踏まえた上で、一定の基準を設けられる必要があると考えます。

以上を踏まえて伺います。

デジタル技術の活用の目的や具体策は、区民の日常の質が向上するためである点が最優先と考えますが、本区のデジタル技術活用についての方向性、検討事項についてお示しくください。

また、本区におけるデータに基づく政策立案とは何か、見極めまでのプロセスなどを可視化される御予定かお考えをお示しくください。

次に、動物との共生について2項目伺います。

区長公約の施策の中にペットとの同行避難、ドッグラン、動物福祉の推進が掲げられました。

まず、ドッグランやドッグパークの検討状況についてです。

犬を飼っている方々はこれまでのお散歩中の交流や、ペットが同伴可能なカフェでの交流で情報交換をされている様子が伺えます。

御覧のとおり区内にもドッグランが増えており、他区のドッグランに出かけたことがある方の経験談や各地のリーフレットやサイトなどはとても参考になります。

区内にドッグラン設置といえば、飼い主の誰もが必要で喜ばれると考えていましたが、実際には難色を示す方、反対される方も一定数いらっしゃいます。

お話しを伺うと、トラブルを見聞きしたり、実際に巻き込まれた経験があるとの御意見もあります。

また、コロナ禍でペットを飼う方が増え、飼い主のマナー、犬の社会性やしつけの有無が起因となるトラブルのリスクも伺います。

飼い主の中には外出に必要な犬の社会性を身に着けるための保育園の利用、しつけのための教育をされる方が多数で、このような意識をお持ちの方は、排せつ物の始末はもちろん、ほかのペットとの関わりを大切にされているため、トラブルのリスクは低いです。

他方、区内でもお散歩時に手ぶらの飼い主が見受けられ、自分のペットの排せつ物を片付けない目撃情報もあります。

ところによっては、まちの植え込みに注意書きの看板が設置されていますが、日本語のみの注意書きには外国語表記も必要ではないかとの御意見もあります。

こうした状況を鑑みると、公的なドッグラン設置の場合は、顕在化している問題解決も同時に必要です。

他区のドッグランのパンフレットを見ると、様々な工夫に加え、トラブルを未然に防ぐルールや事前の申請が多様です。

先ほど御覧いただいていたのが杉並区のドッグランですね。

そして、今御覧いただいているのが、ふるさと納税を活用した事例です。

これは、利用料は無料で、維持管理費にはふるさと納税を活用されています。

また、設置までのプロセスも自治体ごとで違うようで、こちらは港区の検討フローです。

こうした取組を参考にしながら進めると同時に、千代田ならではの課題もつかんだ上で設置検討をお願いしたいです。

犬の場合、ワクチンの接種など、保健所も飼い主の把握をしていると思うので、ドッグランの利用申請には一定のハードルを設け、講習会で飼い主の知識や意識の醸成、マナーを理解した上で申請を可能にするなど御検討いただけるとありがたいです。

公共のスペースに限りがある中、ドッグランやドッグパークの設置は困難ですが、工夫次第で昨今の問題解決にもつながる取組となりそうです。

動物との共生施策として可能な限り進めたい施策ですが、問題の把握や検討の状況についてお聞かせください。

2点目はペット飼育の課題と対策です。

これまでに本区では、ペットの災害対策のポイントや環境省のリーフレットを区のホームページに掲載したり、区が共催のちよだ猫まつりで主催団体の災害対策のパネル展示に伴い、既存リーフレットを配布、周知するなど取り組んでこられました。

また、災害対策危機管理課の地域防災計画に基づく千代田区避難所運営マニュアルを策定し、ペットとの同行避難について記載、ケージの備蓄も進められてきました。

しかし、ケージのサイズや個数、避難時のケージの設置場所などは、避難所運営協議会に参加した方しか知る機会がなく、同行避難が可能ということのみが独り歩きしてしまっている一端に触れる機会があります。

実際にペットと暮らす方には、千代田区が地区内残留地域であり、まずは在宅避難への備えを万全にさせていただくこと、避難所に移動する必要がある場合は御自宅からケージ、ペット用の備蓄品をお持ちいただく必要があることの周知も重要です。

他区では、独自のペット防災の手引きなどが作成され、非常に分かりやすくまとめられています。

各地で大規模な災害が発生するたびに、発災から数週間経つと動物の保護などがニュースで取り上げられますが、備えを促す一層の取組が必要だと考えます。

そこで伺います。

備えを早めにしていただくための周知の手段など、今後について何か検討されていますでしょうか。

令和4年度の災害対策危機管理特別委員会でもペットの同行避難について所属委員からいろいろな意見が出されましたが、進んでいることがございましたらお示しください。

また、高齢者や単身者世帯でのペット飼育にリスクは付き物です。

例えば、急な入院や事情で飼育が困難になるなど、相談が寄せられることもあるのではな

いでしょうか。

本来ですと、万が一に備え、飼い主の責任で準備することが必要ですが、飼い主にトラブルが発生し、初めて問題が表面化し、連絡が入る可能性もあると思います。

以前の本会議の質問で、多頭飼育への対策など問題意識をお持ちである旨の答弁がありました。

全体的な数としては少ないかもしれませんが、備えは必要です。

そこで伺います。

問題が表面化した場合などについてのお考え、区として動物との共生についてのお考えをお聞かせください。

続いて、ヒートアイランド対策について2点伺います。

1点目は、屋上緑化を活用したヒートアイランド対策と地域コミュニティです。

本区では、ヒートアイランド対策計画が策定され地球温暖化と都市化によるヒートアイランド問題の解決に有効とされる8つの手段がヒートアイランド対策助成制度として展開中です。

ヒートアイランド現象は、人工的な構造物や排熱を要因として気温が上昇する現象で、都市を中心とした問題とされています。

一方、地球温暖化は、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増えることを要因として気温が上昇する現象で、その広がりには地球規模とされています。

都市部の気温上昇は、地球温暖化の影響にヒートアイランド現象が加わり、全国の都市部で発生しています。

区内は地表面被覆の人工化が高いですが、豊かな自然をたたえた皇居が中心にあります。

クールアイランドの形成に貢献できるのではないかと考えます。

皇居の自然を取り巻くビル群の屋上や壁面を緑化しながら、冷気のしみだしに貢献する環境づくりを推進し、猛暑日や熱帯夜の軽減につなげる取組は急務と考えます。

しかし、こうした施策の展開には区内のビルを所有する事業者の理解と協力なしには実現しません。

最近では、ヒートアイランド対策の観点だけでなく、地域の在住者やビル勤務者との交流も視野に入れた屋上緑化の在り方、いわゆるアーバンファーミングへの関心も高まっています。

例えば、鑑賞するだけの屋上緑化ではなく、都市型の菜園としてみんなで栽培、収穫し、地域の多世代で楽しむ地域コミュニティの創出です。

区内でも既に取り組んでいる事例がありますが、資金力のある企業です。

こうした取組を広げるためには、中堅企業も手が挙げやすくなるよう区の助成制度の植栽の多年草等についても柔軟な運用が期待されます。

アーバンファーミング・生物多様性・地域コミュニティの観点で制度の活用を促進することで、ちよだ生物多様性推進プランにも掲げている2030年ネイチャーポジティブの実

現や、町会をはじめとする地域コミュニティの新たな活性化にもつながると考えます。  
そこでお伺いいたします。

ヒートアイランド対策は屋上緑化で豊かな都市化を共創しながら新たな価値を創出する取組も可能と考えます。

今後の運用の方向性についてお考えをお聞かせください。

続いて、レインガーデンなど各種対策の認知度向上の取組について伺います。

ヒートアイランド対策助成制度が展開され、7月1日にはレインガーデンの助成が追加されました。

制度の助成の対象や条件が分かりやすくまとめられていられませんが、あまり知られていないように感じます。

新築であれば設計段階から活用を御検討いただきたい制度ではないでしょうか。

また、既存ビルもこのような制度を活用し、付加価値の後付けを検討される場合があります。

本区主導でヒートアイランド対策を推進するに当たり、政策と制度の積極的な広報が必要ではないかと思いますが、今後の広報と具体策の検討についてお聞かせください。

最後に、住宅制度の時代に添った住宅の在り方や制度の見直しなど、今後の検討課題について伺います。

まず、時代に添った住宅の在り方や制度の見直しなど、今後の中では加速する高齢化で住宅の在り方について、これまでも様々な議員から質問がありました。

区内で余生を過ごしたい方、区外でのんびり過ごしたい方、価値観もそれぞれです。

一人で過ごされる高齢者が約4200名いらっしゃいますが、認知症の発症や孤独死など、独居のリスクはますます高まります。

介護が不要な場合、シェアハウスなど入居者同士が支え合う居住環境が選択肢として必要かもしれません。

これまで、高齢者の集団生活といえば介護や食事のサービスなどが受けられる老人ホームや、サ高住などがありますが、高齢者向けシェアハウスは、自立生活が前提なので介護や食事の提供がない分、入居費用も抑えられ、何より自由度が高いのが特徴です。

これまでも高齢者住宅などを増やす検討が求められていますが、リソースの限られた本区です。

いずれもメリット、デメリットありますが、これまでの延長線上ではなく、大胆に発想しながら居住環境の新たな選択肢を増やし、超高齢化社会に備えた解決策を本区独自でも模索する必要があるのではないのでしょうか。

今後の方向性や検討についてお考えをお聞かせください。

最後に、制度の見直しなど、今後の検討課題についてです。

区内の公営住宅の倍率の高さは変わらず、抽選をクリアするのも大変な状況です。

時代とともに入居要件など見直しがされ、直近では、東京都パートナーシップ宣誓条例に

基づく変更点でした。

時代とともに個人の事情が複雑化し、従来の申請書類だけでは対応が難しい事情もあります。

時に、東京都と本区で対応が異なる場合もあり、見直しや対応策の検討も必要ではないでしょうか。

例えば、離婚に至っていない長年の別居の場合は、単身者として入居はできません。

入居時には離婚が成立している必要があるなど条件があります。

東京都の場合、長年の別居が分かる戸籍の附票で対応可能です。

裁判離婚で離婚が認められる、別居期間を経過しているなどの事情と照らし合わせて判断することも必要になってくると思います。

抽選に当選後、こうした個々の事情が判明する場合は今後あるかもしれません。

そこで伺います。

セーフティーネットとして重要な役割を果たしてきた区営住宅として、こうした個別事情についての区の見解をお示してください。

以上、4つの事項について質問いたしました。

明快で今後につながる答弁をお願いし、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／小野議員の地域コミュニティの活性化支援に関する御質問にお答えします。

昨今、災害に対する不安の広がりとともに、高齢化や子育て支援における相互扶助の必要性が求められ、地域コミュニティへの期待が一層高まっています。

一方で、地域コミュニティの中核を担う町会では、加入率の減少等に伴って、役員や運営の担い手が不足しており、活動のマンネリ化、町会自体の持続可能性が課題になっています。

こうした状況にあっても、この夏、区内の各町会では、こども縁日や盆踊りなど様々なイベントが開催されました。

私も、各地域の催しに参加させていただきましたが、それぞれが活気にあふれ、多様な交流が図られたすばらしい取組だったと実感いたしております。

区としても、こうした個々の町会などのコミュニティ活動を支援してまいりましたが、御指摘のようなテーマの共有による全区的な連携という取組は、さらなるコミュニティの活性化や新たな交流の創出、町会のプレゼンスの向上につながる可能性があるものと考えます。

今後は、こうした連携の在り方について、コミュニティ活動の担い手となる方々の意見も伺いながら検討してまいります。



また、一方で、こうした取組に参加したくてもできない、様々な運営上の課題を抱えた町会の支援手法につきましても、併せて検討してまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／小野議員の動物との共生に関する御質問にお答えします。

まず、高齢者や単身世帯で飼育困難となった場合の対応についてでございます。

ペットの飼育は本来、飼い主が責任をもって行うべきものではありませんが、議員御指摘のとおり、高齢者や単身世帯に限らず、急な入院や個別の事情で飼育困難となり、ペットが取り残されるといった事案は増加傾向にあります。

区では、ペットに関するそのような相談を受けた場合には、預かり可能な動物病院やペットホテルを紹介するなど、状況に応じて個別に対応を行っております。

また、今年度より、やむを得ない事情により飼育できなくなり、飼い主や親族等が新しい飼い主を探す努力をしても見つからない場合に限って、ボランティア団体の協力の下、引き取って譲渡につなぐ取組や、その動物保護施設（シェルター）への運営支援を開始したところです。

次に、本区の動物との共生に関する考えについてでございます。

ペットは終生の友であり、家族の一員として人の生活に潤いや安らぎを与える重要な存在となっています。

一方で、ペットが近隣とのトラブルの原因となることもあります。

人と動物が共に暮らす上では、動物を飼う人、飼わない人それぞれが、お互いを理解し、尊重して、配慮し合えることが重要であると考えております。

そのため、動物愛護管理法の基本原則にのっとり、区では、動物愛護と適正飼養・終生飼養についての普及啓発を進め、飼育マナーの向上を図ることや不適切な飼育を防止することで、人と動物の共生に対する理解が一層進むよう、取組を推進してまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／小野議員の地域コミュニティ活性化支援についての御質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

初めに、テーマを共有した全区的な活性化の取組についてですが、現在、町会や連合町会、様々な主体における活動は、単独によるものまたは二、三の隣接する町会同士等によるものが多くなっています。

こうしたイベントに対しては、「コミュニティ活動事業助成」やポスター掲示等により支援を行っています。

また、これまで多様な主体のつながりの醸成を目的とした「ちよだコミュニティラボライブ！」により交流を図ってまいりましたが、地区を超えてのつながりや連携イベントなどに発展した例はあまりございませんでした。

御指摘のように、他の地域とアイデアやオリジナリティを共有し、刺激し合うことで、相互のコミュニティの活性化、新たな取組の創出、交流のすそ野の拡大につながる可能性があるものと考えます。

こうした取組の機運醸成に向けて、各町会で活動の企画・立案や運営を担う青年部層の方々との協力が欠かせないものと認識をしております。

今後、商店街、子育てコミュニティ等、様々な主体の方々、特に活動の担い手となる方々からの御意見を聞きながら、現行のコミュニティ活動助成制度運用上の工夫や、制度見直し等の必要性について検討してまいります。

また、運営上の課題を抱えた町会につきましては、個別ヒアリングなどの実施により、個々の事情を踏まえた上で、どのような支援手法が適切か、現行支援メニューの見直しなども含め検討してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／小野議員の、ドッグラン等の検討に関する御質問にお答えします。

ペットを家族の一員とする考え方が定着する中で、区内でペットと一緒に楽しむ場の創設は重要であると認識をしております。

区内のドッグランにつきましては、民間事業者と連携し、大手町川端緑道で平成30年度から試行的に開始しており、昨年度から年間を通じて週末や祝日に本格運用を行っております。

また、区独自の取組としてドックランの整備を検討してまいります。

議員から御指摘がありました、注意書きのサインに外国語の表記を行うことも検討してまいります。

また、飼い主に対する知識や意識の醸成、マナーの向上等につきましては、庁内関係部署と連携を図りながらSNS等の活用も含めて方策を検討してまいります。

続きまして、「住宅制度」の御質問にお答えします。

まず、「超高齢化社会に備えた居住環境の方向性等」についてでございます。

区の高齢者人口は、今後40年で約2倍になると推計されるなど急速な高齢化が予想されております。

こうした中で、住宅にはバリアフリー化や断熱性能の向上に加え、介護ニーズや安否確認サービスに対するニーズなどが求められます。

人生100年時代と言われる今、いつまでも自分らしく活躍していくには生活の基盤である住宅の安定が不可欠であり、高齢者の皆様の状況に応じた様々な選択肢を提供し、セー

フティーネットを充実させていくことが重要です。

今年度、外部の有識者等による検討会で住宅基本計画の改定を行っており、高齢者の居住の安定についてもこの中で検討してまいります。

次に、「区営住宅の入居要件」についてです。

区が実施する事業について、社会状況の変化、区民のニーズや価値観の複雑化・多様化等により、事業開始当初の制度設計が時代に適合しなくなった場合には、柔軟かつ適切に制度を見直すことも重要であると認識をしております。

議員御指摘のケースにつきましては、東京都の状況も参考にしつつ、個々の事情などを十分考慮しながら、柔軟かつ適切な対応を検討し、区営住宅のセーフティーネットとしての役割を果たしてまいります。

議長／ゼロカーボン推進技監。

ゼロカーボン推進技監／小野議員のヒートアイランド対策についての御質問にお答えします。

まず、屋上緑化を活用したヒートアイランド対策と地域コミュニティのお尋ねでございます。

今年の夏は例年以上に暑い日が続き、35℃以上の猛暑日やゲリラ豪雨が頻発し、地球規模で進む気候変動を身近に感じる夏となっています。

千代田区では、昨年度、前計画の効果検証及び現状調査等を行い、17年ぶりに千代田区ヒートアイランド対策計画を改定しております。

議員御指摘の屋上緑化につきましては、夏場の屋上面の温度上昇の抑制や建築物の断熱効果、大気の浄化などヒートアイランド現象の緩和に有効であり、助成制度を設け、緑化を進めています。

御指摘の助成制度の運用方法につきましては、屋上緑化のアーバンファーマーミングなど地域コミュニティの活性化等の観点も含め、地域コミュニティ関係部署と連携し、検討してまいります。

次に、レインガーデンなど各種対策の認知度向上の取組についてです。

今年度より、新築時に緑化指導を行った民間施設やこれから緑化を行う既存ビルなどに対して、雨水を一時的に貯めて時間をかけて地中へ浸透させる構造を持つレインガーデンを設置した場合に補助を行い、緑豊かな都市空間の創出と下水道への負荷を低減する気候変動に適応した減災の取組を推進しているところです。

ただし、議員御指摘のとおり、開始間もないこともあり、現在、レインガーデン助成制度の活用には至っていないところであります。

今後といたしましては、従来のホームページや広報などの普及啓発に加え、今年度、緑化指導を行った建築物への周知や既存ビルへの省エネ助成の普及啓発であるグリーンストッ

ク作戦などを通じて、様々な積極的な広報活動に努めてまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小野議員の令和7年度に向けた予算編成方針に係る御質問にお答えいたします。

まず、外郭団体との連携についてです。

区民ニーズや価値観が多様化する中、支援が必要な方に必要なサービスを確実にお届けするためには、庁内の組織力に加え、外郭団体をはじめとする様々な主体と連携していくことが必要です。

これまでは、年々厳格化される個人情報の取扱いなど様々な課題があり、外郭団体との連携強化がなかなか進みませんでした。今後は、こうした課題を整理した上で、社会福祉協議会を含む外郭団体と本区が持つ情報の一体的な活用など、より一層の区民サービスの充実に向けて、連携方法を検討してまいります。

次に、データに基づく政策立案、EBPMについてです。

EBPMは、変化の激しい社会経済情勢の中、様々なデータからその変化を迅速に見極め、区民サービスの改善に柔軟につなげていくものであると認識しています。

データの活用にあたっては、職員一人一人の知見やスキルの向上など政策立案機能を強化し、組織力の向上を図っていく必要があります。

EBPMの推進に向け、令和7年度予算要求にあたっては、分野別計画に掲載され活用可能な基礎データを一元的に取りまとめ、全庁に情報提供しております。

今後は、区内大学と協働して、データ分析やスキルを活用した事業展開を推進するなど、大学や企業、NPOなど様々な主体と連携を図りながら、効果的、効率的な政策形成に努めてまいります。

なお、EBPMによるプロセスの可視化は、様々な行政課題解決の可能性を広げ、より実効性の高い政策展開が可能になると考えられることから、可視化に向けて検討してまいります。

議長／デジタル担当部長。

デジタル担当部長／小野議員のデジタル技術の活用に関する御質問にお答えいたします。

本区は、令和4年にDX戦略を策定し、ポータルサイトの開設や生成AIの導入による業務の効率化など、主に区民の利便性と職員の生産性向上に注力してまいりました。

議員御指摘のとおり、デジタル技術活用の目的は、利便性も含め、区民生活の質を向上することであり、その認識の下、DX戦略の改定に向けた検討を進めているところです。

検討事項の主なものとして「地域のスマート化」の一層の推進が挙げられます。

例えば、デジタル技術の活用による地域経済の活性化やコミュニティーの強化、今般のデジタル活用提案制度のように、住民参加によるデジタル技術を用いた課題解決の手法など、これまでの取組にとどまらない、区民の暮らしをよりよくするための方策を検討しており、近くDX戦略の中でお示ししてまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／小野議員のペットの災害対策に関する御質問についてお答えいたします。

区では、ペットの災害対策として、住まいの防災対策やペットのための備蓄品の用意、避難する際の同行避難等について、ホームページや避難所運営協議会を通じ、周知に努めてまいりましたが、理解促進に向けてさらなる取組が必要と認識をしております。

今後は、保健所と連携し、ペットの災害対策のチラシの作成や広報紙への掲載などを検討し、周知に努めてまいります。

議長／次に、千代田区議会自由民主党を代表して、19番小林たかや議員。

小林議員／令和6年第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党を代表して質問をいたします。

まず、官製談合とあっせん収賄事件の対応と区政への影響についてお伺いします。

令和6年6月13日、区の元部長が官製談合防止法違反で有罪判決を受け、7月16日には元区議会議員にも同じく有罪判決が下されました。

両者とも上告せず、判決が確定しております。

これにより一連の捜査が終了した現在、官製談合とあっせん収賄事件に対する対応を改めて検証する必要があります。

区は、令和6年1月29日にこれらの行為の原因を究明し、再発防止を目的とした調査と対策の検討を行うため、「千代田区入札不正行為に関する調査および再発防止対策検討委員会」を設置いたしました。

また、令和6年2月7日には類似する行為の再発を防止するため、専門家の意見を聞く「千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」を設けました。

検討委員会は、7月24日に「千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書(案)」及び「入札不正行為再発防止対策に係るアンケート調査結果報告書(案)」を首脳会議に提出いたしました。

それを受け、区長は7月31日に記者会見を開き、これらの報告の概要を発表いたしました。

報告書の詳細は区のホームページでも公開されております。

初めに、再発防止対策検討委員会と再発防止対策有識者会議の中立性・公正性の検証のため、何点か質問させていただきます。

1. 元区議の公判で弁護士が「警察の捜査が昨年9月から始まっていた」と発言していましたが、千代田区に対する警察の捜査はいつから始まったのでしょうか。

2. 区は昨年11月に内部調査を行ったと答弁しておりますが、警察の捜査時期との食い違いがあれば説明をお願いいたします。

3. 千代田区に捜査が入った後、誰がいつから捜査協力の指示を出したのでしょうか、お答えください。

4. 内部調査に対応した弁護士はいつから関与しており、どなたでしょうか。

対応した部署は、どこでどなたでしょうか。

5. その弁護士に対して、いつからどの目的で幾らの費用を払ったのでしょうか、お答えください。

6. 公正で中立な検討委員会に内部調査中の書類送検された本人、前政策経営部長がメンバーとして含まれておりました。

その後、メンバーが変更されましたが、当事者と判明したのはいつで、メンバーが変更されたのはいつでしょうか。

7. 4月4日に書類送検される当事者の政策経営部長は、検討委員会のメンバーとして2月7日に選任されていて、人事異動で3月31日まで警察の捜査を受けながら、検討委員会のメンバーとして対策を講じてきたことを、検討委員会の委員長、現副区長の見解をお聞かせください。

その政策経営部長が区議会に説明を行ってきましたが、この対応は隠蔽に当たりませんか。御説明ください。

8. 職員に対する内部捜査の開始時期や人事異動、処分手続の関連についてお示しく下さい。

6月5日に発表された職員2名と元職員2名に対する懲戒処分について、6月13日に逮捕された元職員の判決があり、7月16日に逮捕された元区議の判決があった、その結果を待たずにして処分した理由は何ですか、お答えください。

どのような議論が行われて処分を公表するに至ったのか、処分内容だけでなく、その経緯や経過についてもお示しく下さい。

9. 6月12日に千代田区災害対策管工事協力会の2社に対し、9か月の指名停止処分が発表されました。

この処分に至るまでの経緯と経過についてもお示しく下さい。

10. そもそも、書類送検された当事、政策経営部長が含まれた検討委員会が公正、公平と言えるのでしょうか。

官製談合を調査する行政管理担当部長や契約課長が検討委員会の構成メンバーになっていることも調査の中立性、公正性が疑われます。

いかがですか、お答えください。

11. 職員アンケート調査が令和6年2月19日から2月29日まで実施されておりますが、弁護士によるヒアリングはなんと1月29日から6月7日まで行われています。アンケートの結果が出る前にヒアリングを行うのは調査の趣旨と異なるのではないのでしょうか。

既に対象者が特定されていたのではないのでしょうか、お答えください。

12. ヒアリング調査を担当した野々上尚弁護士と中村芳生弁護士は、検討会により2月7日に選任されました。

しかし、野々上尚弁護士とは1月29日、特命随意契約で600万円の契約が締結されております。

この契約がどの時点で起案され、いつ意思決定されたのかについての詳細な説明をお願いいたします。

13. 職員アンケート調査は2月19日から始まりましたが、その前の1月29日からヒアリング調査を始めていることは、1月29日より前から対象者が特定されていたのではないのでしょうか、つじつまが合いません。

説明をしてください。

14. ヒアリングはどの職員に対していつ何回行われ、その内容は何だったのでしょうか。

また、逮捕された元議員に対してのヒアリングはどうだったのか、お答えください。

15. 検討委員会の委員長は副区長です。

委員長により、弁護士として談合事件に詳しい元検事や政府の委員経験者が依頼されております。

どのような経緯でこの弁護士に依頼したのでしょうか。

誰の紹介で選任されたのでしょうか、お答えください。

16. 千代田区は検討委員会や有識者会議が設置される前から、調査を担当する弁護士が既に決まっておりました。

この弁護士は法律の専門家であるものの、区に雇われているため、依頼主の利益を優先して考える可能性があります。

そのため、この弁護士が「第三者」としての立場にあるかどうか問題視されます。

法律の専門家であっても雇用関係にある以上、完全に独立した第三者としては言えません。

区との利害関係者となりませんか。

この点について説明してください。

17. この弁護士が有識者会議を主催し、結論を出した上で、検討委員会が報告書を発表しましたが、その報告書では内部主導の調査が多く、調査過程や結果が十分に公表されていない点を指摘せざるを得ません。

また、情報の隠蔽や恣意的な要素も見受けられます。

そのため、この報告書に正当性があるかどうかについて疑問が生じております。

これに対する説明を求めます。

18. さらに、その報告書を基に作成された再発防止策に有効性があるのか疑問に思いますが、お答えください。

次に、入札不正行為再発防止対策に係るアンケート調査結果の報告書の正確性の検証について、幾つかお伺いします。

1. アンケート調査の対象について。

千代田区の入札不正に関する調査及び再発防止対策検討委員会では、係長級以上の職員を対象にアンケート調査を実施しました。

全職員にアンケートを実施しなかった理由は何でしょうか。

結果が偏るのではないですか。

いかが考えますか、お答えください。

2. 記名式アンケートの理由。

なぜアンケートは記名式だったのでしょうか。

記名式にすると回答が偏る可能性があります。

無記名式の選択肢を設けなかった理由は何でしょうか、お答えください。

3. 秘密保持について。

アンケートの回答内容の秘密保持はどのように保証されたのですか、お答えください。

4. アンケート結果の公表について。

アンケート結果の公表は要点のみに絞られていますが、誰が要約したのですか。

また、要約をした理由は何でしょうか、お答えください。

5. 自由記載の取扱い。

兵庫県議会の文書問題調査特別委員会では、自由記述欄の回答を公開する際に、個人情報や不適切な表現をマスキングして公表しています。

しかし、千代田区では原文が公開されていません。

原文を公開せずに要約を行う理由が疑問です。

いかがでしょうか、お答えください。

6. 回答内容の扱いについて。

兵庫県議会では、アンケートの内容について「真偽は今後の調査で明らかにすべき」として、回答内容をそのまま事実として見なしていません。

一方、千代田区ではアンケートの回答内容は、事実として扱っているようです。

この取扱いが、公正、公平と言えるかが問題ですが、いかがですか。

7. 議員や議会との関わりについて。

アンケートでは議員や議会との関わりについて質問していますが、特別職に関するアンケート調査が行われておりません。

その理由は何ですか、お答えください。

8. 特別職に対してアンケート調査を実施しない理由は何でしょうか、お答えください。



9. 職員アンケート調査は、不十分な結果が出ています。

再度、精査してやり直す必要はありませんか、お答えください。

区長・副区長・教育長を特別に扱うことが官製談合再発防止につながるかの検証についてお伺いします。

現在、兵庫県知事のパワーハラスメント問題が注目されていますが、特別職をヒアリングやアンケートから除外する理由が見当たりません。

なぜ議員と特別職の関わりを調査しないのですか。

特別扱いをする理由をお示してください。

特別職は自治体運営の中心となっているため、特別な監視や透明性の向上が重要です。

しかし、特別扱いを不適切に運用されると特権的な立場が強化され、不透明な権力行使や不正行為を助長するリスクがあります。

再発防止には、透明性、説明責任、公平な監視体制が必要ですが、官製談合再発防止対策としてこれらの体制が整備されたのでしょうか、お答えください。

区長と副区長の給与減額について、令和6年7月10日「千代田区長及び副区長の給与の特例に関する条例」の議案が急施で提案されました。

内容は、区長の給料を2割、第一順位副区長の給料を1割、それぞれ1か月の間減額するというものでした。

この報酬減額は、いつ起案され、いつ意思決定されたのでしょうか。

また、区長の給料を2割、副区長の給料を1割減額する根拠を御説明ください。

賞罰を区が説明なしに決めて、実行してしまうこと自体が一方的であり、官製談合再発防止対策にはなりません、この点、御説明ください。

今回の官製談合事件について、特別職が元議員と関係を適切に整理することが、再発防止につながるのではないかと考えます。

元議員との関係が曖昧であると利害関係や癒着が生じ、不正行為の温床となりやすいです。特別職がこうした関係を明確に整理し、適切な距離を保つことで、公正な行政運営が確保され、今後の官製談合の再発を防ぐ一助となる可能性があります。

そのため、特別職と元議員の関係を透明にし、関与の範囲を明確にすることが重要です。

この点について見解をお伺いします。

最後に、7月16日に元区議有罪判決が終わった今、第三者委員会を設置し、再検証をやり直すべき点についてお伺いします。

区長の発言について、今年の1月31日、朝日新聞の報道によると区長は1月30日の記者会見で、副区長をトップとする再発防止委員会を立ち上げたと明らかにしました。

そして、今後、有識者を交えた第三者委員会も設置する予定であると発言されていましたが、この第三者委員会はいつ設置されるのでしょうか、具体的な期日をお答えください。

次に、3、公衆喫煙所についてお伺いします。

平成14年10月、全国で初めて罰則つき路上喫煙禁止条例である生活環境条例が施行さ

れました。

その後、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の改正がなされ、たばこは限られた喫煙所においてしか吸うことができなくなりました。

条例施行後22年がたち、計画的に分煙型喫煙所の設置目的を掲げ、令和6年度中に100か所の分煙型喫煙所を設置するという計画でした。

しかし、改定された第4次基本構想の下では、長期計画がないので目的が示されておらず、当面はこの100か所が目標となります。

ところが、令和5年度の決算額は、特別たばこ税額約38億円と、予算よりも9億円も増加しました。

今年度の予算は、増加を見込んで38億円となっております。

たばこ税が急増した分、喫煙所が追いつかないのではないかといても過言ではありません。

また、加熱式たばこは今まで罰則の適用がありませんでしたが、11月より、紙巻きたばこ同様、2000円の過料が徴収されます。

加熱式たばこの喫煙者も喫煙所を利用しなくてはならず、喫煙所不足が深刻化する可能性があります。

ここで、4点質問します。

1、喫煙所の設置数、実態と課題、運営上の対策についてお伺いします。

分煙型喫煙所の設置数は、現状、幾つまで設置されているのでしょうか。

目標は、100か所達成できているのでしょうか。

もしできていないならば、その理由と課題、どのように解消するつもりですか。

既存の喫煙所で運営上の問題がある場合、その対策もお示してください。

次に、小中学校通学路の喫煙所による児童生徒への受動喫煙による健康被害等を保護者から聞かれます。

通学路のため、喫煙所を避けて通るわけにはいきません。

毎日、通学時間に喫煙者が喫煙所を出入りするとき、必然的に児童生徒は受動喫煙による健康被害に遭遇します。

通学路に存在する喫煙所の数を把握していますか。

教育委員会は、児童生徒の受動喫煙についての影響をどのように考えているのか、お答えください。

既存の喫煙所への対策と新設時の対策を分けて対応しなくてはなりません、併せてお答えください。

2、加熱式たばこ喫煙者過料徴収による喫煙所不足についてお伺いします。

2000円の過料徴収による喫煙所への影響は試算されていますか。

特別たばこ税が、約9億円、32%増加になれば、当然、喫煙者が増えます。

この2点の要因で、どれぐらいの喫煙所を設置しなくてはならないと試算していますか。

追加の喫煙所の設置予定と現在の対策をお答えください。

3、新たに喫煙所設置の見通し等についてお伺いします。

現状の本区の公衆喫煙所の助成制度は、設置費用700万円、維持管理費は年間264万円を助成するという大変充実した制度ですが、現金助成だけではもう限界かもしれません。そこで、令和5年第3回定例会で私が指摘したバス車両等を用いた巡回型の喫煙車を区内に走らせ、喫煙者の多いエリアのコインパーキングに一定期間停車させるというような攻めの施策の進捗状況を教えてください。

4、新しい喫煙所の積極的な設置についてお伺いします。

先日、秋葉原の建物の1階に公衆喫煙所が設置されました。

月曜から金曜日までの9時から5時まで、一般に開放しております。

このように新築される建物の進出計画のときから、まちづくり部と連携して、地域貢献の一つとして強力要請を行ってはいかがでしょうか。

また、商店街振興のため、歩道に完全密閉型公衆電話BOX型のスポット喫煙所を設置するなど最新式の喫煙所の検討を始めてはいかがでしょうか、御見解はいかがですか、お伺いします。

路上喫煙禁止条例を全国に先駆けて施行した本区において、喫煙者と非喫煙者が児童生徒とも共存できるような喫煙所の確保に向けた具体的なお考えをお聞かせください。

最後に、4、再開発事業の計画検討における留意事項についてお伺いします。

再開発計画が進まず、もう10年もやっております。

\*\*\*再開発準備組合の役員の方々、早くとの声をよく聞きます。

顧みますと、そもそも再開発事業は、計画段階での準備が成功の大きな鍵を握っております。

再開発に夢があり、知恵があり、地域の理解を得やすくするための再開発事業の計画検討における留意事項について、4点質問いたします。

1、模型作成による区民等への分かりやすい伝達、再開発事業の都市計画提案時に模型を使用して、区民に分かりやすく説明することが重要です。

事業者には模型作製を義務づけ、200分の1のスケールで作成するようにしましょう。一定のエリアの模型を作成し、開発部分を随時更新することで、開発後のまちのイメージをきちんと共有できるようにしていただきたく存じます。

2、育成用途機能における医療関連機関の導入。

再開発企業の育成用途部分に、地域課題に即した柔軟な用途設定が必要です。

保育施設の導入も重要ですが、地域の医療ニーズに応じた老人施設なども検討し、周辺の病院と医療連携ができるよう老人施設を入れるなど、地域課題を解決するための有効な用途選定を進めていただきたく存じます。

3、再開発事業検討において復習(?)すべきこと。

皇居が存在する千代田区という立地上、こうしつな(?)空間が求められます。

再開発後の歩道を潤い空間にする工夫、地域資源や地域特性を生かした画一的ではない客観性を持った計画提案をするため、下記の点の工夫が必要かと考えられます。

1、潤いある歩道空間の創出。

高幅員の歩道が整備されても無機質な空間となっていることが多く、人が心地よく歩いたり足を止めたりできるような潤いのある空間が形成されておられません。

樹木やベンチの配置、木製品の設置など、もっと心地よい潤いのある空間をつくるように心がけていただきたいと存じます。

2、地域特性を生かした独自性のある計画立案。

計画が画一的にならないように、地域のよさを取り入れた計画が必要です。

事業者の単一的な検討にとどまらず、コンペを実施して客観的な提案を取り入れることなどの対応を考えていただきたく存じます。

3、建物への木材の積極的な活用。

皇居があり、こうしつな(?)空間創出を求められる千代田区における建物のファサードの在り方については、木材を積極的に活用する等の対応を検討すべきだと存じます。

5、まちづくり関連の説明会開催時の工夫について。

再開発事業に伴い都市計画の手続が必要となる際、説明者は区ではありますが、参加者の関心事は事業そのものであるため、事業者も同席させて参加者の質問にその場できちんと答えられる体制を構築した上で実施すべきであります。

開発に伴う地区計画変更の説明会は、大部分の参加者は、開発そのものの効果や環境影響といった事項に関心があるので、事業者も同席させ、事業関連の事項もその場できちんと回答できるような体制で臨むべきです。

また、オープンハウスについては、そもそも説明が不十分になりがちなので、あまり好ましい手段でないと私は考えています。

仮に実施するとしても、概要が把握できる説明ビデオの上映や模型の設置など、もっと参加者が分かりやすい手段を用いることがよいと考える次第であります。

以上、区長、教育長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問いたします。

議長／区長。

区長／小林たかや議員の官製談合とあっせん収賄事件の対応と区政への影響についての御質問にお答えいたします。

本事件につきましては、区民の皆様にも多大な御迷惑と御心配をおかけしております。

区政に対する信頼を損ねる結果を招いたことに、深くおわび申し上げます。

区では、庁内での検討を経て、7月に再発防止検討報告書を取りまとめしております。

取りまとめに当たりましては、庁内の検討組織である「入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」を設置しております。

あわせて、公正・中立な立場から専門家の御意見を伺うために、「入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」を設置し、対応を検討してまいりました。

今後は、報告書に「再発防止策」の柱としてお示しした「議員等との関わり方の見直し」、「職員倫理の向上」、「適正な契約制度等の構築」の3点を念頭に、着実に取組を実行し、全ての職員がもう二度と不祥事を起こさない、この強い決意の下、全庁を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

議長／子ども部長。

子ども部長／小林議員の児童生徒の受動喫煙への影響に関する質問にお答えいたします。健康増進法に基づき、国の「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進」についての通知や、東京都の「子どもを受動喫煙から守る条例」などにより、受動喫煙から児童生徒の健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、学校施設内や通学路等においても受動喫煙をさせることのないように努めるよう考えております。

具体的には、通学路の対策として、喫煙所設置を所管する地域振興部と連携し、喫煙所の通学時間帯の運営や設置機器などについて、必要に応じて協議してまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／小林議員の公衆喫煙所についての御質問にお答えいたします。

公衆喫煙所の設置助成を受けて運営している喫煙所は76か所、区などが直接運営する喫煙所は6か所で、現時点で計82か所となっています。

今年度は、御指摘のとおり、喫煙所設置数100か所を目標に掲げた年に当たります。

この間、コロナ禍における緊急事態宣言等の影響で設置が停滞した時期もございましたが、本年度は10件の申請が予定されており、合計92か所の設置予定となっています。

設置目標には届きませんでした。過去の設置状況を鑑みると、来年度には100か所の設置が実現できる見込みとなっております。

運営上の課題についてですが、喫煙所近隣の住民等の理解を得ることが課題であると認識しております。

現在、喫煙所に関する助成のメニューには、喫煙所の測定値を踏まえた空気清浄機交換経費の助成がありますので、この助成の活用を促すこと等により対応してまいります。

次に、通学路に面した喫煙所についてですが、現在21か所ございます。

児童生徒の受動喫煙による健康被害等への対策につきましては、喫煙所設置事業者に通学時間帯における運営制限などの協力をお願いしてまいります。

今後、新設時には子ども部と情報共有を図るとともに、運営時間につきまして配慮を要請

してまいります。

既存の喫煙所につきましては、先ほど申し上げた空気清浄機の更新などの助成により、環境整備に取り組んでまいります。

次に、加熱式たばこ喫煙者過料徴収による喫煙所への影響ですが、厚生労働省の調査によると、2022年度の喫煙者は男性25.4%、女性7.7%と低下傾向でございます。しかしながら、区内路上喫煙者の過料処分件数の過半数を占める秋葉原地区、吸い殻の投棄が多い有楽町駅周辺等、喫煙所が足りていない地域があることは認識しております。その一方で、公衆喫煙所設置助成事業により設置した喫煙所の設置状況としては、千代田区とほぼ面積が同じ中央区が40か所、約2倍の面積の港区が78か所、また、6年前から加熱式たばこの過料徴収に取り組んでいる渋谷区が15か所、品川区が8か所となっており、千代田区の現時点での76か所は、他区と比べ手厚いものであると認識しております。

加熱式たばこ喫煙者過料徴収の影響も踏まえながら、引き続き100か所の設置を目指して取り組んでまいります。

次に、御指摘いただいた巡回型バスの運用につきましては、コスト面、技術的運営の負担が大きいと見込まれることから、難しいものと認識しています。

最後に、新たな取組についてですが、喫煙所設置の最大の課題は、近隣の住民等の理解を得ることです。

理解促進の取組を進める中で、喫煙者、非喫煙者、児童生徒とも共存できるような環境整備を目指してまいります。

あわせて、御指摘の環境まちづくり部との連携や完全密閉型公衆電話BOX型スポット喫煙所の設置等の可能性についても研究してまいります。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／小林議員の再開発事業の計画検討に係る質問にお答えします。

区民等への分かりやすい伝達についてですが、模型や3Dモデル、あるいはVR等を活用して、計画の「可視化」を行うことは重要なことだと認識しております。

そのため、区民等への説明の機会には、可視化に係るツールを活用することについて留意し、開発後のまちのイメージの共有化を図るよう努めてまいります。

次に、育成用途機能における医療関連施設の導入についてですが、地域課題の解決に資するものなのか、事業として成り立つかなどを十分に検討し、選定する必要があると認識しております。

次に、「潤いある歩道空間の創出」に向けた考え方ですが、区では令和4年6月に「千代田区ウォークブルまちづくりデザイン」を策定しており、道路等公共空間における居心地のよい空間創出に向けた様々な取組も行っております。

こうしたことから、再開発事業において高幅員の歩道を整備する場合には、無機質な歩行空間とならないよう、樹木の配置、ベンチの配置、木質化等により、潤いある滞留空間や歩行空間が形成されるように対応してまいります。

2つ目の地域特性を事業計画に取り入れていくことについてですが、これまでも地域の望ましい将来像を構想などに示し、地域特性を踏まえた計画を推進してきております。各地域の再開発事業についてコンペを実施することが有効なのかは十分な検討が必要であるとの認識です。

建築物への木材活用についてですが、環境負荷低減や潤いある空間の創出といった観点から、地域特性を踏まえ、木材活用について事業者側に積極的に働きかけてまいります。

最後に、まちづくり関連の説明会開催時の工夫についてですが、都市計画の法定説明会の説明者は区ですが、議員御指摘のとおり、参加者の関心は事業そのものの効果や環境影響といった事項に関心があると考えられるため、今後も事業者も同席させるなどの対応をしてまいります。

また、オープンハウス形式の説明会を行う場合には、参加者が分かりやすい工夫を検討し、実施してまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小林議員の御質問のうち、官製談合防止法違反事件等に関する御質問にお答えいたします。

千代田区に対する警察の捜査はいつから始まったかにつきましては、捜査に関することですので区では把握しておりません。

警察の捜査時期との食い違いに関する御質問につきましても、区ではいつから捜査が行われていたのか把握できないため、お答えできません。

捜査協力につきましては、誰かの指示によるまでもなく、当然の責務と考えております。

区がヒアリング調査を委託した、2名の弁護士には令和5年11月8日に、職務に関する法律相談制度を利用して相談しました。

所管は政策経営部総務課です。

この相談には、要綱に基づいた額を支払っています。

両弁護士には、令和5年度は、アンケート調査業務、ヒアリング調査業務等を目的として、令和6年1月29日付で600万円の委託契約を締結しました。

また、令和6年度は、ヒアリング調査業務の追加及び昨年度に実施した調査も含めた総合的な報告の作成業務のため、4月1日付で100万円の委託契約を締結しました。

また、有識者会議を3回実施し、規定の報償費を支払っています。

前政策経営部長の件につきましては、入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会は、あくまでも区の検討会議であり、メンバーは役職で選任されたものであり、4月

1日の人事異動に伴い、変更されています。

当該前部長につきましては、4月4日に書類送検されたことにより事件との関わりが明らかになりました。

その間、当該前部長はあくまでも職として対応していたもので、隠蔽には当たりません。検討委員会の公正性、中立性につきましては、公正・中立なものであると認識しています。ヒアリング調査等の委託契約につきましては、令和6年1月29日に起案され、同日に決裁されました。

ヒアリング調査は、令和5年度に19人、令和6年度に8人行っています。

対象者及びヒアリング内容につきましては、個人に関わるものですのでお答えできません。有識者会議の委員を委嘱した弁護士につきましては、談合などの経済事件についての見識や検事経験などの経歴を考慮して、適切と思われる弁護士に区長名で委嘱したものです。当該弁護士が区と雇用関係にあるとの御指摘につきましては、当該弁護士は区と委託契約を締結した者であって、議員御指摘のような雇用関係はございません。

委託契約は、区と事業主との対等な契約であり、労働基準法の労働者に当たる使用従属性等はありません。

また、当該弁護士は、区の職員を弁護するなどのために選任された者ではなく、事実、今回の事件で起訴あるいは書類送検された職員等は別の弁護士に相談を行っていたと聞いております。

したがって、議員御指摘のような報告書の正当性や再発防止策の有効性についての疑義を生じさせるようなものではありません。

今後は、報告書に記載の再発防止策に取り組み、再発防止に努めてまいります。

区長・副区長の給与減額条例につきましては、区長及び副区長の自主返納の意思によるもので、議案の提出に当たり、庁内で決裁し、議会の決定を経て執行されたものです。

なお、減額割合は類似の事件が発生した他自治体の事例を参考に決定しました。

今回の事件における特別職と元議員の関係については、既に捜査や公判の中で明らかになったものと考えています。

今回の官製談合防止法違反事件については、先般の報告書をもって調査は尽くされているものと認識しており、新たに第三者委員会を設置して調査をする予定はありません。

今後は報告書で示された再発防止策の各取組を進めてまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／小林議員の官製談合防止法違反に関する御質問にお答えいたします。

処分に関する服務監察については、4月以降に行っており、有罪判決を受けた職員を除き、調査は終了したと考えております。

服務監察の対象職員は不起訴となっており、服務監察上、有罪の判決を受けた元職員等の



判決を待つ必要はございません。

懲戒分限審査委員会では、非違行為を行った職員の懲戒処分の要否及びその量定について検討、決定を行っております。

なお、元職員については、退職後は地方公務員法が適用されないため、懲戒処分を行うことはできません。

処分の経緯等については、区のホームページに公表しているとおりでございます。

次に、事業者に対する対応については、元職員及び元区議の公判の中で関わりが明らかになった事業者について、報告書を提出させ、区の「競争入札参加有資格者指名停止措置要領」に基づき、指名停止措置を行いました。

次に、ヒアリングの対象者については、特別委員会でも御説明したとおり、1月末時点では警察の捜査を妨害しないよう、実務担当者から開始したものでございます。

次に、アンケート調査については、議員や業者・業界団体と接する機会が多い管理監督職を対象に実施をいたしました。

次に、アンケートについては、無記名形式とすると、うわさや伝聞での回答も多く寄せられることが懸念されたため、責任を持った回答を求めため記名式といたしました。

また、アンケート調査からヒアリング調査につなげるためでもございます。

次に、秘密保持については、アンケートは検討委員会及び有識者会議における検討以外の目的では使用しないと利用目的を限定するとともに、アンケートの集計・分析を行う職員を限定して確保しております。

次に、アンケート結果の公表については、秘密保持のため、他の自治体の報告書を参考に、検討委員会として取りまとめを行いました。

次に、自由意見の取扱いについては、兵庫県の事例は存じ上げておりませんが、本区では、調査実施の前提として、回答内容については氏名等個人を特定できる情報を伏せた上で区ホームページに公表するとしております。

回答内容により個人を識別できる場合もあるため、回答の趣旨を変えないように要約をしてございます。

次に、回答内容についてですが、アンケート調査により、事件の発生に至る背景や組織の現状を把握するというようにしております。

次に、特別職の取扱いについてですが、区長等の特別職は、職員の上司に当たりますので、アンケートの調査対象となっております。

次に、特別職に対するアンケートの実施についてですが、アンケートは一般職を対象に実施をしております。

次に、アンケートについては一定の目的を達せられたと考えており、再調査については考えておりません。

今後も適宜、必要があれば調査を実施するということとなります。

議長／小林たかや議員。

小林議員／小林たかや、自席より再質問します。

まず、ヒアリングなんですけど、ヒアリングは早く始めちゃっているんですよね。

アンケート結果は10日間なのにアンケートを終わる前にやっているということは、もう既に特定された人がいると思わざるを得ないんですよ。

それが違うというんだったら、それを説明してください。

あと、第三者委員会ありませんと言うけど、そもそも第三者委員会と有識者会議というのは根本的に大きく違います。

第三者委員会は、組織の不祥事を調査し、信頼回復を目的とする独立した外部の専門家によって構成され、客観的な調査を行い、透明性と中立性を確保する。

一方、有識者会議は特定の専門家分野における知識や見識を持つ有識者が集まって、政策や方針についての助言のための会議で、具体的な調査よりも意見交換や提言が必要。

不祥事に対する対応の場合は、有識者会議は内部関係者が関与しているので、組織のイメージや関係者の\*\*\*を守るために、隠匿や甘い処分が行われるリスクがある、これに対し、第三者委員会は外部の目で厳格に調査を行うため、隠蔽や不正な処分を防ぎ、問題の本質を問います。

区長は記者会見で第三者委員会を設置する予定だと発言したのに、なぜどこで方針が変わったのか、それもお答えください。

あと、再開発のほうですけども、都市計画提案時に模型を出せ、いろいろ可視化すると言っているんですけど、模型って現物を出してくれることが大切なので、模型に対する考え、200分の1でも何分の1でも構いませんけれど、模型に対する考えをもう一度お示ししてください。

以上です。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／再開発に関する再質問にお答えします。

模型も一つの仕組みではあると思いますけれども、先ほど御説明したように、模型や3Dモデル、あるいはVR等を活用して計画の可視化を行うこと、それが重要なことだというふうに認識をしております。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小林議員の第三者委員会に関する再質問についてお答えいたします。

先ほど御答弁でも申し上げましたとおり、今回の検討会による報告書をもちまして、この

事案についての調査については尽くされたと考えてございますので、重ねて第三者委員会を設置する予定はございません。

今回の調査に当たりましては、あくまでもこの事案を解明し、区としての対策を立てていく、それが主眼でございます。

その目的、方針は当初から変わってはいません。

議長／議事の都合により休憩します。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

千代田区議会自由民主党19番小林たかや議員の再質問に対する、理事者の答弁から始めます。

行政管理担当部長。

行政管理担当部長／小林議員のヒアリングの開始時期に関する再質問にお答えいたします。

1月末時点では、警察の調査を妨害しないよう、実務担当者からヒアリングを開始しております。

議長／次に、千代田区議会自由民主党議員団を代表して、14番白川司議員。

白川議員／千代田区議会自由民主党議員団の一員として、代表質問を行います。

私たちの会派は、保守本流を標榜しております。

保守はイデオロギーではありません。

保守とは、日本の文化や伝統をしっかりと守りながら、かつ革新を恐れず、新しいものも貪欲に取り入れていく政治態度のことです。

古いものと新しいものが対立することなく共存し得る形で、人々の豊かな生活を実現することを目指します。

行政を円滑に進めるには、保守的な態度が必要です。

そのためにも、納税者の方々の生活をしっかりと守ることを基本にして、その上で救うべき人たちを救おうとすることが保守本流の姿勢であり、必須です。

行政は、とかく声の大きな人たちに引っ張られがちですが、普段より地道に納税してくださる方々のことを常に忘れないように努めております。

私たちは、このような保守本流の立場から、今後も行政をただしてまいります。

さて、今回は大きく3つのテーマを取り上げます。

1つ目は二元代表制に対する区長の御見解について、2つ目は公務員志望者の減少の対策について、3つ目はDX政策の進捗と今後の方針についてです。

千代田区などの地方自治体では、首長と議員を住民が直接選挙で選ぶ二元代表制を採っています。

これは、議員が内閣総理大臣を選ぶ議院内閣制と違い、アメリカの大統領制に近い制度です。

厳密に言えば、アメリカ大統領はアメリカ国民が直接選ぶのではないのですが、区長は総理大臣ではなく大統領になぞらえるべき、組織の中で大きな権力を持っている存在だと思います。

地方自治体の二元代表制において、区長と議員は区民の意思を実現しようとする点では同じですが、根本的なところに違いもあります。

議員はまとまった数があり、区民の代表として、区民の要望を受け、それを行政に訴える役目を担います。

議員の中には、実際、ある地区、あるいは区のある政治的な立場を代表して議員になっている方もおられるようです。

議員は、ある立場から直接区民の意見を吸い上げる役目を担っていると考えていいでしょう。

それに対して、区長はそれらの多様な意見を踏まえて、行政の立場から最も適切な方策を立てる役目を担っています。

実は今回、この点から質問をしようと思ったきっかけがあります。

過日、ある区民の方から「近くに大きな会社が引っ越してくるから、町会との話合いの場を持たせてほしい」との要望があり、行政方とも調整をして、後日、要望社に御連絡をしたところ、「区長がこちらを訪問されて要望は伝えたので、もうやらなくていい」との御返事をいただきました。

この件について、私は2つの感想を持ちました。

一つは、区長が区民の意見を細やかに聞こうとしておられることです。

特に、区民の要望を直接聞こうとする区長の態度はすばらしいと思います。

実際、区長は小まめに区民の意見や要望を取り入れられておられるということで、区民の間でもよい評判を聞いております。

もう一つは、区長が区民の要望を直接聞くことに弊害がありはしないかということです。区長が直接行政に申し入れたら、行政側は否応なしに対応せざるを得ないからです。私たち議員も区民から直接要望を伺う機会が多々あり、行政に訴えることがあります、それらは必ず応えてもらえるというものではありません。

もちろんそれは当然のことで、それが区役所の管轄であるかどうかのほか、その事項の優先度が高いか低いかを行政が判断しているからです。

優先度が低い課題を議員にだけ付度して優先するのは、私は適切ではないと思います。

それに対して、区長は職員の人事権を握っているので、個別の要望を上げると、議員にはない強制性が生じ得ます。

もしそれが言い過ぎだというのであれば、少なくとも職員がそこにある種の強制性を感じることは避けられないと思います。

それが積み重なると職員のやる気を削ぐことにもなりかねません。

そこでお伺いいたします。

区長は二元代表制における区長の役割をどのように定義しておられるでしょうか。

また、千代田区長としてどのような理想を持って区政に臨んでおられるでしょうか。

区民の要望がそのまま区にプラスになる場合もあるでしょうが、区民からの要望は個別具体的な内容が中心です。

区長は区の政策全体を仕切り、実行して、常に区全体の利益を考えるべき重要な立場にあります。

ぜひ区民の要望とともに、職員、特に部長級の方たちとの意見交換も密にして、バランスのよい区政を目指していただくことを希望します。

それは、区の発展のためには、サイレントマジョリティ、つまり、声が小さい納税者を中心とする方たちの要望に応えることが見逃されがちだからです。

私は、当区に樋口区長のように若く優秀な長がおられることを好ましく、また、頼もしく感じています。

樋口区長には今後も大局を見る目を養っていただき、小さくまとまらず、職員のやる気を引き出すような、長としてのクリエイティブな能力を発揮して、区政をさらに盛り上げていただくことを希望します。

そのためには、区政で何をやりたいかを明確にし、主目的として短いキャッチフレーズにまとめることは重要です。

その目標が広く共感するものであり、大いなる理想を含んでいるものであれば、区は一つにまとまり、さらに活気を帯びていくはずです。

ぜひ前向きに御答弁をいただけたらと存じます。

次の質問に移ります。

2つ目は公務員志望者の減少についてです。

最近、公務員志望者が減少しているとの報道が繰り返されております。

1月14日の読売新聞によると、2022年度の地方公務員の採用試験の倍率は5.2倍で、過去30年間で最低でした。

公務員人気は不景気になるほど高まるとも言われています。

就職氷河期だった1999年度の地方公務員の採用試験の倍率は14.9倍と10倍を大きく超えておりましたから、約20年で半減してしまっています。

公務員志望者が減っている原因としては、少子化の影響がすぐに頭に浮かびますが、そのほかにも幾つか考えられます。

特に、区議の立場から、あるいは区民の立場からも本当にありがたいことですが、千代田区職員の皆さんは大変優秀で意欲も高く、また予算が潤沢なこともあって、当区の区政のレベルは突出して高いと感じます。

区民の生活を担うのは、区の職員の方々です。

行政サービスのレベルを決めるのは職員のレベルであると確信しております。

区民のためにも、これまでどおり優秀でやる気のある区職員を獲得するために努力することは必須です。

2023年6月に日本経済新聞が自治体を対象に行った調査では、公務員志望者の減少の原因として最も多く挙げられたのは「少子化により受験者の母数が減少した」で、57自治体でした。

2番目は「採用試験の科目が多く、受験準備で負担が大きい」で53自治体、3位が「民間企業より採用試験の時期が遅い」で51自治体、4位が「民間企業よりも給与・待遇面で見劣りしている」で42自治体でした。

私が重視しているのは、4位につけている待遇面です。

何しろ当区は全国でも屈指の平均年収の高い地域であり、競争相手は数多くいます。

また、千代田区役所はオフィスが集中する都心にあり、多くの人たちに通いやすい場所にあります。その分、競争相手がどうしても多くなってしまいます。

高い区政レベルを保つには、区職員の待遇の向上を図り、公務員志望者に千代田区を選んでもらう努力をすることが必須です。

特に、当区は家賃など生活コストが高い地域です。

職場から近くに住むとなるとさらにコストがかかるのに、給与がそれに見合っていないのであれば、むしろ敬遠されてしまいかねません。

ぜひ区として、受験の時期、科目数のほか、待遇面について対策を立てていただくよう希望いたします。

もう一つお願いしたいのは、千代田区内に職員住宅を増やすことです。

これは当区職員の志望者を増やすためだけではなく、災害時にすぐに区施設に駆けつけることができるので、防災面にも大きなプラスになります。

反対に、管理職や施設担当者などが区から離れたところに住んでいると、いざというときの対応が遅れる懸念があります。

当区の近く、できれば千代田区内に住んでもらうためにも、職員住宅の拡充は重要です。

また、実際に千代田区に住み、地域の方々と交流することで、区特有の問題点や課題を発見する機会が増え、区政の質を高める効果もあります。

そこでお伺いいたします。

公務員志望者の減少について、区はどのように分析されているのでしょうか。

また、その対策として実施していることはありますか。

今後どのような方針があるかも併せて御教示ください。

3つ目の質問に入ります。

D X政策についてです。

当区のD X政策については、これまで区長、副区長をはじめ、担当者の方々のお話で大変よく理解できました。

本当に優秀なスタッフを選抜されたものだと頼もしく感じております。

そういうわけで、当区のD X政策について基本的に心配はしておりませんが、どうも国の政策のほうがかまきいていないのではないかという話が出てくるようになりました。

特に政府が進める「ガバメントクラウド」について、進捗が芳しくないと聞きます。

ガバメントクラウドとは、もちろん政府が管理するクラウドのことですが、広義では、行政機関や自治体の情報を効率的に管理するために整備する新しい仕組みという意味で使われます。

以下、両者の意味で使います。

ガバメントクラウドを自治体側の目線で考えると、自前の設備で行ってきた税や住民データなどを取り扱うシステムを、デジタル庁の指揮の下、「ガバメントクラウド」にまとめることで効率化を図り、行政機関同士の連携をやりやすくして職員の負担を軽減することを狙っています。

自治体のクラウドがガバメントクラウドに統合されると、自前でクラウドを運用する必要がなくなり、管理費などが大きく削減されて、約3割の運用コスト削減が可能になると試算されています。

ところが、最近の報道を見ると、その進捗は芳しくないようです。

例えば、コスト削減についても、先行実施された8地域の試算では、通信回線料がかさみ、かえってコストが増加したところがあり、中には7倍になったところもあるそうです。

コスト削減できたところも、0.2%から8%程度にとどまっています。

デジタル庁によれば、国には約1100のシステムがある中で、ガバメントクラウドに移行して運用経費を想定されていた3割程度削減できた自治体は、僅か68にとどまります。今後についても、24年度以降が50弱、25年度が80弱にとどまる見込みです。

ガバメントクラウド統合への道は、いまや日暮れて道遠しというべき状況です。

2025年度末までに「統一システム」に移行する方針でしたが、大都市ですら一向に進んでおりません。

当区は、樋口区長の下、先進的なD X政策を進めておられますが、国のD Xの施策がこれほど酷いのであれば、当初考えられていたガバメントクラウドへの統合による効率化は当てにできなくなっているのではないかと思います。

ガバメントクラウドが進んでいないのはデジタル庁の失策ではあるのですが、区としても国の責任だからと手をこまねいているわけにはいきません。

そこでお伺いいたします。

国のガバメントクラウド政策について、行政はどのように評価しておられるでしょうか。

また、今後の区のDX政策をどのように進めていくおつもりかも併せて御教示ください。  
私は、区のDX政策は、今後は職員の減少を前提に、作業効率化を中心に取り組むべきだと考えます。

公務員志望者の減少に歯止めがかかる見込みは得がたく、このままでは職員の負担は増すばかりです。

そこで、例えば、港区や中央区など近隣区との連携で、事務作業の統合を図ることに着手すべきだと考えます。

区ごとにやっている作業を近隣区で一つにまとめて効率化することにより、今後のDX政策の中で進めることも重要だと考えます。

そこでお伺いいたします。

当区のDX政策において他区との統合は進んでおりますでしょうか。

あるいは、今後進める予定はありますでしょうか。

情報処理が紙ベースのときは他区との連携など困難だったでしょうが、デジタルデータが中心になっている現在では、クラウド統合によってかなりスムーズにできると思います。

職員の負担軽減や公務員志望者の減少に対応するにも有効だと思いますので、ぜひ精力的に進めていただければと存じます。

区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、自由民主党議員団の代表質問を終わります。

何とぞよろしくお願ひいたします。

議長／区長。

区長／白川議員の区長の役割についての御質問にお答えいたします。

二元代表制は、首長と議会の議員がともに住民の直接選挙によって選出され、両者が対等の関係に立って、自主性・独立性を保ちつつ、相互の抑制と調和によって地方自治の適正な運営を行うものです。

現行の二元代表制では、区長は執行機関を統轄し、区を代表する者とされ、議員の皆さんは区民の意見を区政に反映させる役割を果たされるものと認識しています。

一方で、区長は自ら地域にも出向き、区民の声を聞き、地域の実情を肌感覚として知ること、様々な声をいただきながらも、広い視野に立ち、区政の課題についての議論を方向づけ、決断をしていかなければなりません。

もちろん、その際には、議員御指摘のように区長からの指示が、庁内での十分な検討を妨げたり、職員が主体的に業務を進める意欲を損なうことがないように十分に留意する必要があります。

次に、理想についてお答えいたします。

私は、区長として、私自身が肌で感じる街の鼓動や人々の息吹と、一方で、私たちが今進めている現状の施策とのギャップを埋めることによって、地域の皆様の満足度を高める、



これが一つ大事なことだと考えています。

そして、時代の潮流や価値観の変化を見極めて、次に望むもの、あるべきものを大きな視点から施策に反映させていきたいと思っています。

そのためには、前提として組織内において目的や理念を共有し、組織内の有意な人材が生き生きと働き、区役所の組織が一丸となって、同じ目的や理念に向かっていくことが必要です。

その向かう先に、第4次基本構想でお示した、先人が築いてきた伝統を大切にしながら、新しい時代とも調和を図り、躍進し続けるまち千代田区があるものと思います。

このような地域社会を目指し、私は議会の皆様とともに、今後も区政運営に力を尽くしてまいります。

その他の事項につきましては、関係理事者をもって答弁いたします。

議長／デジタル担当部長。

デジタル担当部長／白川議員のDX政策に関する御質問にお答えいたします。

初めに、国のガバメントクラウド政策に対する区の評価ですが、国は、標準準拠システムをガバメントクラウド上に構築することで、地方公共団体におけるシステムの整備・管理負担の軽減、高度なセキュリティ対策によるリスク低減などのメリットを示しており、区としても同様の認識を持っております。

一方で、議員御指摘のとおり、ガバメントクラウドや標準化に要する経費は不透明な部分もあり、特別区長会として、国に対し、これらの経費の全額国庫負担を求めているところです。

こうした中、本区は、来月にも国の早期移行団体検証事業に参加を予定しており、クラウド利用の最適化に向けた検討を深め、他団体に先駆け、令和7年度中にガバメントクラウドへの移行を進めてまいります。

次に、今後のDX政策の方向性についてですが、本区は、令和4年にDX戦略を策定し、ポータルサイトの開設や生成AIの導入による業務の効率化など、主に区民の利便性と職員の生産性向上に注力してまいりました。

しかし、今後は、これにとどまらず、区民の暮らしをよりよくするための「地域のスマート化」を一層推進する必要があると認識しております。

現在、DX戦略の改定検討を進めているところですが、区民の暮らしをより便利で快適にし、生活の質の向上を実感できるDXを目指してまいります。

次に、DX政策における他区との統合ですが、システムの標準化が進む中、将来の執行体制を見据えた効率化は重要課題であると考えております。

現在、東京都やGovTech東京を中心に、協議会や運営委員会を通じて他区との連携を図るとともに、電子調達サービスの共同運営、子育て支援制度レジストリの構築、RP

Aやeラーニングシステムといった各システムの共同調達を進めるなど、効率化も図られております。

引き続き、東京都や他区との連携を十分に図りながらDX政策を進めてまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／白川議員の公務員志望者減少への対策に関する御質問にお答えいたします。

職員の採用につきましては、一部の職種を除き、特別区全体で試験を実施しております。特別区全体の公務員志望者も、他の自治体と同様、減少傾向にあり、今年度実施しました大卒程度の者を採用するI類採用試験も過去最低の受験申込者数となりました。

その主な理由は、少子化の時代背景がある中で公務員試験の受験準備の負担が大きいこと、民間企業より採用試験の時期が遅く内定が遅いこと、大手企業と比較し給与等の待遇面が見劣りすることなどが挙げられます。

このような状況を、特別区における各任命権者、特別区人事委員会とも危機的状況と捉え、特に採用試験の改善に向けた対策に取り組んでおります。

例えば、専門職種の受験科目数の見直しや技術職の採用試験回数の追加のほか、令和7年度からは、新たに民間企業の採用で活用が進むSPI（適正検査）を用いた試験制度を導入いたします。

給与や昇任制度等につきましても、各任命権者、特別区人事委員会とも課題認識を持っており、地方公務員法等の制約がある中で、特別区としての対応を検討しております。

また、千代田区独自の待遇面、議員御指摘の職員住宅につきましては、民間の借上げ型を計画的に増やしており、現在、区内に26施設89戸を設置し、入居者は非常災害対策要員の役割も担っております。

令和8年度に予定される四番町職員住宅の竣工時には、さらに24戸の職員住宅が増える予定です。

区独自の待遇面については、職員住宅のほか特別区共通事項の制約がある中で、どのようなものが可能なのか、他区での事例等を参考に検討を進めてまいりたいと考えております。今後も引き続き千代田区で職務に従事することの魅力を発信する等、できることを積み上げながら有為な人材の確保に努めてまいります。

議長／次に、公明党議員団を代表して、6番米田かずや議員。

米田議員／令和6年第3回区議会定例会におきまして、公明党議員団を代表して質問いたします。

初めに、令和5年度決算と来年度予算についてです。

令和5年度一般会計予算は、第4次基本構想で掲げる「伝統とみらいが調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心」を目指すための初年度予算として編成され、区民の生活と健康を支える様々な施策を実施し、コロナ禍からの本格的な復興、そして、新たな躍進に向けて立ち上がるために必要な事業を展開し、長引く物価高騰に対応するために、5回に及ぶ補正予算を編成し、低所得世帯や子育て世帯への様々な対策にも取り組んでいます。

また、財政面に関しても、財政指標などを見ると、財政力指数や実質収支比率、経常収支比率など、健全な状態であると認識しております。

ただ、決算資料を見ていますと、執行率が極端に低かった事業（詳しくは決算委員会で触れますが）など、課題も多く見られます。

また、監査委員の決算審査意見書などを拝見しますと、様々な御指摘をいただいております。

そこで、4点伺います。

令和5年度決算を総括し、現状と課題をどのように分析したのか。

執行率の低かった事業とその理由、今後どのように改善していくのか。

今年度を実施された主要プロジェクトの進捗状況と、そのプロジェクトが達成した具体的な成果をお聞かせください。

施策に投じた予算に対し、期待されていた成果は得られたのか、費用対効果はどのように評価しているかもお聞かせください。

財政運営上の課題として、また来年度予算に向けて、基金について伺います。

令和6年3月31日の基金残高は、財政調整基金は442億円余、特定目的基金は773億円余、公共料金支払基金5億円と合わせて、合計1195億円余となっております。

財政調整基金は、景気が落ち込んだ際の歳入減の補填など財政運営上の調整機能としての役割があることから、一定額を確保していく事は必要と考えております。

また、特定目的基金は特定の事業に充てるために確保した財源であり、今後も教育施設や福祉施設等の公共施設の大規模改修等に活用することが見込まれていることから、基金の活用見通しについて明示し、計画をもって活用及び積み立てていくことが重要と考えます。

そこで、5点伺います。

全基金で約1195億円という額は他の自治体と比較しても非常に高いものであり、区の健全な財政運営を裏づけるものと理解しておりますが、この基金残高をどのように捉えているのか、区が目安として、この金額が妥当で、今後もこの程度の基金額を設定していくのかお聞かせください。

また、今後の長期的な財政運営計画において、どのような状況下でこの基金を利用する想定になっているのか、具体的なシナリオをお聞かせください。

この多額の基金が区民に十分に還元しているのかについて、例えば、教育、医療、福祉、環境、DX等、区民生活の質を向上させるためにはさらなる投資が必要と考えられますが、

これらの分野への財政投入の計画はどのようになっているのでしょうか。

具体的な事例を挙げてお答えください。

現在の基金をどのように運用しているか、財政調整基金があることで区民に対してどのような具体的な還元が期待できるのか、例えば公共サービスの充実や減税、物価高騰対策などの声があります。

区としてこのようなお考えはあるのか、お聞かせください。

次に、認知症について確認いたします。

国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障害（MCI）高齢者数が約612万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが重要です。

認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が、一人の尊厳のある人として、その個性と能力を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年の1月に認知症基本法が施行されました。

特に、地方公共団体は、認知症の人やその家族等にとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っています。

認知症の人も家族も、安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要です。

本区では、国が取りまとめた大綱と法の趣旨に基づき認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくために、認知症基本計画を、千代田区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画と一体的に策定しました。

認知症などの有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重して、認め合い、支え合いながら、自分らしく住み続けられる地域を目指し、認知症サポーター養成講座やステップアップ研修、認知症キッズサポーター養成講座など、認知症の支援に関する講座を開催し認知症施策を展開してきました。

そこでお伺いいたします。

これまでの認知症施策における具体的な成果とその評価についてお聞かせください。

また、現在取り組んでいる施策において、特に改善が必要とされている課題についてと、認知症患者とその家族への支援拡充の計画について、今後の具体策をどのように考えていらっしゃるのかもお聞かせください。

社会の高齢化が進む中で、認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳を持って、最後まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められています。

そのためには、誰もがなり得る認知症について、国民一人一人が自分ごととして、身近な問題として捉えることが重要です。

そこで、行政が軸となり、小中学校の児童生徒、地域の企業・経済団体や自治会等と連携して、認知症サポーター講座のさらなる展開や「新しい認知症観」を定着させる啓発資料の作成配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を強化す

べきと考えますが、見解をお聞かせください。

認知症と軽度認知障害の方を合わせて1000万人を超える状況下では、認知症の人や家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要です。

実際に記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から、行動・心理症状（BPSD）が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくありません。

認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動・心理症状、この発生を抑制することは特に重要であると考えます。

そのための効果的な技法として、「あなたを大事に思っている」ことを「見る」、「話す」、「触れる」、「立つ」の4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法である「ユマニチュード」が注目されています。

介護の現場では、一生懸命にケアをしても相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。

実際、口腔ケアを嫌がり声を荒らげていた90代の男性に対して、看護師がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず口を大きく開け口腔ケアを受け入れ、笑顔を見せていました。

国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されています。

また、ユマニチュードを先駆的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。

実際に、福岡市では2016年度、家族介護者や病院・介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施いたしました。

その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、18年度に市は、町ぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。

対象は、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。

講座を受けた市民からは、「もっと早く知っていればよかった。今後は介護をする人たちに私たちが伝えたい」との声が寄せられたのを受け、こうした取組を継続的に実施しようと、本年4月から福祉局の中に「ユマニチュード推進部」を新たに設置しています。

そこで、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るためにユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、見解をお聞かせください。

若年性認知症の方々も含めて、認知症の人が生きがいや希望を持ち、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保に向けて、家族や事

業主が安心して適切な行動が取れる環境の整備も必要です。

特に、認知症と診断された後に、希望を失うことなく新たな目標に向かって行動することができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を当事者同士で共有する機会を確保し、本人や家族の不安を軽減することは大変に重要であります。

そこで、認知症の本人や家族等が診断後早い段階で同じ経験をした方々との情報共有や様々なアドバイスが受けられるよう、インターネットによる交流も含めた地域における認知症ピアサポートの環境の整備も重要と考えます。

見解をお聞かせください。

警察庁のまとめにより、2023年、全国の警察に届出があった認知症やその疑いがあった行方不明者が、延べ1万9039人に上ったことが明らかになりました。

実際、認知症の行方不明者数は12年の9607人から増え続け、近年は2倍に迫る状況で推移しているとのこと。

認知症の方等が行方不明になってから翌日までは生存して発見される例が多く、3日目以降では生存する可能性は急激に低くなっているとのこと。

実際に行方不明になった人の中で、502人は亡くなって見つかり、250人は発見されていないとのこと。

特に独居の方の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れ、捜査開始の遅れにつながり、結果として発見が遅れることにもなります。

ここで行方不明者を発見した人の半数は、探していた人ではなく偶然見つけた人とのこと。

そこで、今後ますます増加することが懸念される認知症の行方不明者に対して、一人一人の生命を守るためのGPS端末の積極的な活用に向けての負担軽減策の実施や、衣服等に貼れるQRコードが記載されたシール等の普及など、認知症の行方不明者の生命を守る取組を推進すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、マイナンバーカードについて確認いたします。

本年の12月2日から従来の健康保険証は新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行していきます。

円滑に移行するために、政府としては、マイナンバーカードの総点検等を行い国民の信頼回復に努めてきました。

また、本年5月から7月を「マイナ保険証利用促進集中取組月間」として、医療団体との連携やあらゆるメディアを通じて広報展開しています。

一方で、個人情報漏えいや利用できない医療機関等の不安のお声もあります。

こうした状況を踏まえて、地域住民が安心して「マイナ保険証」を利用できるよう、利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなど、正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。

一人でも多くの方に、データに基づくよりよい医療が受診できる、高額医療費などの手続

の簡素化できるなどの医療サービス環境を提供していくことを目指して、マイナ保険証の取組を進めていくべきと考えています。

12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です。

12月2日以降、保健証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請していただくことなく資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができます。

現在、マイナンバーカードは、今年7月1日時点で国民の約81%が交付されています。その一方で、健康保険証としての利用は、本年5月時点で全体の約7.73%にとどまっている状況です。

マイナンバーカードは、デジタル社会における公的基盤であり、保険証として利用してもらうことで、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療が提供され、高額療養費制度の限度額適用認定証が不要になるなど、患者・医療現場、それぞれに多くのメリットがあります。

さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用など、日本の医療DXを進める上でも重要なベースになります。

また、大規模な地震が起きた際に、開設された避難所において、マイナンバーカードを使って入退所管理や薬剤情報の管理を行う実証実験を行った結果、入退所の手続きがスムーズかつ正確に行われ、避難者の把握にかかる時間が10分の1に短縮されました。

また、薬剤情報も必要量を正確に把握できるため、スムーズな支援要請ができ、避難者、運営者の両方に対して大きな効果が見られました。

さらに、一部地域においては、救急医療における患者の健康・医療データ活用という消防庁の実証実験が行われております。

これは、例えば自宅や外出先で事故や病気などによって突然倒れてしまって救急搬送される場合等に、救急車に装備されたカードリーダーで「マイナ保健証」を読み取ると、既往症はあるのか、どんな薬を服用しているのか等の情報を確認し、救急隊や医師が速やかに適切な治療ができるようになるというもので、近い将来、全国展開する予定と聞いております。

このように、社会全体で医療DXを進めていくためにマイナ保険証は重要であり、保険証を廃止し、マイナ保険証へと移行する本年12月2日までにいかに円滑に移行していくかが極めて重要であります。

そこでお伺いします。

本区におけるマイナンバーカードの取得率と健康保険証の登録数をお聞かせください。

また、本区のマイナンバーカード取得率向上、マイナ保険証の利用促進に向け、今後どのように取り組んでいくのかもお聞かせください。

7月4日に、厚労省保険局医療介護連携施策課よりマイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた御協力のお願いについてという事務連絡が発出されております。

これを見ると、利用促進に向けた動画やポスターなど公報素材の印刷提供など、サポートメニューがたくさんあります。

本区もこのようなものを活用しながら、12月に向けての広報活動を強力に推進し、区民の皆様への正しい情報発信に取り組んでいくべきと考えます。

見解をお聞かせください。

マイナンバーカードの利用シーンが拡大してきて、住民票が近くのココンビニですぐに取れてよかったや、母子健診の受診券として使え、マイナポータルから結果がすぐに見えるなど、身近なところでもその利便性を実感する声が増えてきております。

7月時点で国民の81%が保有しているとされていますが、まだ取得したくてもできない方が、特に高齢者を中心にいらっしゃいます。

現在、総務省では、来庁が困難な方に対して、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援という事業を実施しており、行政職員が希望のある施設や自宅等に出向き、一括して申請を受け付けることができます。

その際に出張した職員による本人確認や写真撮影を行い、後日郵送等で御本人にお届けするというものです。

(国庫補助のマイナンバーカード事務費として計上され、10分の10国補助となります。)

将来的な「マイナ保険証」による医療DXを考えると、希望する高齢者に対して保有の機会を提供することが非常に重要であります。

また、高齢者の方など、暗証番号の設定や管理の負担感を軽減するため、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードで、医療機関や薬局などで利用していただけるような対応もされております。

そこでお伺いします。

本区における施設等に対するマイナンバーカードの取得支援の取組状況についてお聞かせください。

また、高齢者施設や高齢者世帯などに対して、このような支援があることを周知し、希望する方がマイナ保険証を保有できるような取組を推進してはいかがでしょうか。

あわせて見解をお聞かせください。

次に、感染症対策について確認いたします。

先日発表された報告書によると、東京都全体の梅毒感染者数が増加傾向にあり、令和5年、東京都の梅毒患者報告数は過去最多となりました。

特に、20から40歳代男性と20歳代女性の患者数が急増しております。

本区においても同様と伺っており、住民の健康を守るため、効果的な対策が急務と考えます。

そこでお伺いいたします。

梅毒感染の現状について、感染者数の推移や年代別・性別の分布、感染経路の特定など、どのように分析しているか。



また、他の感染症との比較も行った上で、梅毒の感染拡大の特徴や特異性についてもお聞かせください。

次に、梅毒予防のための啓発活動について伺います。

感染症に関する正確な情報を広めることで、差別や偏見を持たずに住民がリスクを正しく理解し、予防行動を取ることができるようにするための取組が重要です。

具体的には、検査の普及啓発活動や感染者に対するフォローアップ体制、さらには予防教育の施策について、例えば、学校や職場での健康教育プログラム、地域イベントでの情報提供、SNSやウェブサイトを活用したキャンペーン活動など、どのような方法で住民に情報を伝えているのか詳しくお聞かせください。

また、これらの啓発活動をどのように評価しているか、評価指標についても御説明ください。

最後に、都有地について確認いたします。

先日、ビルとビルの中の狭い都有地の一部に穴が開き陥没している、危険なので修理してほしいとの連絡がありました。

区の道路公園課に連絡し、対応を要請するとともに、都有地なので我が党の都議会議員にも連絡して、都の所管課に修繕を行っていただきました。

ここ数年、岩本町、東神田地域の方から、都有地について、このような連絡を度々いただきます。

そのたびに道路公園課に連絡して都に申し入れていただき、都議会議員と連携しながら対応して、補修工事を行っていただいております。

先ほど述べた地域の方や町会長に伺うと、こうした都が所有する通路や道路が複数あり、中には凸凹等があり、何らかの対策が必要と思われる箇所がほかにも多数あるとのことでした。

そこでお伺いいたします。

当該地域のこうした都有地の状況を、区としてどのように把握しているのでしょうか。

この地域の都所有地の現地調査を、区として都に依頼してはいかがでしょうか。

また、現状で修繕等が必要と思われる箇所について、早急に対応を依頼してはいかがでしょうか。

見解をお聞かせください。

以上、公明党議員団を代表して質問させていただきました。

区長、教育長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／米田議員の令和5年度決算と来年度予算に関する御質問にお答えいたします。

まず、決算の現状と課題分析についてですが、本区の基幹歳入である特別区税や地方消費税交付金、また、国都支出金などの歳入事務を着実に執行したことなどにより、一般会計はもとより、特別会計を含んだ全ての会計において今年度も実質収支は黒字を確保しております。

健全な財政運営に努めることができたと分析しております。

一方で、招集挨拶で申し上げましたとおり、歳出予算の執行率が85.4%と前年同率にとどまっており、それに伴って不用額が100億円超となっていることは継続的な課題であります。

予算編成において、予算額の精査に全庁を挙げて鋭意取り組む必要があると考えています。次に、基金残高に関する御質問についてですが、本区だけにとどまらず全国規模で数年来続いている投資的経費の増大への備え、また、人件費を中心とした様々な事業経費の増加を考慮しますと、現在の基金残高は妥当な規模であると考えております。

基金残高に目安の設定はございませんが、将来への備えという基金の意義を踏まえつつ、御例示いただきました教育、子育て、環境、DXなど、区政における最重要分野での新たな取組や既に着手している各施設整備事業において、積極的に、効果的に活用してまいります。

なお、他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／米田議員の認知症についての御質問にお答えいたします。

まず、これまでの認知症施策と課題等についてでございます。

本区におきましては、平成28年度に「認知症初期集中支援チーム」を結成し、支援に取り組んでまいりました。

この間、認知症サポート医、医師や地域支援推進員、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、そしてケアマネジャーなどの専門職がチームを組んで、認知症の人とその御家族を訪問、包括的な初期支援によって、90件を超える自立生活のサポートを実施してまいりました。

一方、認知症が疑われる方をいかに早期に捕捉し、適切な支援へと結びつけていくかが課題だと認識しておりまして、今後、地域の方々のお力をより一層お借りしながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、認知症に関する知識及び認知症に関する理解を深める取組についてでございます。

御案内の「認知症サポーター」につきましては、平成19年度以降、2万人以上を養成、昨年度からは小学生等を対象とした「認知症キッズサポーター養成講座」も開始しております。

今後、「認知症ケアパス」等を用いて、認知症の方や御家族の方の声に触れていただけるよ

う努めますとともに、認知症への理解や知識を深めるための普及啓発に積極的に取り組んでまいります。

次に、ユマニチュードについてでございます。

認知症の方に頻繁に見られる思考内容や行動の障害兆候であります「行動・心理症状（BPSD）」は、環境を整える、あるいは関わり方を工夫することで症状を軽減することがあることは議員御案内のとおりでございます。

本区におきましても、「日本版BPSDプログラム」を利用し、介護サービス事業所等の職員が必要な知識や技術を取得する研修を実施しております。

御提案のユマニチュードにつきましても、認知症ケアの質の向上を図る手法の一つと認識しており、御紹介いただきました他の地方公共団体の状況を含め研究をしてまいります。

次に、認知症ピアサポート環境の整備についてでございます。

認知症の御本人や御家族が日頃の悩みを共有し合える交流の場として、認知症カフェや認知症本人ミーティング「実桜（みお）の会」を開催しておりますことは御案内のとおりでございます。

御提案のインターネットによる交流も含めた環境整備という実施の手法につきましては、今後、会の運営状況等を踏まえつつ、どういったことが可能か、研究をしてまいります。

次に、認知症行方不明者への対応についてでございます。

本区におきましては、日常の見守りを通じて、高齢者あんしんセンター、相談センターと関係機関の専門職や警察との連携を図っております。

また、「あんしん生活見守り台帳」の登録者に登録番号から連絡先などを迅速に照会できる「高齢者見守りツール」を配付し、関係各所と連携を図っているところでございます。

議員御提案のGPS端末やQRコードの活用につきましては、様々な商品、あるいは地方公共団体における取組事例があるようでございますので、その有用性について、今後、研究をしてまいります。

次に、マイナンバーカードの取得率等及びその向上策に関する御質問でございます。

本区のマイナンバーカード取得率は、令和6年8月末時点で70.4%でございます。

また、マイナンバーカードと国民健康保険被保険者証との紐づけを既に完了している方は、7月末時点で4473人、後期高齢者医療被保険者証との紐づけを完了しておられる方は2854人でございます。

マイナンバーカード取得以降の受取りにつきましては、区役所、総合窓口課におきましては、平日に加えまして土曜日にも、また、平日におきましては、出張所の窓口におきましても受け取ることができるように手配をしております。

また、被保険者証との紐づけ作業の補助を御希望される方に対しましては、各窓口におきまして、タブレット端末を用いて丁寧に対応しておるところでございます。

次に、健康保険証、被保険者証の利用についての正しい情報発信についての御質問でございます。

被保険者証の正しい情報発信につきましては、マイナンバーカードの被保険者証との連携につきましては、災害時を含めまして多くのメリットがあります。

このため、正しい情報提供が求められておりますことは議員御指摘のとおりでございます。このため、本年12月2日に向けまして、厚生労働省が提供しているツールの活用も検討し、安心して御利用することができるよう、正しい情報の発信に取り組んでまいります。最後に、高齢者施設に対するマイナンバーカード取得補助に関する御質問でございます。マイナンバーカードの取得を御希望される方、ただし、そのやり方が分からない方に関しましては、現在、総合窓口、あるいは各出張所の窓口におきまして、御希望に応じて、一人一人丁寧に御支援をさせていただいております。

したがって、今後とも現場の窓口におきまして、この取扱いを継続してまいりたいと考えております。

なお、高齢者施設に対しましても、御希望に応じて出張できる体制を整えておりますので、今後はこの点につきましても十分に周知をしております。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／米田議員の感染症対策に関する御質問にお答えいたします。

梅毒については、令和5年に都内で2549件の発生があり、区内医療機関からは38件の届出がありました。

令和4年は37件、令和3年は25件であり、増加傾向にあります。

20代の女性と30から40代の男性に多い状況でございます。

梅毒は、新型コロナウイルス感染症のような飛沫感染・空気感染をする感染症とは異なり、主に性的接触により感染します。

そのため、感染経路については、パートナーからの感染が26%、性風俗店の勤務・利用が21%となっています。

次に、梅毒予防のための啓発活動と成果、評価指標についてお答えいたします。

区では、梅毒感染者の早期発見のために、毎月匿名・無料で検査を実施しています。

感染者の増加を受け、昨年度から、2週間後に結果が出る「通常検査」を、受検日当日に結果が分かる「迅速検査」に変更し、速やかに医療機関につなぐ体制といたしました。

また、妊婦が感染した場合には、胎盤を通して母体から胎児に感染する「先天梅毒」の危険があるため、妊婦健診にて検査を行い、陽性者を支援する体制を取っています。

過去5年間には、区内での先天梅毒の発生はありませんでした。

梅毒は一旦治癒しても何度でも感染し、ほとんど気づかずに進行します。

そのため、感染を予防する行動が重要になります。

区ホームページやSNSの活用、「くらしの広場」にて広く情報提供するほか、区内13大学にパンフレットの配布及び50か所の大学・専門学校等にポスターを配布し、保健室の

協力を得て若い世代に啓発しています。

啓発活動の評価指標としては、パンフレット等の配布学校数及び若い世代同士で学び合う「ピア・エデュケーション」の参加者数とし、学生等が正しい判断と行動決定できるよう取り組んでまいります。

区といたしましては、引き続き梅毒の感染予防及び早期発見・早期治療に努めてまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／米田議員の所有地に関する御質問にお答えいたします。

都の通路や道路の不備等につきましては、管理者である都が適切に対応すべきものですが、現在、こうした不備等に対し、お困りの区民から「マイ・シティ・レポート」や「みちとみどりの相談窓口」などで通報を受けた際には、区でも現場を確認した上で、都に連絡し迅速な対応を要請しております。

また、区としましても、道路パトロールや青色パトロールなどで不備等を確認した場合には、都に対応を要請しております。

区民の安全を確保するためには、所有地の不備等には速やかな対応が必要であるため、議員御指摘のとおり、今後、都に対して、所有地の点検とその結果に基づく必要な対応を速やかに講じるよう求めてまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／米田議員の令和5年度決算と来年度予算に関する御質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

初めに、執行率の低かった事業についてですが、(仮称)旧和泉町ポンプ所跡地新跡地施設の整備、感染症予防・医療対策、商店街創業支援事業、建物の耐震化等促進事業や自転車通行環境整備などの事業がありますが、それらの理由としては、予算編成から執行までの時間経過による状況変化に対応したこと、事業の周知が十分に行き届かなかったことや対象者の合意形成が見込みどおりの進捗に至らなかったことなど、様々な理由により執行率が低くなっております。

具体的な改善策としましては、事業対象者の範囲や単価、あるいは委託業務の仕様など、予算編成時に執行手法やその内容を精査するとともに、過去の実績やニーズ調査等による的確な件数の見積りを行うなどにより、過不足のない適切な予算計上に取り組んでまいります。

次に、今年度を実施された主要プロジェクトの進捗状況と、そのプロジェクトが達成した具体的な成果についてですが、令和5年度予算は第4次基本構想の初年度であることを踏

まえ、基本構想の中期的な取組の方針を示す将来像に向けた方針ごとに、子育て施策や障害・高齢者支援、区民生活応援、行政のデジタル化の推進など43事業、113億7200万円を重点的に取り組む施策として位置づけています。

令和5年度一般会計歳出予算全体の執行率が約85%の中、重点的に取り組む施策の決算額は102億5200万円で、執行率は90%を超えています。

主な施策として、お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業は、予算額73億4600万円に対し決算額が70億3900万円で、今年1月に竣工し、4月から供用を開始しています。

また、障害の有無にかかわらず、子供たちが安心して過ごせる環境を整備する学童クラブ・児童館関連事業については、予算額10億400万円に対し決算額が9億2600万円で、需要が増加傾向にある学童クラブ等の受入体制確保に向けて、しっかりと取り組んでいます。

次に、施策に投じた予算に対する成果や費用対効果の評価に係る御質問です。

予算執行の成果の分析に当たっては、執行率が一つの判断指標となりますが、加えて、事業の改善を考察するには、前年度の施策や事業を具体的に検証し、その結果や教訓を翌年度以降の予算編成につなげ、施策の成果を一層高めていくことが求められます。

そのため、予算編成において、所管課と議論を重ね、事業の必要性や社会的要請はもとより、有用性や費用対効果など様々な角度から分析と検証を行い、必要となる予算を適切に計上しています。

今後も、毎年度の予算編成の中で、時代の変化を踏まえた必要性の検証、費用対効果、基金の活用などの観点から、積極的に事業の改善を図ってまいります。

次に、長期的な財政運営計画において基金を利用する具体的な想定についてですが、錦町三丁目福祉施設、和泉小学校こども園や四番町等の子育て教育施設、スポーツセンターやアートスクエア等の文化スポーツ施設の整備において、社会資本等整備基金の活用を見込んでおります。

次に、財政調整基金による具体的な区民サービスの充実に対する御質問についてですが、御質問にありましたとおり、一時的な財源不足を補う役割を担う財政調整基金を活用する場合は、後年度に残高不足に陥ることがないように十分な検討が必要と考えております。

一方で、第4次基本構想で掲げた「将来像」の実現に向けて、着実に歩みを進めるための効果的な活用も必要であると考えております。

御例示いただいた内容も参考にしつつ、予算編成に取り組んでまいります。

最後に、基金運用の御質問についてですが、確実かつ効率的に運用しなければならないという地方自治法第241条の規定に基づいた運用を行っております。

具体的手法としては、大口預金と公共的団体の債券購入で安全性を確保しつつ、それらを1年未満の短期と5年や10年の中長期運用で流動性と収益性のバランスを図った運用を行っております。

議長／議事の都合により休憩します。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

ちよだの声を代表して、13番はまもりかおり議員。

はまもり議員／令和6年第2回（？）定例会に当たり、ちよだの声を代表して質問させていただきます。

質問は大きく5点あります。

官製談合防止法違反事件について、開かれた区政について、第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画について、ヒートアイランド対策、災害対策について、平和使節団についてです。

1点目の官製談合防止法違反事件について、5点確認します。

まず、区による報告書について、7月31日に樋口区長による記者会見がありました。

記者会見では、調査結果と今後の対応策について発表されましたが、その対応策が十分であったのかという観点から確認いたします。

こちらと同様の図は、2024年2月21日の第1回定例会議のときにも使いましたが、官製談合防止法違反事件の問題の構造を示したものです。

7月31日の記者会見では、①議員や利害関係者との関わり方に関する事、②職員倫理に関する事、③契約制度に関する事の3つの要因、とりわけ①の議員のパワハラが問題であったとして対策を発表しました。

また、区民サービスの向上に資する「組織変革」に取り組んでいくとして、組織風土まで踏み込んでいる点は評価できることと考えます。

一方で、本質的な問題把握になっているのか、その実効性、具体性が十分であるかどうか、その点を疑問に感じております。

今回の事件について、区の「入札不正行為に関する調査及び再発防止検討委員会」は、係長以上の職員323名に記名式でアンケートを採っています。

そちらがこれになります。

まず、議員による嫌がらせやハラスメントが過去5年以内にあったか、あるいは見聞きしたことがある人は、全体としては7.8%と1割に満たないものの、議員と関わりの多い部長級の半数近くが嫌がらせやハラスメント経験があるとしていることは真摯に受け止めたいと思います。

次に、職員同士の関係において、上司からの嫌がらせやハラスメントが過去5年以内にあ

ったか、あるいは見聞きしたかについて、全体として25%、実に4人に1人が上司からの嫌がらせやハラスメントを経験していることが分かりました。

今回のアンケート調査では係長以上でしたが、本来は担当者も入れた数字把握が必要であったと思います。

上司との関係については、今回の事件についての認識を確認する問いでも出てきています。問題の原因として、議員や団体との関係、職員倫理についてという回答が上位に来ておりますが、官製談合という事件の性格上、こちらはある程度想定範囲の範囲だと思います。

むしろ、アンケート数323名に対して141名、半数近くの職員が、これは「上司等との関わりの問題である」としたことは注目に値します。

区の調査、ヒアリングでは、元副区長の関与はなかったとしていますが、判決の中では、元副区長からの指示があったとされています。

また、同じ課の中で、部・課長、係長などのラインで関わっていたことも分かっております。

職員自身が今回の事件について、元議員からの働きかけに加え、上司からの指示・命令がある中で、担当職員が巻き込まれた面があると認識していることが伺えます。

ここで質問です。

1点目、不正防止の対策の一つとして対応記録を実施することとなりました。

議員と職員との関係性が問題であるとして、職員が議員と面談したりやり取りがあった際に記録するというものです。

対応記録の実施対象者に区長・副区長・教育長も含まれるのでしょうか。

2点目、上司部下間、職員間でコンプライアンス等の懸念について率直に意見交換できる職場環境が構築できていなかったことを課題として、多面的評価の実施や職員間の緊密なコミュニケーションの確保を対策として挙げています。

上司から部下に不適切な指示が行われた際、部下は具体的にどのような行動を取るよう決めたのか教えてください。

次に、公益通報制度について。

千代田区では、「千代田区職員等公益通報条例」に基づく独自の公益通報制度を実施しています。

こちらの資料のフロー図のとおり、職員が通報した場合、まず外部の弁護士2名で構成される行政監察員が対応し、その後、区長に報告するフローになっていますが、区長・副区長・教育長などを通報対象にした場合のフローが見当たりません。

3点目、区長等が公益通報の対象であった場合のフローを作成しているのでしょうか。

ない場合、必要と思いますが、いかがでしょうか、見解を伺います。

今回、職員アンケートは係長以上が対象で、記名式でした。

本来、当事件に関わらず不正や問題の実態を把握し改善していくためには、全職員を対象とし、無記名で毎年、意識調査を実施する必要があると考えます。



4点目、今後、全職員を対象に、毎年、無記名形式で職員意識調査を実施する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

5点目、議員のパワハラについて、町なかで議員名を入れた文書が回っているようですが、職員に対し、議員名を確認したのでしょうか。

また、その目的は何でしょうか。

お答えください。

次に、大きな質問の2点目、開かれた区政について、4点質問いたします。

先ほどの不正行為の対策には入っていませんでしたが、とても重要な観点として「情報公開の在り方」があります。

区民にとって十分に情報が公開されているか、分かりやすい区政になっているかということが不正防止監視の観点でも重要と考え、確認いたします。

開かれた区政を実現するに当たり、区長の考え、ビジョンを区民、職員に対して伝えることは非常に大切です。

先日の9月12日、東京新聞の記事によると、23区のうち約7割の区が区長による定例記者会見を実施しているのに対して、千代田区は予算説明時の1回のみでした。

また、インターネット配信もしておりません。

今回、官製談合防止法違反事件の臨時記者会見について確認しようとしたのですが、動画が残っていないため、後から見ることはできませんでした。

これでは区長の考えが区民に伝わらず、「説明責任」も果たせないと考えます。

ここで1点目の質問です。

区長には、定例議会ごとに記者会見を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

区長の見解を伺います。

また、一人でも多くの区民に区長の考えを知ってもらうためには、記者会見をインターネットで配信し、後からでも確認できるよう録画を残すほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、協議会や審議会など区の附属機関等における情報公開の在り方について質問します。協議会や審議会は専門家や区民が参加する意思決定の場として大事な場ですが、協議会や審議会の委員名簿が出ていないところがあります。

区が委託し委員に対して報酬を支払っているのであれば、全ての協議会・審議会等で委員名の公表が必要と考えますが、いかがでしょうか、区長の見解を伺います。

議事録についても、委員名が伏せられているものがあります。

こちらも公開する必要があると思いますが、見解を伺います。

そして、会議資料について、次の大きな3点目の質問にも関係しますが、男女平等推進区民会議において、各附属機関における女性の委員割合を示した資料が削除されていました。削除すると決めたのは誰でしょうか。

削除した理由は何でしょうか。

お答えください。

次に、カスタマーハラスメント条例についてです。

前回の代表質問において、東京都で検討中のカスタマーハラスメント条例について質問がありました。

その答弁の一部に、次のようにありました。

都における議論などから、議員が立場を利用して職員に行う過度な要求や行為、例えば特別扱いの要求、制度上できないことへの要求、大声での罵声、執拗な責め立て、職員の揚げ足取りなどの行為はカスタマーハラスメントとなり得るとされています。

こちらの答弁に基づき、区における適用方法、運用について、区の見解を確認いたします。

まず、議員への適用について。

議員が職員を脅したり傷つけたりすることを目的に行う行為は決して許されるものではありません。

一方で、議会においては、答弁内容によっては度重なる確認が必要なことがあります。

議員の質疑は区民に伝えるために必要なものであり、憲法の国民主権や参政権を脅かすことのないように気をつける必要があります。

ここで質問です。

議会において適用する場合、判断する人は誰で、どのように判断するのでしょうか、教えてください。

また、住民への適用について、情報公開や説明など適切な対応を怠っている場合、それを指摘する住民に対して「カスタマーハラスメント」として排除することは問題であると考えますが、区の見解を伺います。

公的サービスについては、行政が住民に対し「許認可」や「給付決定」を行う権限を持っており、制度上優位に立っていること、情報量が非対称であることから、通常の「商取引」とは異なる対応が必要と考えます。

次に、インターネット中継に伴う答弁方法について。

本会議や委員会における区の答弁について、区民の皆さんから、区は聞かれたことを答えていないのではないかとと言われることが多々あります。

それは、これまでの慣習などから遠回しな表現を使うことが多く、また、前置きが長くなることもあり、一番聞きたい核心の部分が区民に伝わっていないからではないでしょうか。本会議に加えて、委員会においてもインターネット中継が開始するに当たり、質問をする議員側も答弁をする行政側も、区民に伝わりやすいかどうか意識する必要があると思います。

例えば、最初に短く結論を言うことが求められます。

YES、NOで回答できるクローズド質問に対してはYES、NO、一部YES、一部NOで回答してからその理由を説明するなど、区民から分かりやすい答弁を目指すことにつ

いて見解を伺います。

大きな質問の3点目、ここでは5点確認します。

2023年9月21日、第3回定例会において、区のダイバーシティ&インクルージョンの状況を質問いたしました。

意思決定の場に多様性があることが総合的によい判断にもつながり社会の活力も高まると考えますが、まず最初の一步として、女性の起用という観点から進捗を確認いたします。

1点目、第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画において、男女共同参画社会の実現を目指した指標で、区の係長級以上の女性が占める割合は令和7年度に40%を目標としていますが、現状は何パーセントでしょうか。

また、こちらの資料、昨年質問した際は、女性管理職の割合は全体で19%でした。

現在はどのぐらいになったか、進捗を伺います。

部門別について、女性管理職の割合についてはこの表のとおりでした。

特に、政策経営部が10%、環境まちづくり部が7.1%と低い状況でしたが、現状の進捗を伺います。

次に、審議会等区の附属機関における女性委員の割合について、令和8年度には40%以上60%以下との目標があります。

現在の全体の割合について教えてください。

また、特にまちづくり関連の附属機関における女性割合は少なく、昨年度は0%のところもありました。

こちら、現状は削除されていて分からないため、現状について教えてください。

大きな質問の4点目、2点確認します。

今年の夏、連日続く猛暑対策として、千代田区ではこれまでの熱中症対策に加え、交差点や公園にテントや日よけを設置したり、冷房の効いた小学校の体育館を子供たちに開放する取組を行いました。

気象庁のデータによると、東京では100年前から平均気温が3度以上高くなっているそうで、今年は30度以上の真夏日が6月から8月の3か月で61日、35度以上の猛暑日は19日もありました。

このままでは東京の夏の最高気温は40度を超えると専門家が警鐘を鳴らしています。

まさに命を守るための対策が必要です。

千代田区では、地球規模の温暖化の影響に加え、都市特有のヒートアイランドの問題があります。

日よけ、ドライミスト、打ち水などの一時的・局所的な暑さへの対処とは別に、ヒートアイランド現象への「根本的な対策」が求められています。

ここで、改めてヒートアイランド現象とは何か。

都市化で気温が上昇する現象で、地図上で気温の等しい地点を等高線のように結ぶと、都心部を中心に高温の地域が島のように見えるため「ヒートアイランド(熱の島)」と呼ばれ

ています。

主な原因は、この資料にもある3つあると言われています。

ビルの空調や自動車などの人工排熱が増えること、②アスファルトなどに覆われた地面が熱をため込むこと、③中高層ビルが密集することで海風が通らないことなどです。

夜になっても気温が下がりにくくなっていることが特徴です。

ヒートアイランドなど都市の気候について研究する都立大学名誉教授の三上岳彦教授は、大事なものは「水」と「風」と「緑」であり、水面を増やすこと、風の道をつくること、街路樹や公園を増やすことが必要であると指摘しています。

ちなみに、道路の遮熱性舗装の性能については、東京農業大学・環境生理学の樫村修生教授が研究しています。

研究結果によると、路面温度を10度下げると、人や建物に跳ね返してしまい、人が立つ高さでは逆にアスファルトよりも気温が2度高くなり、紫外線も強くなるということです。

一方、街路樹が枝を広げた場合、路面を20度下げるとされています。

そこで、1点目の質問です。

「水」と「緑」と「風」それぞれについて、つまり水面を増やすこと、風の道をつくること、街路樹や公園を増やすことについての見解を伺います。

次に、災害が起こった後の連絡体制について確認いたします。

集中豪雨については、温暖化やヒートアイランドの影響もあると言われていますし、首都直下型、首都直下地震は30年以内に70%の確率で起こるとされています。

能登半島地震では、ボランティアが来ても指示・依頼する受入れ態勢が取れなかったという話がありました。

現地支援に入った清掃職員や企業など、複数の団体から聞いております。

千代田区では、誰がどのようにボランティアを受け入れて動かしていくのでしょうか。

その際、ボランティアとの連絡体制はどのようになっているのかについても教えてください。

千代田区では、担当ごとに役割を決めていると聞いております。

しかし、被害の状況によっては、担当職員が現場にたどり着けなかったり連絡が取れない可能性があります。

担当者が対応できない場合、特に要支援者の情報など、どのように対応するのでしょうか。

例えば、民間では災害発生時に自動的に自動販売機の飲み物が飲めるようになり、登録せずにWi-Fiを使えるようになりシステム上で\*\*\*対応できるような準備がされています。

現在、区では防災システムを構築中だと思いますが、災害発生時には全職員が要支援者の情報にアクセスできるようにするなどのシステムと合わせた連絡体制の対応が必要と考えますが、見解を伺います。

大きな質問の5点目、平和使節団に移ります。

千代田区では、平成7年3月に「国際平和都市千代田区宣言」を行って以降、毎年、大戦の激戦地となった「沖縄」、特攻隊が出撃に飛び立った「鹿児島」、人類史上初めて原子爆弾の被害を受けた「広島」、「長崎」へそれぞれ平和使節団を派遣しています。

私は、7月22日から25日まで、令和6年度平和使節団（鹿児島・沖縄）に同行させていただきました。

今回は、知覧特攻平和会館や富屋食堂、糸数の壕やひめゆりの塔、沖縄県平和祈念資料館などを訪れ、記録を見て、戦争体験者の方や語り部の方のお話を伺いました。

一人一人の体験は全く異なるものなのに、それぞれが残酷で悲しい体験でした。

誰が悪い、そういった話はありませんでしたが、戦争の非情さ、情報の重さに関する言葉など印象に残っている言葉を幾つか紹介させていただきます。

「(捕虜として) 捕まったら助かった。聞いていた話と違うので混乱した。」

「正しい情報が伝わっていれば、友人は命を落とさずに済んだかもしれない。」

「戦争は人間を人間でないものにしてしまう。」

「長い間、辛くて話すことができなかった。それでも自分たちが伝えないと、また戦争に若い人たちが行ってしまう。そう思って話をするようになった。」

「もう絶対に戦争は駄目。平和のための戦争というのは絶対ない。」

最終日は、千代田区・糸満市の中高生合同のワークショップがありました。

このワークショップでは、「平和とは何か?」、平和のために何ができるかについてグループごとに分かれてディスカッションし、最後に発表するというものでした。

相互学習によって様々な視点で捉え直すことができ、とても効果が高い学習形態だと感じました。

ここで出てきた発言を幾つかシェアさせていただきます。

「平和とは何か?」という問いについて、「自分の意見を言えること」、「何気ないことで笑えること」、「好きな時に好きなことができること」、「未来について考えられること」といった意見がありました。

戦争の怖さを見て聞いて感じた中で、日常の幸せを見つめ直して出てきた言葉ではないでしょうか。

また、「平和のためにできること」として、「自分と違う意見を聞く」、「自分ごととして捉える」、「困っている人がいたら助けてあげる」、「周りの人に伝えていく」といった発言がありました。

平和の本質を捉えた重要な視点であると感じました。

ここで3点質問です。

まず、対象者の選定について。

現在は区内在住・在学者等を対象としていますが、参加後、学校の中でも学びを深め、生かし、共有していくことを考えると、区内の各学校から1名ずつ選出してもらうほうがよ

いと考えますが、いかがでしょうか。

次に、報告方法における動画の活用について。

現在は、紙媒体による報告書の作成と対面での発表会を開催していますが、より多くの人・若い世代へ伝えていくことを考えると、動画を活用するほうが有効ではないでしょうか。参加者は自ら体験者へのインタビュー内容や編集を考える中で、報告から伝える内容へとさらにブラッシュアップしていくのではないかと考えました。

最後に、若い世代の意見収集・活用について。

戦争・平和というテーマでの学習を通じて、参加者の皆さんが身の回りのことへの関心を高め、自分ごと化していくことの大切さを学んでいました。

彼ら、彼女らが見て、聞いて、感じて中で発した意見や感想、提言はとてもすばらしい内容でした。

未来を担う若い世代の声をしっかり聞くことが平和な社会の実現に欠かせないことだと確信いたしました。

今回、参加した学生の皆さんは、戦争を平和という観点から深く掘り下げて社会について学び、考えを深めたと思います。

報告会の際にも、もっと自分ごととしていろいろなことに興味を持っていきたいとの声もあり、次は戦争、平和という観点から視野を横に広げて、身近な区政に対して関心を持てるようにしてはいかがでしょうか。

若い人たちに区政について説明し、意見を聞くような場をつくり、参加してもらう仕組みにつなげてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

見解を伺います。

最後になりますが、このたびは貴重な機会をいただきありがとうございました。

区民の皆様、職員の皆様、そして、辛い体験をお話ししてくださった皆様に心より御礼申し上げます。

以上、区長、関係理事者の明快な答弁を期待して、ちよだの声の代表質問を終わります。ありがとうございました。

議長／区長。

区長／はまもりかおり議員の官製談合防止法違反事件に関する御質問についてお答えいたします。

本事件につきましては、区民の皆様にも多大な御迷惑、御心配をおかけしております。

重ねて申し上げますが、区政に対する信頼を損ねる結果を招きましたことに深くおわびを申し上げます。

区では、再発防止に向けた検討組織での検討を経て、7月に再発防止検討報告書を取りまとめました。

報告書では、「議員等との関わり方の見直し」、「職員倫理の向上」、「適正な契約制度等の構築」と、3つの再発防止策を示しております。

こうした再発防止策、一連の組織風土改革は、職員一人一人が不正に加担しない、不正に関与させない、正しい職務を遂行していこう、こうした思いを込めたものであります。

千代田区職員の初心は、公に奉仕しよう、地域の皆さんの最前線で働こう、これが喜びであり、崇高な使命であり、私たちの誇りだと思っています。

こうした初心に立ち返り、心を新たにして、二度と起こさない再発防止と、一連の組織風土改革に取り組んでまいります。

詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／はまもり議員のジェンダー平等推進行動計画と平和使節団についての御質問にお答えいたします。

最初に、ジェンダー平等推進行動計画についてですが、令和6年度の附属機関等における女性委員の全体の状況は31.7%となり、前年度比0.4%増加しています。

また、まちづくり関連の附属機関における女性委員の割合は、令和5年度も6年度も5.3%で同率となっております。

今後は、女性4割の指標が目的化しないよう、ジェンダー平等の観点から多様な人々が意思形成過程に参画し、その意見が施策へ反映できる方策を検討してまいります。

次に、平和使節団への御提言についてですが、まず、区内の学校から1名の選出、これについては、本事業は学校教育のプログラムではなく区の事業として実施しており、今後も公募により広く団員を募集していく予定です。

なお、公募に際しては、現在も校園長会への事前の案内を行い、対象となる学年一人一人に募集チラシを配付するなどの周知に努めている結果、毎年、区立学校から多くの児童生徒が参加しております。

また、報告における動画の活用ですが、昨今、ユーチューブなどの動画の視聴も若い世代を中心に情報入手などのツールとして活用されており、報告方法の一つとして検討してまいります。

さらに、区政に対して意見を言えるような仕組みの点は、平和使節団の団員には、まずは区の平和事業への協力の中で発信していただきたいというふうに考えております。

そして、それをきっかけとして、区の他の事業で活躍していけるような仕組みについても引き続き検討してまいります。

議長／ゼロカーボン推進技監。

ゼロカーボン推進技監／はまもり議員のヒートアイランド対策の御質問についてお答えいたします。

区では、都市部の気温上昇に伴うヒートアイランド現象に対し、千代田区ヒートアイランド対策計画を策定し、日よけやドライミストなどの適応策及び水面の保全や建物の遮熱・断熱化、人口排熱対策などの緩和策、その両面でヒートアイランド対策に取り組んでいます。

お尋ねの水、緑、風につきましては、本計画の中で、良好な水域の保全や、公園だけでなく敷地内や屋上などの緑化、水辺空間や周辺緑化との相乗効果による風の道などの対策を示しており、様々なヒートアイランド対策を推進しているところでございます。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／はまもり議員の対応記録等の御質問にお答えいたします。

初めに、今回の対応記録についての依命通達は、地方公務員法に規定する一般職の公務員について、同法の服務規定の趣旨を改めて徹底するための具体的な手段の一つであり、地方公務員法の適用のない区長等、特別職の公務員には適用はありません。

次に、千代田区職員等公益通報条例では、行政監察員が通報を受理したときは、原則として区長に報告することになっており、ホームページに掲載のフローは、この原則を図示したのですが、条例は、例外規定を設けており、区長等の違法事実についての通報など、区長に報告することが適当でない認められる相当な理由があるときは、行政監察員は区長に報告せずに調査をすることができるとされています。

次に、町なかで回っていると議員御指摘の議員名を入れた文書につきましては、当該文書を確認できませんので、御答弁いたしかねます。

次に、附属機関等における情報公開につきましては、委員名や議事録の委員名も含め、特別の定めのない限り、千代田区情報公開条例に従って実施されます。

また、千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準では、会議録の作成に当たっては、附属機関等またはその長の確認を得るとともに、非公開情報の有無及びそれがあつた場合の非公開理由について、あらかじめ意見を聞き、公開に当たっては、その意見を尊重して行うこととされており、これらの規定に従って運用しているところであります。

なお、男女平等推進区民会議の資料についてですが、当該会議においては直近の会議資料をホームページ上に公開していましたが、昨年度の会議資料につきましては、こうした趣旨を踏まえ、区の判断で削除したものです。

次に、インターネット中継に伴う答弁方法につきましては、分かりやすい答弁を心がけたいと思います。



議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／はまもり議員の御質問にお答えいたします。

まず、上司からの不適切な指示に対する対応ですが、地方公務員法上、職員には法令等及び上司の職務上の命令に従う義務がありますが、上司からの命令であっても、違法な命令には従ってはならないこととなっております。

次に、職員アンケート調査についてですが、今回の調査は、事件の発生に至る背景や組織の現状を把握し、検討委員会及び有識者会議において検討を行う基礎資料とすることを目的に、議員や業者・業界団体と接する機会が多い管理監督職を対象に実施をしております。今後も適宜、必要があれば必要な調査を実施いたします。

次に、記者会見に関する御質問についてですが、区民に区政の施策や事業などを伝える方法として、広報紙やホームページ、SNSのほか、報道機関向けのプレスリリースや個別の取材があり、区長の記者会見もその一つと認識しております。

いずれにしましても、様々な方法を通じて、区民に分かりやすく情報提供ができるよう取り組んでまいります。

次に、カスタマーハラスメント条例の適用についてですが、都が条例制定後に作成するガイドライン等を踏まえ、検討を進めていきたいと考えております。

次に、女性管理監督者に関する御質問についてですが、令和6年4月1日現在で、区の係長級以上の女性職員の割合は34.3%、その中で女性管理職員の割合は23.8%です。部ごとの女性管理職員の割合は、子ども部25%、保健福祉部46.2%、地域振興部25%、環境まちづくり部0%、政策経営部22%でございます。

次に、災害対策に関する御質問についてお答えいたします。

まず、災害ボランティアの受入れについてですが、区災害対策本部の下部組織であるボランティア調整班と社会福祉協議会が連携して対応をいたします。

社会福祉協議会は、区との協定に基づき、千代田区災害ボランティアセンターの開設、運営を担い、ボランティア調整班は、避難所等からの派遣要請を確認し、ボランティアセンターと人員等の調整を行います。

大規模災害時には、区外から多くのボランティアが駆けつけることが予想されるため、ボランティアが効率的・効果的に活動できるよう、平常時から社会福祉協議会との連携強化に努めてまいります。

次に、発災時の区担当者不在の際の要支援者への対応についてですが、区では要支援者の避難に関し、一人一人の状況に応じた個別避難計画の作成を進めており、発災時には、まず、この計画に沿って行動することになります。

また、区では要支援者の紙の名簿を作成し、災害対策・危機管理課及び各出張所、町会、民生委員、警察、消防で共有をしております。

名簿は、平常時の見守りに活用しつつ、発災時には区と関係機関とが連携し、要支援者の

安否確認や避難支援に用いております。

なお、要支援者情報のシステムでの情報開示については、要支援者情報は高度な個人情報となるため、総合防災情報システムでは取り扱わないこととしております。

議長／はまもりかおり議員。

はまもり議員／自席より再質問させていただきます。

4点あります。

1点目、附属機関について、女性だけではなく多様な人たちが参加できるように検討していくということですが、今後については、例えば若い方、障害を持っている方、LGBTQの方といった方も入れていく具体的な検討をしているのかどうかお聞かせください。

2点目、会議資料の削除について。

こちら、情報公開という観点からは、どんな理由があつたとしても記録は残しておく必要があるというふうに考えますが、その見解についてお聞かせください。

その理由は、後で振り返るために必要だからです。

考えが変わったのであれば、データを残した上で変更理由を説明するということが妥当と考えます。

3点目、職員にパワハラをした議員の名前を書いた文書の所在がないというふうにありましたが、質問では所在を聞いたのではなく、名前を確認したのか、ヒアリングで名前を確認したのかということをお聞きしておりますので、そちらについてお答えください。

最後になります。

対応記録について。

こちらは一般職のみで、特別職に対しては適用しないということですが、民間企業では当然ですが、権力の強い職務の方から順番に権力の歯止めがかけられています。この考え方について、今回、兵庫の話もありましたので、ぜひ検討いただきたいと思いますが、そちらについて再度御見解をお願いいたします。

以上になります。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／はまもり議員の附属機関の割合についての再質問にお答えいたします。

はまもり議員の御質問にありましたように、計画名も第6次からジェンダー平等というふうに変更しております。

国のほうでは、LGBT理解促進法の成立などにより、こうしたジェンダー平等性の重要

性が高まっているというふうに認識しております。

ジェンダー平等は、多様な人たちが平等、責任、機会、そんな点を分かち合ってあらゆる物事を一緒に決めていく考えだと思っていますので、今後どう多様な意見を集約して区政に活かしていくかというところを注力していきたいと思っておりますので、御理解願います。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／はまもり議員の会議資料に関する再質問と対応記録に関する再質問にお答えいたします。

会議記録の公開に関しては、先ほど申し上げたように、情報公開条例に従って公開されるものと認識しておりますので、情報公開条例に従って、請求があった場合には必要な公開をするということでございます。

それから、対応記録につきましては、区長等特別職については、今回の依命通達における対応記録の適応外とはなっています。

御指摘のような、そうしたトップにある方、あるいは準トップにある方、こうした方々の権力集中とかそういった御指摘について、どういった対応をしていくかということについては、様々な制度の中で総合的に考えていくべきものというふうに考えてございます。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／はまもり議員のアンケートに関する再質問にお答えいたします。

アンケートの中には議員のお名前がございました。

ただ、その方がパワハラかどうかというのは、ちょっと判断いたしかねますけれども、これは特別委員会でも御説明したように、具体的なお名前はあったというところでございます。

議長／次に、日本維新の会千代田議員団を代表して、12番春山あすか議員。

春山議員／本日、令和6年第3回定例会に当たり、日本維新の会千代田議員団を代表し、大きく4つのテーマの質問をさせていただきます。

まず初めに、DX戦略の総括及びスマートシティによる都市の高度化について伺います。

3か年の千代田DX戦略は区独自のポータルサイトの運用等行政サービスのDX化が主な施策であったと認識しています。

この3年間の取組の成果と課題についてどのように評価、分析されているのか教えてください。

また、このDX戦略の一つに、地域と住民のためのこれからの千代田区のスマート化が掲

げられていますが、地域のスマート化については具体的にどのように取り組まれてきたのでしょうか。

スマートシティには、行政サービスのスマート化と、住民の生活の質を向上させるためのスマート化という2つの側面があります。

本区で取り組んできている行政サービスのDX化だけではなく、生活の豊かさにつながる地域のスマート化、都市の高度化について取り組む必要があるのではないのでしょうか。

令和6年8月時点で全660団体もが会員となっているスマートシティ官民連携プラットフォームには、内閣府の未来技術社会実装事業、総務省データ利活用型スマートシティ推進事業、経産省のパイロット地域分析事業、国交省のスマートシティ実装化支援事業など、全280事業が登録されています。

本区も登録団体と記載はされていますが、大丸有エリアマネジメント関連での3事業のみであり、商業エリア中心のプロジェクトで区民の生活に直結しているとは言えません。

一方、人の生活の豊かさの向上を目的とし、基礎自治体が積極的にスマートシティの実装に取り組んでいる事例はたくさんあります。

例えば、四日市市では市のエネルギーの観点からスマートシティの実現を目指す四日市市スマートシティ構想を掲げ、施策分野として創エネ・蓄エネ・省エネに焦点が当てられ、都市軸の整備を契機とし、センサ等での情報を収集し、発信し、市民や企業が積極的にまちづくりに参加し、新たな交流や価値創出することを推進しています。

地域のスマート化とは、地域特性を踏まえ、各地域の様々な課題を解決する手段としてデジタル技術を用いることですが、地域課題の把握、その解決方法を検討していく上でエリアマネジメント団体等の活動が欠かせません。

このような区民の生活の豊かさの向上を目的とした活動について、今後、区はどのようにサポートしていくおつもりでしょうか。

また、地域のスマート化には福祉、子育て、医療、交通、地域コミュニティーの活性等、様々な分野が関係していきます。

スマートシティが先行している基礎自治体ではSDGS戦略室など、全庁横断的な組織体制としているところも少なくありません。

本区においてもスマートシティの人材の採用、全庁的な取組体制が必要なのではないのでしょうか。

それでは、質問をまとめます。

3か年のDX戦略の成果と課題についてお答えください。

政策立案に、DXを用い、分析・可視化していく必要性について、どう検討されているのでしょうか。

また、地域のスマート化についての取組状況について教えてください。

2、地域課題をみんなで見つけ、議論し、解決していくことで生活が豊かになる、利便性が向上し、健康増進ともなるスマートシティの実装、都市の高度化の必要性についてどう

お考えでしょうか。

基礎自治体だからこそ取り組めるボトムアップ型や積み上げ型のDXの推進等、小さなスケールでケーススタディーをつくっていくことが必要ではないでしょうか。

3、地域課題を把握し、その解決策を模索していくにはエリアマネジメント団体等によって地域の声をまとめていくことが必要です。

このような活動を行政としてどのようにサポートしていくのでしょうか。

活動の財源についてはどうお考えでしょうか。

4、スマートシティによる都市の高度化を実現していくには、一部署の事業としてではなく、SDGs戦略室、スマートシティ戦略室などの全庁をまたいだ組織体制が必要ではないでしょうか。

人材確保の必要性や組織体制についてどうお考えでしょうか。

続いて、次の質問に移ります。

本区におけるまちづくりと環境政策の方向性について伺います。

先日、元旦に起きた地震で甚大な被害が出た能登半島に線状降水帯が直撃し、再び大きな災害に見舞われました。

また、今夏も日本各地でゲリラ豪雨が発生し、総雨量が900ミリを超えることもあった8月の台風10号では、各地に大きな被害がありました。

亡くなられた方、被災された方に心より哀悼の意を表するとともに、被災地の一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

先般の第2回定例会の区長招集挨拶では、ペロブスカイトへの取組方針、また、代表質問に対しレジリエントなまちづくりが必要であるという認識をしていると御答弁をいただきました。

本日は、さらなるレジリエントなまちづくりの実現に向け、暑熱やゲリラ豪雨といった気候変動に対して、また、脱炭素や災害時のエネルギー問題についてどのように区として対応していくのか、今後の環境政策を含めたまちづくりの具体的な方針を伺います。

近年、都市化の進展などに伴う浸透面積の減少により、雨水の流出量が増え、河川や下水道にかかる負担が増加していることに加え、気候変動の影響などにより大雨等が頻発し、内水氾濫が発生するリスクが増大しています。

降雨量の増加を反映した治水対策に転換することが求められ、令和2年6月には「気候変動を踏まえた下水道による浸水対策の推進について」が公表されました。

頻発する予測不可能な豪雨に対し、下水道施設の耐水化の推進と同時に、ソフト施策のさらなる推進・強化及び多様な主体との連携の強化、積もれば山となる小さい単位での雨水流出抑制、まちづくりとも連携したレインガーデン等グリーンインフラの推進が必要になっています。

海外では、このように下水道への排出を遅らせるグリーンインフラの活用が積極的に行われており、国内でも活用事例が増えています。

区民の雨水管理への意識が高まるような施策も必要だと思います。

前回の定例会では、先行的に実施している事例を調査・検証し、道路整備やまちづくりなどの導入に向けてコスト面などの課題を整理していくとのお答えをいただきましたが、今後、本区においてどのように雨水管理に取り組みられていくのか、改めて伺いたいと思います。

雨水によるもう一つの課題に、合流式下水道の越流水による川の水質汚濁の問題、通称CSOがあります。

一定量以上の降雨時に未処理下水の一部がそのまま放流されるため、公衆衛生・水質保全・景観にも影響を及ぼします。

今夏、大量の雨が降った翌日に日本橋川、神田川などを視察しましたが、汚水の臭いもあり、景観的にもよい環境とは言えません。

今後、九段下や外神田の再開発では、水辺を生かしたまちづくりが計画されています。

水質浄化のためには、既存施設の改善や雨水貯留・浸透面を増やす雨水流出抑制、発生源対策、処理等といったCSO対策に取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

また、下水道単独から地域住民を交えたモニタリングなど、多様な主体との連携、放流先の水環境の評価といった広域での環境政策も考えていく必要があります。

続いて、暑熱対策について伺います。

この夏も厳しい暑さが連日続き、6月から8月に最高気温が35度を超える猛暑日は19日、30度以上の真夏日は61日もありました。

先ほど、雨水対策としてのグリーンインフラについて伺いましたが、ヒートアイランド対策としても有用であり、また、本区でも推進している脱炭素化、ネイチャーポジティブ、コミュニティーの活性にも寄与し、多様な効果があります。

暑熱対策としてもグリーンインフラの導入を積極的に推進していくべきではないでしょうか。

続いて、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組と、災害時のエネルギー問題について伺います。

現在、本区では次世代型ソーラーセル（ペロブスカイト太陽電池）の実証実験が行われ、様々な分野にわたる脱炭素化への貢献が期待されています。

実証実験を通じて得られる知見をもって、区有施設への導入の可能性を検討していく予定と伺っています。

能登半島地震では広範囲で停電が起き、影響も長期化しましたが、災害時に自立生活可能圏となる地域で電力の地産地消を可能にする体制づくりが全国で広がっています。

再生可能エネルギーなどを活用し、大規模停電時に特定のエリアで電力を供給・確保する地域マイクログリッドの取組も行われています。

本区では、再開発案件が多数ありますが、レジリエントなまちとなるよう、ペロブスカイト導入の可能性と併せて、災害時のエネルギー対策についても検討していく必要があるの

ではないでしょうか。

これまで申し上げました暑熱、雨水管理、脱炭素等に対し、例えば脱炭素であれば、炭素マッピングなどのシミュレーションを用いて都市の環境負荷を予測し、課題を共有し、まちづくりの合意形成につなげている自治体も数多くあります。

本区においても環境予測を官学連携で取り組むことも必要ではないでしょうか。

以上、激甚化・頻発化する災害への対応、そして脱炭素社会への転換の要請、地域ごとの気候変動緩和策や適応策、ゼロカーボンの推進やエネルギー政策等、環境政策にしっかりと取り組んでいく必要があります。

千代田エコシステムがつくられたのは2008年、既に約16年が経過しています。

時代に合ったものとなっているのでしょうか。

補助金の使い方も含めて見直し、検討をすべきではないでしょうか。

それでは、ここで質問します。

1、暑熱やゲリラ豪雨等、気候変動に対する雨水マネジメントについて、地域単位での雨水流出抑制やレインガーデンの設置といったグリーンインフラの推進について、今後どのように取り組んでいくお考えでしょうか。

合流式下水道の雨天時越流水により神田川・日本橋川・お濠などへ放流される汚濁負荷量の削減と良好な水環境の創出について、どのように取り組んでいくのでしょうか。

常時の脱炭素化、また非常時には地域で電力を地産地消するマイクログリッドの活用等、エネルギーに対してどのように取り組んでいくお考えでしょうか。

暑熱対策や地区の脱炭素化など、将来予測をしながら市街地更新をしていく必要があるのではないのでしょうか。

住民との合意形成にも寄与(?)するのではないのでしょうか。

大学などと連携した共同研究の可能性を含めてお答えください。

続いて、設立から長い年数が経過している千代田エコシステムについて、時代に合ったものになっているのか、その在り方と補助金の使い方についても見直しを検討する時期に来ているのではないのでしょうか。

次の大きなテーマに移ります。

本区におけるこれからの住環境政策について伺います。

令和6年住宅白書によると、一戸建てが4.4%、共同住宅が92.1%と、都区部平均と比べても本区では多くの方がマンションに居住しています。

千代田区の第4次基本構想には、つなぐという言葉が多用されていますが、人々は自分の居室の中で生活するのではなく、人と触れ合い、様々なアクティビティーがあることで豊かな生活を送れます。

すなわち、住宅街の環境を示す住環境指標も生活の豊かさに影響します。

しかしながら、マンションの管理、建て替えの施策だけでなく、例えば街区内の管理組合同士が地域課題を共有するといった取組がなければ、空間がつながる、コミュニティが

つながることは起き難い状況のままです。

現在、第4次住宅基本計画の策定が行われていると思いますが、住宅政策、個別マンション施策だけでなく、住環境政策についてもしっかりと取り組む必要があるのではないのでしょうか。

令和5年第2回定例会の代表質問にて、今申し上げた住環境政策と併せ、総合設計制度の課題について質疑をさせていただきましたが、この見直し検討状況について伺います。

容積率緩和制度の一つであるこの制度は、1970年の建築基準法改正で創設され、零細な敷地に小規模な中高層建築物が乱立し、中長期的な都市資産の形成から見ると必ずしも望ましくない場合が多かったことから、容積率の割り増しなどをインセンティブとして、市街地環境の向上に資する中高層建築物の誘導を意図したものであったと言えます。

東洋大大澤准教授や芝浦工大桑田教授らによる総合設計制度の成立に関する共同研究では、委員会での議論中に当時の建設省担当者より、この制度によって望ましい市街地の水準達成、Desirable Standardを推進したいという意図が述べられているが、今日的な評価として、制度導入時の議論では空地確保が公共性の唯一の目的であり、その後、駐車場や住宅付置の目的が追加されたものの、周辺敷地と連続性考慮、まちなみ・近隣環境の配慮といった仕組みが欠かせないことを指摘しています。

制度創設から約54年が経過し、最適基準達成が目的という建築基準法の性格もあり、実際に創出された公開空地が望ましい市街地像を形成していないのではないかとという疑問や課題について、多くの研究で指摘されています。

以下、3点の論点を述べます。

- ①時代とともに目指す市街環境像は変化する、地区によって望ましい環境像も異なる。
  - ②運用は自治体に委ねられており、地区の望ましい市街地環境像は基礎自治体が把握すべきもの、その上で都にもルールに沿った運用を促すべきではないでしょうか。
  - ③これからの時代に目指すべき市街地環境像は環境政策に資するべきではないでしょうか。
- 令和6年3月時点の土地利用の状況と東京都総合設計制度で建てられた公開空地の事例をお示ししています。

大妻通りは教育機関も多いためゾーン30の速度制限があり、歩道は両側に既に3メートルずつ設置され、内堀通りのような幹線道路ではありません。

お示した事例は、いずれも地区計画決定後、左は敷地の3面が道路に面し、幅2メートルの歩道上空地が設置され、このうち1面は計5メートルの歩行空間が形成されています。さら、にコンクリート舗装の広場状空地はほとんど人がいるのを見かけません。

夏の時期など照り返しもひどく、ゲリラ豪雨時には浸透し切らずに側溝に水が流れ込みます。

右側の来月竣工予定の集合住宅は道路に面した4面全てに歩道状空地が設置され、3面は一方通行道路、2面は人通りもほとんどありません。

都の建築確認申請書には近隣敷地や道路の状況は記載されておらず、大妻みちあそびやク



リスマスマルシェなど、道路を人の空間に戻す取組が行われている街区内道路に接しています。

多くの住民の方から、どんどん殺風景なコンクリートジャングルのまちになっていく、土や緑が減っていくという懸念の声をいただきますが、このような空間に新たに歩道状空地を設置していくことが、望ましい市街地環境像を達成していくと言えるのでしょうか。

前回の定例会での区長答弁で、一定の地域単位におけるまちづくり構想の策定、地域課題の解決や魅力の創出に向けて地域主体で取り組んでいくということが大切であるとのことのお答えをいただきました、ありがとうございます。

都市計画法に基づかない建築基準法の下で、空間計画を定められる総合設計制度こそ、望ましい市街地環境を達成できる制度として活用すべきではないでしょうか。

総合設計制度を含めた都市開発諸制度の適用に際し、運用を委ねられている基礎自治体こそが望ましい、まちの将来像を達成できるよう制度の運用指針案を定めるべきではないでしょうか。

先ほどの大きなテーマの1、2で質問させていただいた地域のスマート化や暑熱、雨水マネジメント、脱炭素化などに対して、街区、地区単位で環境政策に取り組んでいる海外事例は多くあります。

また、この環境政策や住環境政策という点では、敷地・街区だけでなく街路の在り方も一体で検討していくことが必要不可欠ではないでしょうか。

それでは、ここで質問です。

現在、第4次住宅基本計画の改定が行われていますが、本区では今後、住環境の向上に資する住環境政策にどのように取り組んでいくおつもりでしょうか。

2、個別のマンション管理施策だけでは街区、地区の住環境改善にはつながりませんが、この課題についてどうお考えでしょうか。

3、まちみらい千代田のマンション施策について伺います。

マンション管理や機能更新支援、マンションコミュニティづくりには、マンション単体の支援にとどまらず、隣接するマンションが連携した支援の在り方は検討できないのでしょうか。

まちみらい千代田が目指す基本理念に、エリアマネジメントによるマンションを含む地域づくり、千代田モデルのマンションの創出とありますが、どのように取り組んでいくお考えでしょうか。

総合設計制度の見直し状況についても教えてください。

また、都の総合設計制度適用物件に対しても、望ましい市街地像を達成する外部空間の景観・デザインとなるよう指導をしていく必要がありますが、この点についてどうお考えでしょうか。

各地区特性や地域が目指すべき目標像に合わせた各開発諸制度の運用指針案の策定と指導が必要ではないでしょうか。

住環境の向上を考えたときに、住宅地の街区内道路の在り方を検討していく必要があるのではないのでしょうか。

この点についてどう対応される予定でしょうか。

最後のテーマに移ります。

健康社会の実現と地域包括ケアについて伺います。

全国的な課題となっている少子高齢化問題。

他の基礎自治体に比べ、ファミリー層が増加し、高齢化率が平均より低い状況ですが、令和5年の人口動態と人口推計では、65歳以上の老年人口は2040年に20%、2065年に25.9%と、高齢化社会は避けて通れない道です。

同時に、単身居住の85歳以上の割合は6.5ポイント上昇し、住宅白書によると、令和2年時点で23.8%にも達しています。

最後まで自宅で過ごしたいという高齢者の声は日に日に高まって来ている状況です。

御本人の希望と実情にミスマッチがあり、それを是正しながら、社会保障制度の持続可能性を高め、住み慣れた地域で暮らし続けられるような環境整備をしていく必要性があるのではないのでしょうか。

また、この構築には、様々な主体の連携が不可欠です。

厚生労働省で策定された第3次健康日本21で示されている、社会環境の質の向上に向け、個人の行動と健康状態の改善を促し、健康寿命の延伸を図る具体的な目標の一つに、社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上が掲げられています。

社会とのつながりにおいては、ソーシャルキャピタルの醸成が健康に影響するとされており、地域の人々とのつながりや様々な社会参加を促すことを目標としています。

本区においても高齢化社会を将来に見据え、地域で豊かに過ごしていけるための仕組みづくりや、地域包括ケアの充実が必要ではないのでしょうか。

高齢者ができるだけ元気に健康に過ごしていくためには、近所に歩いて楽しめる空間があり、同時に多様な人との関わりがあることがフレイル予防になるという研究結果もたくさん出ています。

必要な人に必要なサービスを提供すると同時に、行政として、個性的な高齢者を資源とみなし、自己実現の居場所をつなぎながら、需要を拡大していくことも必要ではないのでしょうか。

ここで質問させていただきます。

1、本区において、全ての人が健康な生活を送り続けられるための政策をどのように進めていくお考えでしょうか。

2、地域包括ケアについてどのように取り組まれていく予定でしょうか。

3、どのような心身の状態にあっても、「自分自身がまちにとって必要なコンテンツ」だと自信が持てる、そして多様な関心や特技とまちで展開していく機会と場所が必要ではないのでしょうか。

このように高齢者も健康に生活し続けられる仕組みや場づくりの必要性について、また、既存施設の利活用含め、どのようにお考えでしょうか。

以上で日本維新の会千代田議員団を代表しての質問を終わります。

区長並びに関係理事者の皆様には、明快かつ前向きな御答弁をお願いできましたら幸いです。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／春山議員のまちづくりと環境政策の方向性に関する御質問にお答えします。

千代田区は、2021年に気候非常事態を宣言し、「2050ゼロカーボンちよだ」を掲げ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、区内から排出される温室効果ガスの削減及び区全体の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図っているところです。具体的には、中小企業へのGX推進の支援や区内事業者への再生可能エネルギー導入を推進するため、「e-cycleちよだ」を構築するとともに、幅広い需要家にアプローチできる電気供給メニューを展開し、需要喚起を促すなどの取組を実施してきました。

千代田区の2021年度の二酸化炭素排出量は、240.7万トンであり、基準年度である2013年度比から見ますと23.6%の削減となりました。

2050年ゼロカーボンの実現に向けて、今後もより一層の脱炭素化を加速させる取組が必要です。

その一つとして、再生可能エネルギーの創出があります。

都心である千代田区では太陽光発電の用地が少なく、再生可能エネルギーの創出が限定的なところではありますが、今後の環境イノベーションへの期待の高い次世代型ソーラーセルを活用した内窓発電による実証実験を地元の事業者と協力連携し、7月25日より秋葉原駅前広場で実施しております。

これが、都心での再生可能エネルギー創出の普及につながる取組であると期待しているところです。

また、議員御指摘のとおり、災害時におけるエネルギー問題に対し、再生可能エネルギーを活用した地域マイクログリッドは、エリア内でエネルギーの自給自足を行う送配電の仕組みを活用することで非常時の停電被害を軽減する有効な仕組みと認識しております。

一方で、都市部では再生可能エネルギーのポテンシャルが限られているなど課題もあります。

今後といたしましても、新しい技術などの検証を行って、効果的な再生可能エネルギーの創出など、エネルギー政策を検討し、これまで以上に千代田区におけるゼロカーボンシティ実現に向けて推進してまいります。

詳細及び他の事項については関係理事者から答弁いたします。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／春山議員の包括医療ケア等に関する御質問にお答えいたします。

まず、全ての方が健康な生活を送り続けるための政策についてでございます。

生涯にわたり心も体も健康な状態であるためには、地域において人とつながり、地域社会に貢献することで自身の存在意義を確認できる機会と場が必要であると認識しております。したがって、今後、本区といたしましても、この仕組みづくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、地域包括ケアへの取組についてでございます。

住み慣れた御自宅や地域でいきいきと暮らし続けていくためには、地域包括ケアシステムの体制構築が不可欠でございます。

一方、様々な御経験や能力、知恵をお持ちでいらっしゃる高齢者の方々を、ケアを一方向的に受ける存在と決めつけるのではなく、地域社会の中では互いに支援し合う関係性と捉えることが、地域包括ケアシステムの深化・推進にとって大変重要なことであると認識しております。

最後に、高齢者の方が健康に生活し続けられる仕組みと場づくりについてでございます。

高齢者の方が地域において健康に生活し続けるためには、支援を受けるための居場所だけでなく、地域や社会への貢献を実感できる居場所や機会が必要であることは議員御指摘のとおりでございます。

このため、住み慣れた生活圏域におきまして、「これだったら自分でもお手伝いできるんじゃないか」、「喜んでもらえるのであれば、やってみようか」と思えるような社会貢献活動の場の提供について、今後鋭意検討し、地域包括ケアシステムの充実を図ってまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／春山議員の公益財団法人まちみらい千代田のマンション施策に関する御質問にお答えいたします。

まちみらい千代田では、住宅まちづくり事業として、安全・安心整備支援、マンション再生支援といったハード面のほか、まちづくりアドバイザーの派遣などの相談窓口、マンション連絡会やマンションコミュニティ活性化事業助成といったソフト面での支援を行っています。

現在、その多くが個々のマンションまたはマンション内コミュニティーに対するものであり、隣接するマンションの連携や街区・地区といった面的な住環境整備、コミュニティーの形成に対応した取組にはなっておりません。

一方、令和6年5月にまちみらい千代田が公表した分譲マンション実態調査報告書では、

エリアマネジメントを含む地域づくりが提言されています。

この提言では、今後のマンション施策の推進において、周辺の地域コミュニティとの連携が重要であるとの認識が示されています。

区としても、これまでのマンション単体向けの支援に加え、コミュニティの連携など面的な視点に立った取組が重要になってきているものと考えております。

今後のまちみらい千代田のマンション施策において、適正管理や機能更新の支援及びコミュニティ支援に関して、個々のマンションにとどまらず、周辺地域や隣接マンションとの連携も含めたものとしていくのかにつきましては、住宅施策を担う環境まちづくり部とも連携しながら、まちみらい千代田とともに議論を深めてまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／春山議員のグリーンインフラ推進に関する御質問にお答えします。

雨水マネジメント対策として、要綱に基づき民間建築等の新築や改築に際し、雨水浸透施設の整備や、道路上への雨水浸透ますの設置等を推進しております。

一方で、先月、近隣区で1時間100ミリメートルの雨量が記録されるなど、気候変動によって豪雨がますます激甚化・頻発化しているため、想定を超える雨量が降った場合に備えて、対策を強化することが重要でございます。

このため、これまでの取組に加え、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するグリーンインフラの整備が有効と認識しております。

今後は、都ともノウハウを共有しながら、下水道整備の進捗状況や、神田川、日本橋川への雨水の吐き口の設置場所などを踏まえ、まちづくりとも連携し、雨水マネジメント対策の効果が高い場所にレインガーデン等のグリーンインフラの整備を検討してまいります。

こうした対策を積み重ね、豪雨での被害を最小限に抑え、区民の安全を守るための取組を推進してまいります。

続きまして、本区におけるこれからの住環境政策に関する御質問のうち、住環境の向上について、お答えします。

住宅は、生活の基盤であると同時に、都市を形づくる基本的な要素であり、人々が安らぎを感じ、安心して快適に生活できる住生活の実現は重要でございます。

このため、少子高齢化のさらなる進行を見据え、子育て世帯、高齢者、障害者、外国人など多様な主体が安心して住み続けられる住環境の整備や、防災、環境、地域コミュニティ活性化のための環境づくり等に向けて取り組んでまいります。

こうした観点から、今年度外部の有識者による検討会で、住宅基本計画の改定を行っております。

今後10年間で実現すべき施策を明らかにし、住環境の向上に向けた取組を展開してまいります。

議長／ゼロカーボン推進技監。

ゼロカーボン推進技監／春山議員の本区におけるまちづくりと環境政策の方向性の御質問についてお答えいたします。

初めに、良好な水環境の創出に関する御質問でございます。

議員御指摘のとおり、東京都の下水道は合流式であり、一定量以上の降雨の際には、河川や外濠に下水の越流水が流入し、一時的な水質悪化を招いております。

そこで、下水道への負荷を削減するため、公共施設や敷地面積500平方メートルを超える民間施設に対して雨水貯留槽など雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに河川沿いの再開発の際には、地区内の下水道を分流式で整備する部分分流を導入するなど、雨天時越流水対策に取り組んでいるところです。

また、河川や濠の水環境を監視するために定期的に年4回の水検査を実施し、環境基準に照らし合わせ評価をするとともに、東京都と連携し、「外濠浄化プロジェクト」や「日本橋川の賑わい創出に向けた分科会」の中で水環境の水質改善に向け、関係機関とともに取組を実施しているところです。

次に、暑熱対策や脱炭素化など将来を予測しながらの市街地更新についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、再開発も含め市街地更新の際には、環境負荷を考慮することは重要だと考えております。

そのため、環境とまちづくりの各計画は相互に連携する体系を構築しております。

昨年度行ったヒートアイランド対策計画の改定の中においても、建物の建替えや大規模開発の際に開発諸制度を活用し、各暑熱対策を実施するとともに、緑地の創造によるグリーンインフラの設置や街区及び敷地ごとに実施される緑化をつなげる取組など、まちづくりの視点を加えた対策を追加いたしました。

また、脱炭素化への取組においてもまちづくりとの連携が不可欠であることから、今後、エリアや街区ごとの地域課題を捉えた調査シミュレーションや再開発に伴う事前評価・事後評価等を実施する際には、暑熱対策や脱炭素などの環境政策の項目についても併せて検討し、必要に応じて有識者の御意見なども伺いながら、環境に配慮した市街地更新を進められるように努めてまいります。

次に、ちよだエコシステムの在り方や団体への補助内容の見直しについてです。

千代田区では、中小企業や団体等が自主的に環境保全に関する取組を進めていくため、費用負担が少なく、事務処理を簡素化した環境マネジメントシステムである千代田エコシステムを平成18年に構築いたしました。

また、その普及や推進を担う組織として、平成20年度に任意団体として千代田エコシステム推進協議会を設立し、平成28年度に一般社団法人化したところです。

これまでの間、区の環境施策の重点事項が従来の地球温暖化対策からゼロカーボン、サーキュラーエコノミー、生物多様性へと広がりを見せている中、環境マネジメントシステムとしての千代田エコシステムや千代田エコシステム推進協議会においても区の重点施策への連携強化や現状に応じた新たな役割などが求められています。

そこで、今年度より、区が提案し、千代田エコシステム推進協議会の中に、千代田エコシステム見直し検討委員会を設置し、外部有識者も委員に加え、千代田エコシステムの在り方や千代田エコシステム推進協議会の事業内容の見直しなどの検討を始めたところです。今後、事業等の見直しを進める中で、補助内容についても検討してまいります。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／春山議員のスマートシティーによる都市の高度化のエリアマネジメントに関する質問にお答えいたします。

デジタル技術を用いて地域のスマート化に取り組む前例として大丸有地区がありますが、他の地域のエリアマネジメント団体がそのような展開を推進するには、サポートを含む執行体制及び財源に課題があると認識しておりますので、DX部署をはじめ、庁内関係部署と連携を図り、検討を深めていきたいと考えております。

次に、街区地区の住環境政策の質問にお答えします。

御指摘のように、望ましい市街地像を実現するためには、単独更新及びマンション管理施策といった点での対応だけではなく、街区内道路の在り方検討や街区単位での更新といった線や面での市街地更新検討も併せて実施していく必要があると認識をしております。

検討を進め、区の施策として、都市計画に定めていくような場合には利害関係を含め慎重に対応していく必要がありますが、今後、住宅市街地の一定のエリアを対象に、地域の方々の様々な御意見を聞きながら、望ましい市街地像を設定し、その実現に向けた具体的な街区内道路の在り方や建物更新手法等を多角的に検討していきたいと考えております。

総合設計制度の見直し状況でございますが、現在、東京都案件も含めデータ化やマッピング作業を進めているところです。

東京都の総合設計制度案件についても、庁内関係部署と連携の上、望ましい外部空間・デザイン等について、事業者へ指導を進めております。

先ほどの検討エリアでの地域ニーズ要望を踏まえ制度変更も視野に入れて検討していきたいと考えております。

今後、各地区特性や様々な事業規模に応じた柔軟なまちづくりが可能となるよう、開発諸制度の運用などについても東京都と連携の上、検討を深めてまいります。

議長／デジタル担当部長。

デジタル担当部長／春山議員のDX戦略等に関する御質問にお答えいたします。

初めに、DX戦略の成果と課題ですが、本区は、令和4年にDX戦略を策定し、区民の利便性と職員の生産性向上に取り組んでまいりました。

区民一人一人を個と捉えるCRMの実現に向け開始した区のポータルサイトでは、登録者が3500名、利用件数が1万件を超えたほか、生成AIの導入により業務の効率化を図るなど、着実に成果を上げております。

一方、行政手続の利便性向上等にとどまらない地域のスマート化や、政策立案等に資するデジタル技術等のさらなる活用が必要です。

本年度は、地域のスマート化の一環として、区民参加によるデジタル活用提案制度を開始しましたが、現在改定検討中のDX戦略の中でさらなる取組をお示ししてまいります。

次に、生活の豊かさにつながる地域のスマート化・都市の高度化には、地域住民による課題の共有や、ケーススタディーの積み上げが重要であると認識しております。

今般のデジタル活用提案制度も御指摘の趣旨に沿うものであると考えており、引き続き、様々な手法を模索してまいります。

次に、人材確保や組織体制の強化ですが、本区は区のデジタル政策を統括する副区長を新たに設置し、組織横断的な課題にも迅速かつ効果的に対応できる体制を整えるとともに、人材確保の面ではICT職の採用も開始するなど、組織体制強化や人材確保に努めているところです。

さらに、本区には様々な分野で秀でた企業や大学などがあり、それらとの連携によって、区だけでは対応できない領域への対応が期待できると考えております。

今後も、区の組織体制の強化を図りつつ、区民や大学、民間企業などとも十分に連携を図りながら地域のスマート化を進めてまいります。

議長／春山あすか議員。

春山議員／答弁ありがとうございました。

各取組を実現していくには、関係部署が連携した取組が必要です。

一点、健康社会の実現と地域包括ケアについて伺います。

高齢者の方が元気で生活できる社会を実現していくには、住環境、住宅政策、まちづくりや地域との関わり、デジタルの活用、多世代交流の場づくりなど、分野横断的に取り組む必要があると思います。

このため、この所管をまたいだ地域振興部やまちづくり部、デジタル政策などとの連携の必要性についてどうお考えでしょうか。

議長／保健福祉部長。



保健福祉部長／春山議員の再質問にお答え申し上げます。

行政の組織が分野別に分かれておりますことは、その専門性を発揮するためには必要なことだと考えております。

しかしながら、住民、区民の側からすれば、生活上の支障に対応する窓口が分かれている上に、窓口間で温度差があったり、横のつながりが取れていない場合には御不満の念を持たれることと思います。

この住民の感覚、視点を抜きにしては、基礎的自治体である区市町村行政を行うことは難しいと私どもでは認識をしておりますゆえ、御指摘のとおり、区政におきましても今後、部の垣根がなく一体的な組織運営をできる限り行えるよう、保健福祉部としても他の部に積極的に働きかけを努めてまいりたいと考えております。

議長／以上で各会派の代表質問を終わります。

議事の都合により休憩します。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

これより一般質問に入ります。

通告順に質問をお願いします。

初めに、17番田中えりか議員。

田中議員／令和6年第3回定例会におきまして、国民民主党会派より、一般質問をいたします。

政府の観光立国推進閣僚会議は、昨年10月、オーバーツーリズムの未然防止、抑制に向けた対策を発表いたしました。

インバウンドによる観光需要は、感染症対策の緩和や昨今の円安により急速に回復し、多くの観光地がにぎわいを取り戻しています。

一方で、混雑やマナー違反による治安の悪化やトラブル、ごみのポイ捨てなどによる景観の悪化など、地域生活への影響や懸念が各地で生じています。

兵庫県姫路市では、日本初の世界遺産の姫路城に関して、外国人観光客の入場料を市民より高く設定する二重価格の検討を始めました。

広島県の世界遺産、厳島神社のある宮島でも訪問税の徴収を始めるなど、各地で地元住民優遇の取組が行われ始めています。

世界的な観光地であるハワイでは、カマアイナ割引という、地元住民に対する観光レジャー施設、公共施設、レストラン、店舗などで利用できる特別割引が存在します。

観光客に対しては、予約と入場料が必要な観光地でも、住民には双方とも不要という、料金設定だけにとどまらない徹底した地域住民優遇措置が取られています。

先日、千代田区の国民公園である北の丸公園における試験的な取組として、観光庁からの予算8000万円、10割の補助によるインバウンド向け特別体験ツアーの実施が報告されました。

これまで限定的だった北の丸公園の試験的な利活用及び高付加価値事業によるハイエンドの観光客を惹きつける取組は、春のさくらまつりや、夏の千鳥ヶ淵灯ろう流しでのホテルとのコラボレーション同様、一定の評価に値するものと言えます。

一方で、今回、試験的とはいえ一般国民には発表されていない国の重要文化財である旧東京国立近代美術館工芸館（旧近衛師団司令部庁舎）の外国人観光客のみへの開放が予定されており、これは世界基準である地域住民優遇に逆行した外国人ファーストの自国民差別にほかならず、地元区民や国民が置き去りの過剰なおもてなしとなっているのではないのでしょうか。

日本で唯一無二の皇居のある千代田区としての誇りを忘れず、観光資源としても大きなポテンシャルを持つ区内に所在する重要文化財の価値を、まずは地元区民、自国民に享受していただき、千代田区、ひいては日本の文化や歴史に親しみ、学び、自国にプライドを持っていただく、観光客に対しては、高付加価値戦略による来訪者の質の確保と数の抑制を維持することが、日本の中核である千代田区のあるべき姿ではないかと考えます。

教育と文化のまち千代田区宣言に基づいた千代田区の文化、歴史に対する根本的な姿勢と、今後の観光振興施策の展開について御見解をお伺いします。

観光立国実現のためと称した多言語表示の推進について、実際どの程度の需要があるのか、日本語と英語程度でいいのではないかとのお声を多数伺っております。

公共交通機関において、日本の実質的な公用語である日本語が外国語と同様に扱われ、日本語表示がされない時間が全体の4分の3もあるような、自国の言語をないがしろにする過剰な多言語表示は本当に必要でしょうか。

私がこれまで生活してきたロンドン、パリ、ローマ、カンヌ、モナコなど、国際的な大都市や観光地と言われる場所においても、公的な場所で現地の公用語が表示されない瞬間は見たことがなく、日本に帰ってきたときに大変驚いたことの一つでした。

スマホをかざせば翻訳できるアプリや同様のデバイスも様々ある中、過剰な多言語表示は本当に必要な公共サービスなのでしょうか。

外交の相互主義の観点からも、グローバルスタンダードの観点からも、本区独自の視点での過剰なおもてなしの見直し、是正が必要だと思われませんが、御見解をお伺いいたします。

本区では、路上喫煙に対し、過料を含む取締りを行っていますが、令和5年度における路上喫煙者の過料件数は、インバウンドの増加もあり、前年度の2.5倍、約5700件となっており、うち、外国人が全体の3分の1、特に秋葉原地区においては5割が外国人の違反者となっています。

本年2月の予算特別委員会分科会にて私のほうから御提案させていただいた英語版の路上喫煙禁止表示シートを、特に外国人喫煙者の多い秋葉原地区に6月より6か所、計27枚設置し、効果検証をしていただいた結果、設置後の外国人違反者の減少が指導員の方から報告されています。

路上喫煙対策に関しては、公衆喫煙所の場所が分かりづらい、名称とデザインがばらばらで見つけづらい、検索しづらいなどの課題の解決に向け、平成29年に改定された千代田区サインガイドラインの範囲を広げ、来街者でも、言葉が分からなくても認識しやすい統一ピクトグラムやロゴ、デザインの活用を推進してはいかがでしょうか。

御見解をお伺いします。

また、ごみのポイ捨てによる景観悪化への対策として、既に各地で導入され、一定の効果を上げている太陽光発電で自動圧縮するICTを活用したスマートごみ箱の設置を含め、来街者にとって不可欠なごみ箱、お手洗いの位置情報の案内を喫煙所の案内とともにQRコード等を使って周知するなど有効な手段なのではないでしょうか。

あわせて御見解をお伺いします。

次に、モビリティの活用についてです。

現在、本区では、コミュニティシェアサイクルちよくるが実施され、地域福祉バス風ぐるまが運行しております。

大丸有地区では、無料シャトルバスの巡回のほか、電動キックボード等のマイクロモビリティのシェアサービスが、スマートシティプロジェクトの一環として、実証実験を経て昨年、本格的に導入されました。

今年5月に参加させていただいた区内を巡るツアーでは、時速最高6キロで、免許不要、道交法では歩行者として取り扱われる電動カートに乗って、神田明神の境内まで入っての参拝を行うことができました。

23区内の自治体でも、時速20キロ未満のグリーンスローモビリティが、東京交通機関を利用しにくい地域の方々の買物や通院に活用されています。

ラストワンマイルの移動手段、観光振興など年齢制限なく使える地域の短距離移動インフラとして、電動カート、トゥクトゥク、グリーンスローモビリティなど、マイクロモビリティの活用に対する本区の御見解をお聞かせください。

最後に、360度多面的人事評価の導入についてです。

本年1月、本区において発覚した不正事件を受け、千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書が7月末発表され、その中で職員の倫理向上による今後の再発防止策の一つとして、多面的評価（フィードバック）の実施が挙げられました。

現段階では人事評価に影響を与えないフィードバックにとどまる予定とのことですが、今後の組織風土改善に向けて、まずは大きな一歩であり、評価に値する取組と考えます。

千代田区役所ではここ5年ほど、定年退職ではない中途退職者が増加しており、昨年度は全職員の約4%に当たる47名が中途退職いたしました。

これに加え、メンタルヘルスなどを理由とする休職者も一定数いると聞きます。

悩み傷ついて離職された方々の御心痛を拝察するとともに、欠員による負担増を担う職員の方々、人材確保に奔走する人事課の御苦勞も拝察いたします。

現在、危機的状況にある区政の慣習が是正され、職員、議員双方が働きやすい状況になることを願ってやみません。

総務省の平成23年「地方公共団体における人事評価制度の運用に関する研究会報告書」の中で、人事評価制度に対する信頼確保のための有効な手段として、360度多面的評価を挙げています。

本人に関わる全ての関係者が評価を行うことで、人間関係による評価のばらつきやバイアスを防ぎ、人材育成の観点からも職員のモチベーションやエンゲージメントの向上などが期待できます。

東京都特別区の職員の給与水準は、人事委員会の勧告により、民間準拠を基に均衡させています。

民間準拠の比較対象となり得る企業規模50人以上かつ、事業所規模50人以上の企業には、360度多面的評価制度を活用している企業も多数存在します。

給与水準を準拠しているのであれば、組織を健全に運営するためのガバナンスも同様に準拠することが求められているのではないのでしょうか。

中央省庁でも、課題となっている若年層の離職の増加などを是正するため、財務省や経産省、総務省をはじめ、管理職を評価の対象とした360度評価が導入されています。

地方自治体でも導入が進んでおり、広島県安芸高田市では特別職である市長、副市長、教育長も評価対象となっています。

このような現状を踏まえ、3点御質問します。

不正発覚後の本年2月に行われた係長級以上の管理職へのアンケート調査では、308名中77名が上司等からの嫌がらせやハラスメントがあると回答しています。

パワーハラスメントとは、文字どおりパワー、権力のある者から、よりない者への嫌がらせであり、組織における権力とは人事評価にほかなりません。

人事評価制度には、公平・公正、透明性、客観性、納得感の4原則が担保される必要があります。

権力の一極集中を防ぎ、組織内の自浄作用を働かせるためにも、また、行政に対する区民の信頼回復のためにも、特別職の方々も評価対象に加えるとともに、フィードバックにとどまらない360度多面的な人事評価と連動した仕組みが必要と考えます。

将来的な導入に対する本区の見解と今後の取組をお聞かせください。

今回実施された職員へのアンケートは記名式で行われました。

多面的評価の仕組みを生かすには匿名性の担保が必須だと思われませんが、外部機関の介入など、本区ではどのように客観的に納得のいく匿名性を担保される御予定でしょうか。

再発防止策の中で、職員等公益通報制度の活用に関し、職員の相談窓口として内部機関で

ある法務担当課長のみが記されています。

実際には、外部機関である行政観察員の選択肢も存在しますが、記載はなく、アンケート調査結果に外部機関への相談の希望や、外部のメンターとの面談を希望する声があり、あまり職員の方々への周知が行き届いていない印象を受けます。

相談者の秘密保持や公平な取扱いについて、公益通報者保護法の観点に基づいた不利益取扱い禁止を踏まえ、本区ではどのように公正な運用を行うお考えでしょうか。

以上、関係理事者の明快な答弁を求め、国民民主党会派からの質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／田中議員のオーバーツーリズム対策に関してお答えいたします。

令和5年3月、千代田区観光ビジョンを統合し、千代田区産業振興基本計画を策定いたしました。

一方、御指摘の教育と文化のまち千代田区宣言では、魅力あるまちづくりのよりどころとして、文化を掲げております。

今後の観光振興は、文化や歴史をよりどころに魅力あるまちづくりを進めていく、すなわち、まちのステータスを高めていくということであり、教育と文化のまち千代田区宣言と相通ずるものがあると認識しております。

また、千代田区の観光振興において生かすべき最大の魅力は、江戸城をルーツとし、我が国を象徴する皇居を擁しているということであると認識しています。

一方で、御指摘のように、こうした魅力を区民が十分に享受をしていない面もございます。千代田区の魅力を区民と共有し、シビックプライドを醸成して、観光資源の質を高めてまいります。

次に、多言語化等についてのお尋ねがございました。

東京オリンピック・パラリンピックを契機として、日本語と英語及びピクトグラムによる対応を基本としつつ、需要や地域特性を考慮し、必要に応じて中国語・韓国語、その他の言語も含めて多言語化を実現するものとされたと認識しております。

また、千代田区の公共施設サインマニュアルでも同様であり、とりわけ、外国人にも情報内容を理解してもらう必要性が高い路上喫煙の禁止等のサインは、日本語・英語・中国語・韓国語、4か国語表記とするものとしています。

一方で、現在は御指摘のように翻訳アプリ等の技術も発展しておりますので、今後の多言語対応を検討する際には、他の事例等を踏まえて研究を重ねてまいります。

次に、統一ピクトグラムや統一ロゴ・ネーミングの推進についてお尋ねがございました。

東京都の調査によると、令和5年における区内の旅行者は、前年と比較して、日本人は約1.2倍、外国人は約7.6倍となり、外国人旅行者数が急増しています。

これに伴い、路上喫煙やごみのポイ捨てなど、区民生活や街の景観への影響が顕在化してございます。

統一ピクトグラム等の普及は、こうした状況に対する分かりやすい注意喚起として有効ですが、本区はいわゆるハブ観光地であり、外国人旅行者の多くが本区以外の地域も回遊することから、広域的に共通する案内、注意喚起については、可能な限り広域で対応することが望ましいのではないかと考えております。

現在、国においては、外国人旅行者向けの統一ピクトグラムが検討されており、国の取組と連携した対応が取れるように情報収集に努めてまいります。

また、区固有の取組につきましては、千代田区公共サインマニュアルに基づき適切に対応してまいります。

次に、ごみやたばこのポイ捨てによる景観悪化等への対策について、本年6月から、秋葉原における対策として関係各部門が連携して、歩行者天国開催時に中央通り公開空地にごみ箱を設置し、分別指導やポイ捨て注意及び周辺のごみ出しルールの徹底を図り、その効果を検証しております。

検証結果を踏まえ、今後の対応を検討してまいります。

QRコードにつきましては、現在、路上喫煙禁止の看板等から喫煙所を確認していただける取組を実施しております。

今後、御指摘のトイレ等の位置情報の案内も含めた周知について、東京都や民間事業者とも連携しながら検討してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／田中議員のモビリティの活用に関する御質問にお答えします。

区内では、鉄道、バス、地域福祉交通やコミュニティサイクルなど、様々な交通サービスが展開されております。

これらに加え、多様なモビリティによる移動手段の確保は、区民のさらなる利便性の向上のみならず、観光でのアクティビティの確保などにつながるものと認識しております。

一方で、昨年の道路交通法の改正により、電動キックボードへ交通ルールが適用され、歩行者との接触による人身事故や車道の逆走といった違反行為などが明らかになり、安全の確保が重要な課題となっております。

御提案のありましたモビリティの活用推進についても、交通安全の視点も十分に勘案することが不可欠であり、今後の少子高齢化も見据え、民間事業者と連携しながら調査研究をしてまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／田中議員の本区における公益通報者保護に関する御質問にお答えいたします。

本区では、千代田区職員等公益通報条例に基づき、外部の相談窓口として2名の弁護士である行政監察員を選任しております。

また、弁護士資格を有する法務担当課長が新設されましたので、内部相談窓口とし、法の専門家による相談体制を強化し、秘密保持や不利益な取扱いの禁止など、公益通報者保護法の趣旨に沿った運用を厳守してまいります。

今後は、公益通報制度に係る法や条例、行政監察員の照会などについて随時、全職員に対し情報を共有し、公益通報制度の内容等についての周知を徹底してまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／田中議員の360度多面的人事評価の導入に関する御質問にお答えいたします。

今回実施予定の多面評価は、「風通しの良い職場環境づくり」の推進を目的とするものでもあるため、特別職にも実施を予定しております。

そして、この多面評価は自身のマネジメント力についての気づきを与えるために実施する人材育成的な観点のものであるため、これをさらに人事評価に活用するかどうかについては慎重な判断が必要と考えております。

今後の実施状況、他の自治体等における導入状況などを見ながら研究してまいります。

次に、匿名性の担保ですが、多面評価を行うに当たっての大前提となる重要な事項と考えておりますので、評価者となる職員に匿名性を担保していることをしっかりと伝えながら実施に向けて準備を進めてまいります。

議長／次に、5番えごし雄一議員。

えごし議員／令和6年第3回区議会定例会におきまして、公明党議員団の一員として一般質問いたします。

私からは身寄りのない人への支援についてお尋ねいたします。

現在、全国的に高齢化や核家族化が広がり、御家族、親族がいない、また何か困ったときに頼れる人が近くにいないといった「身寄りのない人」が増えています。

この「身寄り」という言葉の捉え方として、日本総合研究所で本年7月(?)に示された「増加する「身寄り」のない高齢者―頼れる親族がいない高齢者に関する試算―」というレポートでは、「身寄り」については、民法の扶養義務を根拠とした「配偶者・直系血族・兄弟姉妹」を基本として、より狭い「配偶者・子・孫」、より広い「三親等内の親族」とい

う三段階に整理することができる。

高齢者への支援の可能性に照らすと、「身寄りがいない」状態は、「子がいない」「子・配偶者ともいない」「三親等内の親族がいない」に分けて捉えることが現実的である。」と述べられています。「身寄りのない」という状態は、御家族のいない一人暮らしの高齢者や、親族が近くに住んでいない、親族がいても疎遠となって援助が受けられない、また援助を断られてしまうという人も含まれるとされています。

また、同レポートの中では、「公的制度・社会保障給付や民間取引において、親族がいることを前提とした制度や商習慣が浸透しているため、頼れる親族のいない人は不利な立場に置かれやすい」と記されているとおり、身寄りのない人は、入院時の緊急連絡先や、賃貸契約時の保証人の確保など、ほかにも日常生活の中で様々な問題を抱えています。

単身高齢者以外でも該当する人はいると考えられ、単独世帯の割合が全国と比較して高い千代田区内にも、このような問題を抱える人がいると考えられます。

そこでお伺いします。

千代田区内には、このような「身寄りのない人」はどれだけおられるか把握していますでしょうか。

また、「身寄りのない人」が抱える様々な問題に対して、区はどのように認識しているのか、現状の課題もあればお聞かせください。

続いて、身寄りのない人への支援の強化についてお尋ねします。

身寄りのない人への支援については、既に本区でも考え、取り組んでいただいていると思いますが、全国的にも問題が顕在化してきている中で、さらなる対応、支援の検討、環境整備が必要だと考えます。

国では今年度から、「身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業」がスタートしました。

これは、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口の整備を行う、また、主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施、課題の検証等を行うものです。

令和6年6月28日現在、9自治体が実施または実施予定となっています。

具体的に「包括的な相談・調整窓口の整備」としては、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなどの地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや、各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを相談窓口として配置。このコーディネーターが、相談者の「包括的な支援プラン」を作成し、各支援の状況を確認、様々な分野の活動や、人と人をつなぐ地域づくりをコーディネートします。

また「総合的な支援パッケージの提供」では、本人に寄り添った意思決定の支援を行うことを前提として、入院・入所時の手続支援、緊急連絡先の指定の受託・緊急時の対応など



「身元保証を代替する支援」や、介護保険サービス等の手続代行、公共料金の支払代行、生活費の管理・送金、印鑑・証書・重要書類の保管など「日常生活の支援」、そして、病院等の費用の精算代行、遺体の確認・引き取り、居室の原状回復、残存家財・遺品の処分、葬儀・納骨・法要の支援など「死後の事務の支援」を総合的に行うとのことです。そこでお伺いします。

「包括的な相談・調整窓口の整備」として、本区では、担当課の職員や高齢者安心センター、社会福祉協議会などで「身寄りのない人」の様々な相談を受けていただき、真摯に対応していただいておりますが、相談事への専門的な知識が必要な場合や、民間事業者の紹介などではどこまで対応できるのか悩むこともあると思います。

時には、職員やケアマネージャーの方などは、通常の業務を越えて対応をしてくださっている例もあると思います。

例えば、前述したようなコーディネーターを相談窓口として設置したり、コーディネーターは設置できなくても、担当課や高齢者安心センター、社会福祉協議会などで相談を受けていただいている職員を対象に「身寄りのない人」が抱える問題・課題、その対応をどうするかなどの勉強会や情報共有を行い、相談・調整窓口の強化ができればと考えますが、いかがでしょうか。

また、経済的な理由で民間事業者の支援を受けられない人が「支援の狭間」に落ちることのないよう、本区としても高齢者等に寄り添った「総合的な支援パッケージの提供」の取組を段階的にでも進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

区の考えをお聞かせください。

次に、保証人、緊急連絡先の確保についてお尋ねします。

入院・手術など医療の場や、施設入所、賃貸など民間取引・契約で身元保証人や緊急連絡先が必要になるケースがあります。

身寄りのない人は、保証人や緊急連絡先がなく、困ってしまうということが多く、身元保証人（身元引受人）を代行する「身元保証サービス」を行う団体、事業者が全国でも増えています。

このような身元保証サービスを含めた支援を行う団体・事業者が増えるとともに、事業者との契約をめぐるのは、高額な契約料を求められた、内容がよく分からずに契約してしまった、解約時にお金が返還されない等のトラブルが多く発生しており、全国的にも注意が呼びかけられています。

政府は、本年6月、事業者が遵守すべき法律上の規定や留意すべき事項等を整理した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を策定。

消費者庁では、「身元保証等高齢者サポートサービスの利用に関する留意事項について」と題して、事業者における預託金の管理方法や、そのサービスが本人にとって本当に必要ななども含め、慎重に判断するよう、啓発資料を配布しております。

日本弁護士連合会でも、市区町村の高齢者福祉担当課や地域包括支援センターの方へ、注

意喚起の資料や高齢者サポート事業の利用への助言をするためのチェックリストなど作成し、提供しています。

静岡県では、本年2月に、身元保証などを含めた終活支援を行う民間事業者の認証制度を全国で初めて導入。

安心してサービスが受けられる事業者を利用者が選べるよう取り組んでいます。

そこでお伺いします。

本区では、身元保証を含めたサポートサービスを行う事業者、また利用する区民に対して、どのような注意喚起が行われていますでしょうか。

また、先ほどの相談・調整窓口の強化とも重なりますが、相談を受けたときに注意すべきチェックリストを活用するなど、区民の皆様が安心して事業者を選べるような相談体制も必要だと思います。

区の考えをお聞かせください。

身元保証については、必要な際に民間事業者などと契約して進められる事例と、急な病気やけがなどにより、入院や手術の際など医療の場で、身元保証人や緊急連絡先が必要となる例もあります。

以前、区民の方からお話を伺いました。

一人暮らしの方で、階段から落ちて腰骨を骨折してしまった。

救急車を呼んで搬送してもらった際、区内のある病院を希望したが、身寄りのない方、身元引受人がない方は引き受けることができないと断られたそうです。

この方は、遠くに住んでいた兄弟が最終的に引受人になってくれ、希望の病院で治療が受けられたそうですが、御家族、御親族もおられない身寄りのない人、身元引受人などいない人が同じ状況になった場合はどうすればいいのか、懸念されておられました。

厚労省では、平成30年4月、「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」という通達を出し、身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することはできないこと。

各自治体、医療機関、関係団体においても周知し、そのような事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導を行うようお願いをしています。

全国の例を調べると、いまだに身元引受人などがいないことで、搬送や入院が断られている事例もあるようです。

そこでお伺いします。

千代田区でも同じように医療の場で「身寄りのない」ことを理由に断られている事例があるかどうか。

また、そのような事例があった場合は、どのように対応されているか、今後、同じような事例が起らないよう区民の皆様への呼びかけや、医療機関との情報共有なども必要かと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、終活情報登録事業についてお尋ねします。

終活情報登録事業とは、緊急連絡先や医療などの終活情報を自治体に登録するサービスです。

病気や事故等で意思表示ができなくなったときやお亡くなりになったときなどにおいて、あらかじめ登録していた親族や大切な人、警察署や消防署、医療機関などから照会・開示請求があった場合に、必要な情報を自治体から伝えることができます。

身寄りがない人でも、あらかじめ情報を登録しておくことで、「もしも」のときに医療機関が必要な情報を得ることができ、スムーズにその後の対応を行うことができます。

登録できる情報は、緊急連絡先、本籍、通院先・かかりつけ医やアレルギー等の情報に加え、臓器提供の意思や遺言書の保管場所、ほかにも本人の自由登録事項など、自治体によって違いはありますが、様々な情報が登録可能です。

東京では豊島区で既に行われており、65歳以上の方、その他必要と認められる方が対象。登録費用は無料で、登録時には、登録証、登録マグネット、登録カードなどをお渡ししています。

そこでお伺いします。

本人が意思決定できないような「もしも」のときに、情報を確認する手段となる情報登録事業を、本区でも高齢者や障害者、また身寄りのない人も含め、必要な方へ行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、身寄りのない人への支援体制の構築についてお尋ねします。

近年では、従来からの「身寄りのいる、頼れる人がいる」ことを前提とした医療・介護の体制は限界がきていると言われており、関係団体、支援者が協力して、地域全体の支援体制の構築、環境を整備していくことが、国としても喫緊の課題となっています。

「身寄りのない人」への支援も、各自治体でそれぞれ様々な支援が行われていますが、その自治体によって地域特性の違い、制度の違いなどがあります。

長野県長野市や島根県松江市、新潟県魚沼市などでは、自治体として「身寄りのない人への支援ガイドライン」を作成。

病院、福祉施設、その他関係機関及び支援者の間で、「地域共通のルール」を示すことで、身寄りのない人の権利を擁護し、安心して、円滑にサービスが受けられるよう、そして支援する側の不安や負担も軽減できるよう取り組んでいるとのこと。

そこで、お伺いします。

身寄りのない人がサービスを断られたり、受けられないことがないように、また支援する側もどのように支援すべきか悩むことがないように、千代田区でも、区内での身寄りのない人への支援の「カタチ」を改めて考え、まとめ、区内の関係団体、支援者と共有することが大事だと考えます。

区として「支援ガイドライン」のようなものを策定するなど、他自治体の「支援ガイドライン」や事例集なども参考に、支援体制の構築に取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上、身寄りのない人への支援について、質問をさせていただきました。

区長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／えごし議員の身寄りのない人への支援に関する御質問にお答え申し上げます。

まず、身寄りのない人の把握についてでございます。

個々人の生活状況を細かくお伺いしない限り、行政において身寄りのある、なしを把握することは難しいのが実態でございますが、家族や親族の援助がないがゆえに、身体機能が衰えていく中で、御自身のみで対応していかなければならないという現実があると認識をしております。

次に、相談・調整窓口の強化と「総合的な支援パッケージの提供」についてでございます。現在、高齢者の方からの御相談につきましては、身寄りのあるなしにかかわらず、高齢者あんしんセンターや相談センターのほか、社会福祉協議会におきまして、丁寧な対応を行っております。

一方、身寄りのない方が抱える課題に対しまして、より丁寧で適切な対応を行うためには、御指摘のような勉強会や情報共有は大変有効であると認識をしております。

したがって、今後、その内容や手法について検討をまいります。

さらに、他自治体の状況も踏まえまして、総合的な支援の在り方について研究をまいります。

次に、身元保証等サポートサービス事業についてでございます。

現在、当該事業に関する注意喚起などは、本区といたしましては特段行ってはございませんが、今後、御紹介いただきましたチェックリストを含めまして、身寄りのない方に対する相談支援に有効な情報の共有を図るなど、関係機関と十分に連携をまいります。

続いて、身寄りのないことを理由とした入院拒否についてでございます。

具体的な事例は把握はしてございませんが、医療機関向け「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に添った対応がなされるべきものと認識をしております。

次に、終活情報登録事業についてでございます。

もしものときに備え、事前に必要な情報を整理しておくことが重要であることは、えごし議員御指摘のとおりでございます。

本区では、万が一の場合に緊急連絡先の照会や医療情報の確認が可能となるよう、高齢者見守りシールや救急医療情報キットの配布を行っていることは御案内のとおりござい

す。

加えて、社会福祉協議会で配布等を行っておりますエンディングノートをはじめといたします終活の取組は、単身高齢者が増加をしております昨今におきまして社会的なニーズが高まっており、本区といたしましても、終活の視点にスポットを当てた周知等が必要であると認識をしております。

御提案の終活情報登録事業につきましては、他自治体の実施状況や実績等の把握を行い、鋭意研究をしております。

最後に、身寄りのない方への支援体制の構築についてでございますが、まずは先行事例の研究を重ねてまいります。

議長／次に、15番永田壮一議員。

永田議員／令和6年第3回定例会に当たり、一般質問を行います。

経済安全保障とEV戦略についてお伺いいたします。

8年前に電気自動車（EV）の普及と3年前に国産製品の導入推進について質問しましたが、時代の変化に合わせて改めて質問いたします。

ここ数年、EVは環境負荷が低い新世代の自動車としてもはやされてきましたが、課題が指摘されるようになりました。

EVは排ガスを出さないものの、二酸化炭素についてはバッテリー製造時の鉱物資源使用、廃棄までを加味すると内燃機関車の排出量より2倍近くになるというデータをボルボが発表しています。

EVの高価格、インフラ不足、充電時間、航続距離という課題は技術革新で解決できると言われていたものの、のめどがたたず、さらに当初のEV需要は一巡して、利便性を上回る不便さに気づいた多くのユーザーはガソリン車へ戻っているのが現実です。

私自身も8年前に1年ほどEVに乗っていました。

メリットとして、ガソリン代がなく、税金が優遇されているので維持費は半分以下、モーターの出力特性で出だしが早く、回生ブレーキで安全に止まれるため、しばらくは目新しさもあって満足していたのですが、次第に不満のほうが多くなっていました。

航続距離が少ないので出先で充電、帰宅前にも次に乗るための準備で充電が必要となり、それぞれ30分程度かかること、エアコンの消費電力が多く気を使う、ほぼ無音で歩行者に気づかれないといった課題は耐え難いものとなり、どの車種も同じような乗り味のEVより、特色のあるエンジン車に買い替えることにしました。

こうした問題を解決できないまま、環境保護を名目に過剰なまでに世界的なEVシフトが進んでいった反動で、一部を除き脱EVへと変化しています。

2030年までに全ての車両をEVにすると発表していたベンツ、ボルボはあっさりと撤回し、フォルクス・ワーゲンもEVへの過剰な投資により経営が悪化して国内工場の閉鎖

まで追い込まれています。

比較的EV化が進んだEU圏においても、ハイブリッド車の販売がEV車を引き離し、高くて不便で実は環境に優しいわけではなく、補助金なしでは成り立たない市場であることが明らかになってしまったのです。

我が国では2035年までに電気自動車100%を目標にしても、ハイブリッドも含まれているので、実際には中身はありません。

これまで、国内自動車産業は世界的なEVシフトへの出遅れを問題視されてきましたが、こうなることを先読みしていたようです。

日本ではトヨタを中心に新たなエンジンの開発、ハイブリッド、自動運転技術を共有するため、スバル、マツダ、スズキと連携し、BMWとは水素で発電してモーターで走行する水素燃料電池車（FCEV）の技術協力が始まっています。

一方、日産、ホンダ、三菱はEVの技術革新と自動運転に活路を求めて協力していくようです。

エンジンと電気のハイブリッド、水素技術は日本が世界をリードする得意分野なので、自動車産業全体の発展に期待したいところです。

EVは既に成長分野ではなくなっているものの、自動車の一つの選択肢として1割程度の需要は見込めるとの分析もあります。

中国は国内での競争に勝ち残ったEVメーカーBYDを、コスト度外視で世界進出させています。

世界一のシェアを誇るテスラを持つアメリカは敏感に反応し、今年の5月までに25%だった関税を4倍の100%まで引き上げ、カナダも同様の対応しており、EUは50%程度になる追加課税を決めています。

これに対し、中国は自由貿易のルールに反する保護主義だと反発しています。

以前から、EVに限らず世界展開をする多くの中国企業は政府からの補助金を受けて、安く、過剰に生産、流通させているため、貿易ルールであるWTO（世界貿易機関）の協定違反で制裁的な関税をかけられても当然です。

日本ではどうでしょうか。

中国製EVへの関税はなく、新車には、国産車同様の国から85万円、都から55万円、区からも20万円という最大160万円の補助金に加え、自動車税、重量税の減免措置があります。

我が国の基幹産業の一つである自動車業界を保護しないのは不可解ですが、中国が制裁措置として日本車に多くの関税をかけることへのリスクと、国内の2%にも満たないEV市場を保護することを比較すると、やむを得ないのかもしれませんが。

それでも、補助金ぐらいは国産EVのみにするか、廃止するべきです。

ここからは経済安全保障の内容になります。

以前の質問では、中国のダンピング攻勢によって、日本の主力産業であった家電、パソコ

ンといった産業が壊滅的な被害を受けたことを指摘しました。

本来、経済安全保障は相互依存で各国の経済的利益を調和させることが目的です。

市場原理を悪用してシェアを拡大する中国の国策に対抗するには、価値観を共有する国が連携していくしかありません。

中国との関係はチャイナリスクからチャイナショックとなり、より切実な問題になっています。

つい先日、中国深センの日本人学校の児童が刃物で刺され死亡するという事件が発生していますが、国として何の反応もしないばかりか「日本人を殺すことが我々の規律」という政府幹部のSNSへの書き込みが見つかっています。

憤りを感じますが、感情的になって中国製品を全て排除することは現実的ではありません。国はもちろん、自治体として国内産業、国産技術を発展させるため、経済安全保障の視点を持ち、中国依存を減らすべきです。

最近では、中国のショッピングサイトがアマゾンに迫るほど世界的に拡大していることが話題になっています。

これらのサイトは非常に安価で過剰なまでの割引クーポンでリピート率が高いのですが、問題もあります。

アプリにはマルウェアやスパイウェアが潜んでいて、顧客のモバイルデバイス上のほとんど全てのデータに完全にアクセスできる可能性があるとの調査報告が出ています。

また、アクセサリーに発がん性物質である鉛やカドミウムが含まれていたことも分かっています。

それでも利用制限は難しいので、中国のショッピングサイトにはリスクが伴うこと、アプリはダウンロードしないよう推奨したほうがよさそうです。

政治問題としては、アメリカとフィリピンにおいて、中国のスタッフが政府や研究機関でスパイ活動をしていたことで逮捕者が出ています。

日本ではNHKの中国語ニュースで尖閣諸島を中国の領土という、原稿にない発言をしたことが問題になっています。

当事者の中国人スタッフの処分はNHKの契約解除で終わっていますが、日本人がもし中国国内の放送で尖閣諸島は日本の領土と主張すれば国家安全維持法で終身刑は免れないでしょう。

我が国には特定秘密保護法がありますが、スパイ活動そのものは禁止されていないので取り締まることができないのです。

以前は、日本や欧米諸国は、改革開放路線の中国を世界の工場として利用していました。国が豊かになれば自然と中国全体が香港のようになるとの楽観的な期待もあったのでしょう。

こうした期待は、2020年の香港国家安全維持法で完全に崩れました。

国家分裂や政権転覆やテロ、外国勢力と結託して国家の安全に危害を及ぼす行為について、

無期懲役以下の刑事罰を科すという国家への批判は、外国人も含めて全て罰するというものです。

これまで指摘してきたとおり、国際秩序への挑戦が明確な中国に依存することは、国民の生命、財産を脅かすこととなります。

区として、地方自治体に関わるチャイナリスクに対し早急に対応することを求めます。

以上の指摘から、まず、EV戦略から7点質問します。

①2009年から15年間、区では無料のEV用急速充電器の設置をしていますが、利用は1日数台から最大10台程度でほぼ横ばいで、区外の利用者が多いようです。

現在は電気料金が上昇し、1回30分の使用で1000円程度の電気料金が発生しています。

自宅で充電できても、無料の充電器を探して電気代を節約していると聞きました。

EV用急速充電器は8年更新と聞いていますが、次の切替え時には公平性の観点から実費程度の課金をしたほうがよいと思われませんが、いかがでしょうか。

②昨年、1300万円かけてEVの普通充電機を15か所設置していますが、まだ使用されていません。

今後、活用するめどはあるのでしょうか。

③EVは税制においてかなり優遇されていることに加え、区として20万円の補助金を出しています。

年間20件程度とあまり活用されていない状況についてどのような認識なのでしょうか。

特に趣味性の高い高級車への補助金には疑問を感じます。

EVを推進しても普及率が2%に満たない状況下で、優遇措置の役割は既に終わっていると思われます。

今後も続ける意味はあるのでしょうか。

④区は水素発電で動くごみ収集車を試験運用しています。

また、庁用車としてFCEVのミライを導入していますが、こちらは新型への更新時期にきています。

EVよりも日本が先進的技術を保有する水素の活用を推進するべきと考えますが、いかがでしょうか。

⑤我が国において、中国による不当な価格競争から国内産業を守るという意識は低いままです。

行政として経済安全保障、チャイナリスク、チャイナショックをどのように認識しているのでしょうか。

⑥物品調達において国産製品を優先すること、品質に問題がある中国製品、情報漏洩の可能性のある中国製アプリ、中国のサーバーが使われることについて問題認識を持っているのでしょうか。

また、危険が指摘されている中国ショッピングサイトの利用について区民への注意喚起が



必要だと考えますが、いかがでしょうか。

⑦EVのバスのほとんどは中国製のようなのですが、地域福祉交通風ぐるまで運用されている車両も中国製でしょうか。

環境対策を考えるなら多少高額であっても国産を使うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上、関係理事者の答弁を求め、私の質問を終わります。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／永田議員の風ぐるまについての御質問にお答え申し上げます。

現在、風ぐるまは合計8台の車両で運行しております。

このうち、今年度から実証運行の新規ルートで導入した1台だけが、中国に本社を置く企業のEV車でございます。

なお、現時点におきましては、海外企業のEV車も含め、新たな車両の購入予定はございませんが、今後の車両購入に当たりましては、国内企業の販売動向を注視しつつ、区内の道路状況等に適した車両の選定を行ってまいりたいと考えております。

議長／ゼロカーボン推進技監。

ゼロカーボン推進技監／永田議員のEV戦略についての御質問についてお答えします。

日本政府は「2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%」という目標を掲げ、クリーンエネルギー自動車の普及とインフラとしての充電器等の設置を車の両輪として進めていくこととしています。

なお、電動車とはEV、燃料電池車、プラグインハイブリッド車及びハイブリッド車を指します。

千代田区においても、2021年に「2050ゼロカーボンちよだ」を掲げ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、千代田区地球温暖化対策推進計画を策定し、対策を進めています。

その計画の基本方針の一つであるスマートシティの強化の中で、クリーンエネルギー自動車の普及促進を重点事項とし、事業を展開しているところです。

お尋ねの本庁舎地下1階のEV急速充電器につきましては、EVの普及啓発の一環として、平成21年度に設置いたしました。

令和5年度には課金対応機能を装備した機器に更新しています。

今後は、EVの普及状況や社会情勢、周辺自治体の状況も踏まえつつ、EV急速充電器の課金について検討してまいります。

次に、地下3階のEV普通充電器につきましては、区が率先して庁有車をクリーンエネル

ギー自動車に切り替えていくための環境整備として、令和5年度に15台整備いたしました。

今後、更新時期を迎えた庁有車につきましては、EVへの切替えが可能な車種の場合には、適宜、切り替えていく考えです。

また、EVへの補助金についてですが、区ではクリーンエネルギー自動車購入費助成制度として、国や都の補助金に上乘せする形で、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車を対象として助成を行っております。

議員御指摘のとおり、昨年度の助成実績はEVで28台と低く、課題があると認識しております。

ゼロカーボンの実現のために、政府の方針に沿って、今後もEVを含むクリーンエネルギー自動車の普及を促進するとともに、国や都の補助制度を参考に、車両価格に応じた減額補助についても検討してまいります。

最後に、水素を用いた燃料電池車につきましては、EVに比べて、充填時間が短く、走行距離が長いなどの利点があります。

今年度、新たに庁有車1台をガソリン車から新型の燃料電池車へと切替えをいたしました。ゼロカーボンの実現に向けて、様々な普及啓発を通じて、より一層クリーンエネルギー自動車の導入促進に努めてまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／永田議員の御質問のうち、経済安全保障に関する御質問にお答えいたします。

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、国においては、いわゆる経済安全保障推進法を制定し、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することとしています。

区においても、こうした国の経済安全保障や諸外国との関係におけるリスク管理に関する取組に従い、区民の生命・身体・財産の安全の確保等に努めていくべきものと認識しています。

また、区が行う物品調達において、国産品を優先し、特定の国の製品を排除することはできませんが、危険性の明らかな外国製品は利用しないとともに、仕様の中で一定の品質を有する物と同等以上のものであることを明示するなどして、調達物品における安全性の確保に努めていきます。

なお、ショッピングサイトの利用に当たり、区民の消費生活に影響が想定されるような場合には、消費生活センター等を通じて、しっかりとお知らせし、啓発してまいります。

議長／永田壮一議員。

永田議員／再質問いたします。

1点について、再度御確認します。

EVについては、環境負荷が必ずしも低いものではないというふうにデータを基に指摘しておりますが、この件については、国に追従してクリーンエネルギー車両ということで、区としては推進して採用していくという方針は変わらないということなんでしょうか。

今も何度も申し上げましたが、二酸化炭素の排出については、製造時やその他廃棄することまで考えると、内燃機関車、エンジン車よりも2倍近く環境負荷が高いというデータも実際に出ていますが、そういうことは全く関係なく、国の方針にただ従う、それだけということよろしいでしょうか。

もう一度答弁してください。

議長／ゼロカーボン推進技監。

ゼロカーボン推進技監／ただいま永田議員から再質問ありましたEVの環境性能と千代田区としての方針についてお答えいたします。

永田議員が御質問の中で提起したボルボによるレポートについては、我々も把握をしております。

2021年11月にEVとガソリン車のライフサイクルのCO<sub>2</sub>排出に関するレポートがございます。

このレポートでは、EVを1台製造するのに、ガソリン車よりも1.7倍のCO<sub>2</sub>を排出するとしております。

一方、EV使用時のCO<sub>2</sub>排出は、ガソリン車よりも少なく、現状のEUの、ボルボですので、EUの電力の排出係数を前提とした場合、ライフサイクル全体を見ても、EVのほうがガソリン車よりも約3割少なく、全て再エネになれば半分以下になるというふうに、このレポートの中でも指摘をしております。

これは2021年の気候変動サミットが開催される直前に、ボルボは電力中の再エネ比率を高めるということを目的に、このレポートを出したというふうに認識をしております。

したがって、EVの環境性能については、当然その使用する電力の排出係数によるという部分があるのですが、ガソリン車よりはCO<sub>2</sub>の排出量が少ないということがありますので、日本政府としてもこのEVを運輸部門における対策として進めているというふうに認識をしております。

その日本政府の認識にしたがって、千代田区に対しましてもこのクリーンエネルギー自動車の普及に向けて、助成等の対策を行っているということでございます。

議長／議事の都合により休憩します。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番はやお恭一議員。

はやお議員／令和6年第3回区議会定例会において、一般質問をさせていただきます。

報道のとおり、兵庫県では文書問題をめぐり、県政史上51年ぶりの県議会による百条調査が行われました。

百条調査とは、自治体の事務に関する疑惑や不祥事を調べるため、地方議会の議決により調査を行うものです。

千代田区議会では2010年、区政史上初めて100条調査を行い、その後、十数年のうちに計3回の100条調査を行ってきました。

また、本年は調査の対象となる可能性のあった官製談合防止法違反の事案も発生しています。

そこで、今定例会では、区民の財産を守り、区民への説明責任を果たす観点から、本区行政の意思決定プロセスの透明性を確認する意を込めて、直近の100条調査について質問をいたします。

令和2年に行った100条調査の発端は、同年3月のテレビのニュースでした。

千代田区の総合設計制度を利用し、容積率の緩和を受け、建設されたマンションの1室が、当時の石川区長とその家族を優遇して販売されていたというものです。

そして、それに対する石川区長の説明は、収賄ではないかとの疑惑を深めるものでした。

そのため、区議会ではその真相を明らかにするために、強い権能を有する100条調査権に基づく調査が必要と判断に至りました。

100条委員会では、論点を7つに整理し、調査を行いました。

今回は、そのうち6点目、東京ミッドタウン日比谷における一般社団法人日比谷エリアマネジメントに対する区有地の長期にわたる無償貸付について確認させていただきます。

100条委員会における具体的な調査方法です。

まず、記録の収集及び調査として、関係各所からの記録の提出を受けるとともに、関係不動産及び法人に関する登記事項証明書を取得し、内容を調査しました。

また、証人尋問として、関係者5名の出頭を求めました。

あわせて、関係事項を所掌する幹部職員も出席の下、100条委員会での審議を進めてきました。

8月、24回にわたる委員会の結果、事実として認定されたのは以下の3点になります。

特に、日比谷エリアマネジメントの件は、本来行政が行うべき検討や承認手続も不十分であったこと、また、区民の代表者である区議会への報告の無視という区民軽視、議会軽視の看過できない実態が、明らかな事実として認定されました。

本区では地区計画を受け、区道の一部を廃止し、付け替えによる区道の拡幅と、公共施設である広場の整備を民間の施設である東京ミッドタウン日比谷と併せて行い、地下2階、地上2階の合計約4000平米の延べ床が区有財産となりました。

区は、その区有財産の土地と建物を、新たに設立された日比谷エリアマネジメント社に20年間無償で貸付することを合意し、また別途協定を結び、同社に広場の管理を担わせていることが100条調査を通して明らかになりました。

そして、それら一連の決定プロセスにおいて、不自然な点があることも確認されました。当時、本区行政では財産取得、処分、活用にあたっては、まずはその提案について調整会議に諮ります。

そこで次のステップである用地問題検討会に付議するかどうかを検討し、必要と判断されれば用地問題検討会の議論へと進みます。

これらのフローを進める中で、各会議で生じた指摘事項には、適切な対応の見通しを立てた上で、最終的には首脳会議での承認を得る必要があります。

つまり、まずは調整会議で区長に対し提案内容の説明を行い、その後、手続の中でブラッシュアップされた内容をもって首脳会議で最終決定がなされます。

首脳会議の規程には、行政運営の基本方針や重要施策等を審議決定する場であることが明記されています。

255億相当の区有財産の無償貸付が重要施策に該当することは、自明の理です。

しかしながら、この案件は、通常とは異なる順序で手続が進みます。

なぜか、最初に9月17日、用地問題検討会に諮られ、そこで確認事項が指摘されたにもかかわらず、即時、調整会議へ付議を申請、翌9月18日に調整会議が開かれました。

つまり、用地問題検討会での指摘事項は、十分な検討がなされないまま、本案件は2日間という異例の速さにより、その決定プロセスが進められました。

その起案部署の部長を務めていたのが、現在の坂田副区長です。

そして、9月18日の調整会議において、エリアマネジメントに新しい仕組みをつくるという方向性を了承されたものの、幾つかの意見もあったことが記録されています。

したがって、通常であれば、前日の用地問題検討会での指摘事項も含め十分に検討をした上で首脳会議にかけ、最終決定がなされることとなります。

しかしながら、結果としてこの案件は首脳会議にかけられることなく、また、議会に報告されることもありませんでした。

9月17日、用地問題検討会で諮られた土地の貸付や売却を決定づける他の案件は全て首脳会議にかけられているにもかかわらず、無償貸付というこの重要な案件は、不思議なことに首脳会議を通さないまま翌年6月3日に協定及び契約の締結を迎えています。

そもそもこのスキームは、区では日比谷モデルと呼称され、平成23年頃からその構築が進められていました。

そして、その当初の経緯から見ても、坂田副区長の関与が強く考えられました。

そこで、超スピードの意思決定の不自然さ、その後の首脳会議のスキップ、また、議会にも報告をしないことなど、様々な疑問点を明らかにするため、100条調査委員会で証人尋問をするに至りました。

用地問題検討会及び調整会議での指摘事項を検討せず、首脳会議にも諮らなかつた理由について、証人尋問の場において、坂田副区長は次のような発言をしています。

「首脳会議という一つの会議を飛ばしたに過ぎず、行政の中では、意思決定するのは文書主義であり、本案件も決裁を経ている。過程の中で会議を一つ飛ばしたことについて何ら不思議に思っていない」、「無償貸付された広場用地の財産価値が200億であろうと1000億であろうがあまり関係ない」、これらの発言は、首脳会議、ひいては本区の意思決定プロセスそのものへの軽視を示すものであり、また、区民の財産に対する認識の軽薄さの表れであることを断ぜざるを得ません。

また、この件は石川前区長のマンション問題が発端となり、そこから三井不動産との関係を調べる中で偶然に明らかになったことでした。

残念なことに、もし100条調査が行われなければ、区民や区議会は何も知らされないまま、無償貸付のスキームが人知れず20年間にわたり実行されていたこととなります。

この件について石川区長は、第23回の100条委員会の証人尋問において「首脳会議にかける、かけないは私が指示することではなく、所管から上がること。その間、どういう調整をしたのか、私は知るよしが無い」、「議会に報告をしなかったことは、大変遺憾に思う。ただ、どういう事項を議会に報告するかは、それぞれの所管が判断すること」と証言し、責任転換とも言える発言に終始していました。

そこで伺います。

坂田氏は、2021年10月より副区長に就任されています。

現在、事務方トップである副区長として、御自身の当時の御発言と今も同じ考えでおられるでしょうか。

御本人にしか分からないことですので、坂田副区長に答弁を求めます。

ここまでは、行政の意思決定プロセスについての確認でした。

次に伺いたいのは、この日比谷モデルによる区有財産の無償貸付は、本区が本来得るべき利益を毀損しているのではないかという観点からの質問です。

東京ミッドタウン日比谷は、平成30年3月にオープン。

映画館や飲食店など約60店舗が入る商業施設として、また、ステップ広場では催物が行えるなど、人々のにぎわいを創出し、その経営は安定しています。

スライドにあるように、日比谷エリマネ社の純利益は年間約6000万円、外出制限などにより商業施設の経営が大変厳しかったコロナ禍においても、およそ5000万円弱の利

益が生じています。

これらは、エリマネ社が行う施設の長期修繕積立金を除いた純利益の金額です。

そもそも、区有財産を無償で20年貸付けるというこのスキームの考案前に、当該区有地の貸付け、あるいは売却した場合の不動産の鑑定評価を行った形跡は、調査をしても見当たりませんでした。

したがって、かなり早い段階から、無償使用ありきでこの日比谷モデルが推し進められてきたものと評価せざるを得ませんでした。

区議会や区民に一切説明もなく、行政内のしかるべき手続も曖昧なまま進められてきた理由は、そのあたりにあるのかもしれませんが。

私自身は当時、100条調査権を付与された区議会企画総務委員会の委員長を務めていました。

そのため、この100条調査権については粉骨砕身、周りのお力添えもいただきながら8か月間、本当に心から全力を尽くしてその真相究明に当たりました。

税金を原資として区民の暮らしを預かる区政において、特にこの日比谷モデルの件については、次々と明らかになる驚愕の事実、堂々と当然の意思決定の手続をしないことへの釈然としない思い、区民へのじくじたる思い、そして区民代表である議会を軽視することへの憤り、本当に様々な思いを経て、最終的に委員会として調査報告書をまとめています。この調査結果は、真相の追求にとどまらず、千代田区のよりよい未来に向けて、政策決定プロセスの透明化に資することを願っています。

一方で、この100条委員会をきっかけに明らかになったことは、日比谷モデルはその時点で有償貸付への切替えについて十分検討の余地があったと考えますが、いまだ無償貸付のスキームは継続されています。

そこで、当時のまちづくり担当部長であり、現在事務方トップである坂田副区長に伺います。

日比谷モデルについて、千代田区に帰属すべき収益を毀損する結果が100条調査により明らかとなった後も、何もせずそのままにしているのは何ゆえでしょうか。

その理由についてお答えください。

以上につきまして、副区長の明快な答弁を求め、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／はやお議員の御質問のうち、日比谷エリマネ社への区有施設の無償貸付についてお答えをさせていただきます。

現行スキームは区有施設の無償貸付が前提で、また、上位計画に基づく地域のまちづくり実現に資するものであり、区の収益は毀損しておらず、運用変更は考えてはおりません。

なお、区との協定で、日比谷エリマネ社の収益は区有施設の維持管理等に充てるとされており、想定以上の利益が出た場合も私的な目的に用いることはできません。

また、日比谷エリマネ社が担う区有施設の修繕・更新には年4000万円余の積立てが必要であり、工事費高騰によるコスト増や、従前同等の利益が確保できないリスクも考慮すると、同社の利益は過大ではないと認識をしております。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／はやお議員の御質問のうち、行政の意思決定に関する御質問にお答えいたします。

行政事務の遂行に当たっては、行政機関の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から文書主義の原則が取られており、千代田区においても、文書管理規程において、事案の処理は文書または電子文書によって処理しなければならないと定め、文書主義の原則によることを明らかにしています。

一方で、首脳会議の設置及び運営に関する規程では、行政運営の基本方針や重要施策等を審議決定するために首脳会議を設置すると規定されていますが、首脳会議の会議体としての意義は、区長の意思決定に当たっての支援であり、首脳会議を経なかったことは、書面による事案決定を無効とするような瑕疵となるものではありません。

議長／はやお恭一議員。

はやお議員／11番、はやお恭一、自席から再質問をさせていただきます。

副区長からの答弁はいただけなかったこと、非常に残念です。

これは一番分かっているあなたが答弁を立たないということは、私は職員に対する士気にも関わることだと何度も言っております。

まあいいですよ、今後、決算、総括のところで、しっかりと丁寧にやっていきたいと思えますので。

まず、2点再質問させていただきます。

1点目は、文書主義を否定しているわけではないんです、最終的に文書でやるのは当たり前なんです。

またああ言うと、当たり前のことやるのは大変ですなんて、誰か答弁する人がいるんですけど、当たり前のこと\*\*\*よりも、何が一番大切かと言ったら、執行機関が決めた意思形成過程をなぜ守らなかったのかというところが大切なんですよ。

デュー・プロセス・オブ・ローなんですよ。

適正な手続手順に基づいて執行機関がやっていくのが、あなた方の義務なんですよ。

そのことについてお答えいただきたい。



石川区長も、この件については、予算特別委員会において、大変遺憾であると、ここでも言っているんです。

首脳会議にかけなかったこと。

これ、議事録に載っていますからね。

ちゃんと見てくださいよ。

2点目、日比谷エリマネを担う区役所の修繕の更新、年間約4000万とおっしゃっていましたが、100条委員会では、8月26日の100条委では、2050万円を見込んでいっていると言っています。

齟齬があるんです。

いつの間にか変わったんです。

もしこういうことであれば虚偽答弁にもなりますし、または、これは偽証罪にもなります。

以上、その2点についてお答えください。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／再質問に、エリマネの修繕更新に、年4000万といったところで、今、細かいデータを持っていないんですけれども、計画値と実際に建物が竣工したとき、その検討で、金額は今、年4000万程度というふうになっているところがございますので、そういったところで御理解いただけるとありがたいなと思います。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／はやお議員の意思決定に関する再質問についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、意思決定においては文書主義の原則が取られており、文書にて決定されたものが最終的な決定ということになります。

その過程において、首脳会議、こちらの手続を経なかったとしても、それによって、書面によって決定した事項が無効になるということではないというふうに申し上げた次第でございます。

議長／次に、4番小枝すみ子議員。

小枝議員／令和6年第3回定例会に当たり一般質問をいたします。

まず、最初に千代田区のまちづくり構想について伺います。

2020年、令和2年10月、樋口新区長の下、公募区民も参加して、第4次基本構想がまとめられました。

この基本構想では、「伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」

を目指すべき将来像とし、「千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々が活躍し、住み続けられるまち」、「区民一人一人のWell-Beingにつなげる」とのことでした。千代田区では、1984年、昭和59年の3月に「教育と文化のまち千代田区宣言」がなされ、第4次基本構想は、千代田区宣言を踏まえたものと理解していますが、樋口区長の見解を伺います。

千代田区は、昼間人口が夜間人口、すなわち住民に比べて極端に多い区域です。

教育と文化のまち千代田区宣言では、「千代田区は、これからも首都としての中枢機能と共存し、文化的な都市型産業を育成し、職場と住居の近接を図って都市の空洞化を克服していかなければならない。」と述べています。

首都としての中枢機能と言え、日本国憲法第1条に規定されている天皇陛下のお住まいである「皇居」があります。

千代田区は江戸城、そして、それを引き継ぐ皇居をその中心にして成り立っている区です。神田地区も現在では、江戸城の鬼門を守る神社、神田明神を中心に発展をしてきました。しかし、都市再開発業者は経済的利益の追求を優先させ、皇室を敬う気持ちをないがしろにしているのではないかと危惧をしています。

こちらは、2003年、平成15年9月5日に、宮内庁から千代田区まちづくり推進部に提出された「皇居周辺における超高層ビル等建築に関する基本的要望事項」です。

宮殿等から建物が眺望されないこと、宮殿行事に好ましくない状況が生じるおそれを懸念し、高さの抑制等の工夫を求めています。

樋口区長は、宮内庁の「皇居周辺における超高層ビル等建築に関する基本的要望事項」この存在を御存じでしょうか。

伺います。

また、宮内庁の要望事項に対する千代田区の対応について伺います。

皇居の周囲には霞が関、永田町などがあります。

また、経済機能の中心として大手町、丸の内、有楽町のいわゆる「大丸有」、オフィス商業専用エリアがあります。

これらの区域は、千代田区外からの人々が働き、にぎわいを求めてくる区域で、住民は住むことができず、区民から見れば「都市の空洞化」の区域でもあります。

区政において、「区民一人一人のWell-Being」と、「千代田区外の千代田区で働き、学び、集う人々のための賑わいや利便性」のいずれも必要なことですが、樋口区長の中で、究極的には、どちらを優先すべきだと考えているのか伺います。

今、再開発業者により、住民が住んでいる神田・富士見・番町など「千代田区宣言」で危惧した「豊かな特色ある産業や江戸以来連綿と引き継がれた江戸っ子気質の個性ある文化と生き生きとした生活環境」が薄れつつあります。

住民が住んでいる地区には、オフィス商業専用エリアのような高層ビルを規制するゾーニングの再設定と厳格な適用が必要だと考えますが、区の見解を伺います。

さらに、ゾーニングや地区計画、個別の再開発に際しては、「区民一人一人のWell-being」を大切にして、住民主権、住民参加によって決めていくべきですが、樋口区長の見解を伺います。

さらに、産業政策においては、住民が住んでいる地区では、地元密着の個人商店などを優先して支援、誘致すべきだと考えますが、区の見解を伺います。

私は、昨年9月22日の一般質問において、「九段南一丁目再開発に住民の夢を盛り込むことができるだろうか」と質問をいたしました。

まちづくり担当部長の答弁は「都市計画決定後、区有施設の取扱いを区内横断的に連携しながら検討してまいります。」「その検討過程におきまして、区民の御意見や議会での御議論等を適切に踏まえ、最適解を見出していきます。」と答弁されました。

ところが、都市計画決定をした現在、例えばですけれども「23区で千代田区だけがない区民ホールであるとか、あるいは、区役所の90階にしかない区民に不便をおかけしている千代田図書館を、この6番出口の九段下を下りたすぐその前に組み入れてはどうか」といった区民、議会の切実な要望は、何ら顧みられることはありませんでした。

住民の声を聞かない原因は、そもそも千代田区として住民の意見を聴く「ふり」はするが検討しない方針だというふうには思いませんが、人員不足の面があるのでしょうか。

もしも対応できる職員数が十分でないならば、課題を把握したり、再開発の現場に出たり、東京文化資源会議や神田学会(?)など、民間の勉強会、あるいは他自治体での先行的事例の聞き取りなど、様々な情報収集のためのまちづくりの研修に時間を割けるような人員の確保が必要ではないかと考えますが、区の見解を伺います。

次に、区内の消滅危機文化財と区長の姿勢について伺います。

「千代田区宣言」は、「歴史的に培われた郷土の文化遺産を子供たちに伝える」と述べ、「第4次基本構想」は、「先人が築いてきた伝統を大切にしながら、新たな時代における文化や価値観とも調和を図り、未来に向けて力強く躍進し続けます。」と述べています。

樋口区長は、どのような「伝統を大切に」施策を講じているのか、伺います。

千代田区内の登録有形文化財は、すみません、こちらは11箇所と書きましたが、令和6年で2か所追加になったということで、本当は13か所です。

樋口区長は、千代田区内の登録有形文化財の存在について御存じだったか伺います。

また、この中で、千代田区唯一の「震災復興町家」が滅失の危機にあることが樋口区長のお耳に伝わっているのかを伺います。

ここでは、京都府長岡京市の取組を紹介します。

長岡京市では江戸期から続く、旧石田家母屋を2002年、平成14年総務省における「地域資源活用促進事業における地域文化財・歴史的遺産活用事業」の補助金を活用して、街道沿いの町家建築を観光客の休憩の場及び長岡京市の歴史資料を展示する歴史館として保存整備したとのことです。

千代田区では、国の補助金を活用して、危機に瀕している登録有形文化財を保全・活用す

る検討をされたことがあるのかを伺います。

また、千代田区の財政力を持ってすれば、単独事業でも登録有形文化財の保全・活用は可能であると考えますが、なぜ検討さえもしようとならないのか、樋口区長自らのお考えを伺います。

東京一極集中と千代田区のまちづくりについて伺っておきます。

東京一極集中の是正は、近代に入って、東京の過密と地方の過疎、富の集中を解決するための大きな課題でした。

千代田区にとっての東京の過密は、千代田区で働く人やにぎわいを求めてくる人の過密であり、住民の過密とは言えません。

来たるべき災害リスクや希薄化するコミュニティ、歴史文化の消滅、固定資産税のさらなる負担増等、あらゆる観点から、私たちの未来を考えると、千代田区において、これ以上の過密を促進する、東京一極集中を加速するような再開発は見直し、リノベーション型のまちづくりの推進、もしくは住民の暮らしをよりよくする再開発に全力でシフトすべきではないかと考えますが、樋口区長の見解を伺います。

千代田区は、江戸の文化を残している地域です。

人口半減社会に向けて、超高層ビルの建設ラッシュは、高度経済成長期の発想であって、負の遺産となる可能性があり、総量規制を含む成長管理は、容積率制度の本拠地であるアメリカにおいては1980年代より当然のこととして都市を守るために行われてきました。日本の歴史と伝統を発展させるまちづくりに向けて、「人口半減社会における100年後の千代田区構想」策定委員会を設置し、税制、災害、レジリエンス、観光、都市政策、交通などのあらゆる面における各会の一人者(?)を一つのテーブルに集め、その提言を受けて、千代田区の都市計画を全面的に見直すことに着手することを提案します。

区長の見解を伺います。

最後に、不祥事と情報公開の徹底について伺います。

今年1月、千代田区における官製談合とあっせん収賄事件による元議員と元区議の逮捕があり、8月25日には同じ区議による「越境入学不正あっせん」事件が全国紙一面トップで報道されました。

真実を知りたいという区民の声が強まっています。

今、何より大切なことは、情報公開です。

捜査が終了し、刑も確定して既に2か月が経過しています。

情報公開をすることによって、捜査への支障はありません。

不都合なことでも区民の前に可能な限り明らかにする、個人情報への配慮をした上で、関係資料を即座に情報公開すべきであることは論を待ちません。

越境入学についても、制度に沿ったもの、教育的配慮に基づくものなどもあります。

まずは、ありのままの情報を公開し、オープンな中で議論を行い、その上で、是非の判断や今後の対応策を検討するというのが、行政の取り得る最善の道だと考えます。

まず、事実関係について伺います。

昨年9月からのあっせん収賄事件捜査で、千代田区に最初に捜査協力の依頼があったのはいつだったのでしょうか。

書類送検された職員の事情聴取は何月から行われていたのでしょうか。

事情聴取がされ、6月5日の懲戒処分を受けた幹部職員を再発防止担当の部長として3月末まで担当させ、議会答弁にも立たせてよいと判断したのはどなただったのでしょうか。

3点につき、具体的にお答えください。

3月8日の予算委員会ではまもり議員が、有識者会議の弁護士を「区の費用を幾ら支払い、いつから契約しているのか」と質問した際、区は「捜査中だから答弁できない」、「時期と回数は捜査を類推させるので答弁できない」と言い切り、さらに質問についても、一部、議事録削除を求めました。

昨年9月から今年3月まで7か月に及び、書類送検された部長が当該質問の答弁に立ち、再発防止の対策をしていると、一体、そのとき誰が思ったのでしょうか。

区長・副区長は、政策経営部長が書類送検対象となっていることをいつ知ったのか、伺います。

また、なぜ書類送検、すなわち捜査の対象となっている人を再発防止の責任者、担当者としたのか、その理由も伺います。

2月7日「再発防止対策有識者会議」設置以前に、有識者会議の構成員となる委員2人に、千代田区は昨年の9月の捜査開始初期より相談を行っていたのではないかとする見方があります。

3月8日のはまもり議員の予算委員会での質問について、捜査が一段落した今、報酬額の支払い形態、その額も含め、明確にお答えください。

また、8月26日の議会運営委員会において、私が、越境入学あっせんの新聞報道の件について、既に政策経営部で把握しているのではないかと情報の報告を求めたところ、村木政経部長は、「改めて内部で事実関係等を確認いたしまして、必要な事項について報告する、記者会見についても同様」だとお答えになりました。

8月の質問から1か月経過しています。

どのように確認したのか、明快な説明を求めます。

お答えください。

情報公開なくして、住民参加なしです。

行政が加工した情報を都合よく切り取るやり方はフェアではありません。

区民の信頼を回復するためにも、不祥事に関する情報こそ、よりスピーディに、隠し立てなく、ありのままの情報を公開すべきと考えます。

区長、副区長の見解を伺います。

どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／小枝議員の文化財に関する御質問にお答えいたします。

最初に、「伝統を大切にする」施策についてですが、議員の御質問にもあるとおり、区は、「教育と文化のまち千代田区宣言」や「基本構想」の中で伝統の大切さについて記述しています。

また、第2回区議会定例会の区長招集挨拶でも区内各地の祭礼行事について「長く継承されてきた文化であり、地域の誇りである」と述べております。

具体的な施策については、現在策定中の文化財の保存・活用に関する区のマスタープランである「千代田区文化財保存活用地域計画」の中でお示ししてまいります。

次に、登録有形文化財の存在についてですが、区内にある国の登録有形文化財13件について認識しているところです。

また、その中で「震災復興町家」とされる建造物は個人の所有物であるため、その保存等については権利者のお考えが優先されるべきものであり、軽々に行政が関与すべきではないと考えております。

最後に、国の補助金の活用や区の単独事業化についてですが、国の保存修理事業補助や公開活用事業補助について、区もその制度概要や利用手続について当該建造物の所有者に御説明させていただいております。

また、国の登録文化財について、区の財源を投入することは考えておりませんが、今後も、こうした登録有形文化財建築物について、国の補助制度の活用や民間事業者による利活用策を含めた広範な協議が円滑に進むよう必要な支援を行ってまいります。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／小枝議員の「皇居周辺における超高層ビル等建築に関する基本的要望事項」に関する御質問にお答えします。

この要望書は、宮内庁から当時のまちづくり推進部長宛てに依頼があったもので、現在も皇居周辺において事業を行う場合は、宮内庁と適切に協議をするよう指導しております。

次に、まちづくりにおけるゾーニングに関する御質問にお答えします。

千代田区都市計画マスタープラン、第4章地域別まちづくりの方針で、各地域の特性を踏まえたまちの将来像や地区別のまちづくりの方針を示しており、その方針に沿ったまちづくりを進めることで、まちづくりに関するWell-being向上につながるものと認識しております。

次に、産業政策に係る御質問です。

都市計画として、個々の私有財産の入居テナントに個人商店等の誘導を図ることはできま

せんが、例えば、低層部は商業用途とするといったルールを地区計画として位置づけることで、一定の誘導は図れると考えております。

地域ニーズの確認も重要であり、地域振興部とも連携しながら検討を進めることが重要と考えております。

次に、まちづくりに関わる人的資源の質と量に係る御指摘ですが、各種研修や対外的な勉強会については、各職員可能な限り参加し、自己啓発、情報収集に努めております。

課題対応に際しては、他自治体の先行事例等のヒアリングも適宜実施しているところです。また、他の公的機関等との人事交流も有効であり、今後も活用をしていきたいと考えております。

最後に、本区は、全国に先駆けて都市化が進んだことから、都市インフラをはじめ、老朽化による機能更新の時期を迎えた建築物も少なくありません。

そうした状況にある中、地域の構想や地区計画に記載した将来像を具現化するため、再開発等の手法を用いるものであることは御承知のとおりです。

今後も日本の経済・活力を牽引する国際都市東京の中心としてのまちづくりを推進していく必要があると認識をしております。

区の都市計画は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針にも即して定めるものです。

議員の御提案につきましては、検討の際の参考にさせていただきます。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小枝議員の基本構想等にかかる御質問にお答えいたします。

まず、基本構想と千代田区宣言の位置づけについてですが、第4次基本構想においては、この宣言を踏まえることとしており、基本構想の実現に向けた取組を進めるに当たり、尊重し、考慮すべきものと位置づけております。

次に、「区民一人ひとりのWell-being」と「千代田区外の千代田区で働き、学び、集う人々のための賑わいや利便性」のどちらを優先すべきかについてですが、基本構想に掲げた将来像を目指すに当たり、双方は、相互に排斥するものではなく、いずれも必要不可欠で重要な要素であり、どちらか一方を優先するというものではないと認識しております。

次に情報公開等に関する御質問にお答えいたします。

前政策経営部長の件につきましては、入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会は、あくまでも区の検討会議であり、メンバーは役職で選任されたものです。

前政策経営部長につきましては、4月4日に書類送検されたことにより、事件との関わりが明らかになりました。

その間、当該前部長は、あくまでも職として対応していたもので、議会答弁についても、その職責に基づき行っていたものです。

なお、捜査に関する事項については、区としてはお答えすることはできません。

有識者会議の構成員となる2人の弁護士には、令和5年11月以降に、職務に関する法律相談制度を利用して相談をしております。

相談には、要綱に基づき規定の額を支払っています。

越境入学の件につきましては、今回報道のあった区域外就学の申請について、所管の教育委員会で書類上の不備の有無や要件を確認したところ、適正に事務手続が行われているとのことです。

必要であれば所管の委員会で御報告することになると認識しております。

情報公開につきましては、区の情報公開条例に従い適切に行っており、今後も適切な情報公開に努めてまいります。

議長／小枝すみ子議員。

小枝議員／自席から再質問させていただきます。

御答弁ありがとうございます。

しかしながら、今、お座りになったほうからちょっと先にお伺いさせていただきますけれども、朝からの答弁を聞いていても、区は各部、各課で捜査に協力したような格好で、この何ていうんですかね、区としての取りまとめ役がいなかったかのように言っているんですけど、そんなはずはないんですね。

今、\*\*\*部長が答弁されたけれども、じゃあ警察の窓口になったのは、捜査の窓口になったのは誰なんですかってことなんですよ。

その人が最初に誰から連絡来たかも分かっているし、いつから野々上弁護士に相談したかも分かっている。

その時期が古ければ古いほど、それはやはり行政としては、しかもその責任者であった部長が懲戒処分になっているわけですから、正直、不適格なわけですよね。

それを知っていながら頼んだんですか。

じゃあ、逆に言うと、知ったのはいつなんですかと聞いているけれども、私には聞き取れなかった。

責任者、警察の窓口になったのはどこ部なんですか、誰なんですか、部長、誰なんですかと聞いています。

それをはっきり答弁してください。

あとは、委員会でやってください。

あとは、まちづくりに関しては、再開発しちゃいけないなんて言っていないんです。

いい再開発してください、文化を守る、環境を良くする、未来に華々しいものにしてください。

だけれども、そのためには、ここは中央区でも港区でもないんです。



江戸城外堀の中に千代田区というのはほとんどあるんです。

つまり、文化財の中に私たちが存在していて、そして20年前に悲鳴が上がっているんです、皇居の中から。

であれば、区長は一度でもいいから、その中から見てくれたんですかってことなんです。

昭和59年の区民たちは悩んだから、教育と文化の、笑っている場合じゃないんですよ。

教育と文化のまちづくり宣言の中には、首都機能との共存と書いてあるんです。

それはやはり、皇居の側から見た、あるいは江戸城の側から見た、そういうふうな有り様をしっかりと考えていかないと、これはもう、国の品格としての問題、つまり引っ越さなければならなくなるということまでなってくるんです。

私たちの財産を失うことになりかねない。

そのために両方共存しようとして、教育と文化の宣言というのをやっているんです。

だから節度がある。

共に悩んで、真剣に考えて、調和、調整していく力が私たちには必要だってことなんですよ。

やるな、なんて言ってないんです。

躓かないでくれって言うてるんです。

もう躓いてる暇暇ないので。

そこのところちゃんと、まちづくり部答弁してください。

区長に聞いたんだけど、まちづくり部でいいです。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／小枝議員の再質問にお答えいたします。

皇居周辺に関しては、先ほど御答弁したとおりです。

一方で、再開発等に伴うデメリットみたいなところの御指摘なのかなと。

ただ、そういったデメリットを克服する取組を進めていくこと、こういったことも認識しておりますけれども、先ほど御説明したとおり、日本の経済、活力を牽引する国際都市東京としての中心としてのまちづくり、これを進めていきたいというふうに考えております。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小枝議員の再質問にお答えいたします。

ただいまの再質問のうち、まず、警察の捜査に対し、区としてどういった形で協力していたかという、そういった御質問だと思います。

これに対しては、区に対して警察の捜査の協力の依頼のあったものについては、区として

対応したものであります。

個々の個人について聴取等を行われたケースもあるかと思いますが、それについては、区としては関与してございませんので、それぞれの個人が対応したということになります。それから、弁護士との相談につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

議長／お諮りします。

本日は、以上で延会したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は、明日9月26日午前10時30分から開会します。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、御了承願います。

本日は、以上で終了します。

延会します。